

美唄市立地適正化計画

部分見直し版

2022年9月

北海道 美唄市

目 次

1	立地適正化計画の概要	
(1)	立地適正化計画策定の概要	1
(2)	計画策定の目的	2
(3)	計画期間	3
2	現状と課題	4
(1)	地勢	4
(2)	人口	5
(3)	土地利用	12
(4)	公共交通	17
(5)	都市機能	24
(6)	経済活動	45
(7)	財政	48
(8)	都市構造上の評価	51
(9)	アンケート調査結果	52
(10)	課題の取りまとめ	77
3	まちづくり方針	80
(1)	まちづくりの目標	80
(2)	上位及び関連計画の方針	81
(3)	まちづくりの基本方針（ターゲット）	82
(4)	都市の骨格構造と目指すべき都市像	84
(5)	課題解決のために必要な施策・誘導方針（ストーリー）	86
4	居住誘導区域の設定	88
(1)	居住誘導区域設定の考え方	88
(2)	居住誘導区域の設定	88
5	都市機能誘導区域・誘導施設の設定	90
(1)	都市機能誘導区域設定の考え方	90
(2)	都市機能誘導区域の設定	90
(3)	誘導施設の設定	92
6	届出制度	94
(1)	居住誘導区域外における届出・勧告制度	94
(2)	都市機能誘導区域外における届出・勧告制度	95
(3)	都市機能誘導区域内における届出・勧告制度	95
7	具体的施策の整理	96
(1)	居住誘導の具体的施策	96
(2)	都市機能誘導の具体的施策	98
(3)	低未利用土地に関する具体的施策	104
(4)	公共交通に関する具体的施策	105
8	目標の設定と評価方法	106
(1)	居住誘導区域の目標	106
(2)	都市機能誘導区域の目標	106
(3)	施策の評価方法	108
9	資料編	109
(1)	策定組織	109
(2)	策定の流れ	110
(3)	新旧対照表	110

1 立地適正化計画の概要

(1) 立地適正化計画策定の概要

これからのまちづくりにおいては、急激な人口減少と少子高齢化が大きな障害となっています。また市町村の税収が減少しているにもかかわらず、福祉予算の増大や高度成長期に整備されたインフラ施設の更新時期を迎える等、財政難の状況が長く続いています。

そのため、今後の理想的な都市のあり方として、人々の住まいや公共施設、医療施設、商業施設等を一定の範囲に納め、市街地の空洞化を防止しようとするのが「立地適正化計画（以下「本計画」という。）」です。公共交通等も含め都市全体の構造を見直そうとするもので、「都市計画マスタープラン」の高度化版として位置付けられます。

本計画の対象区域は、美唄奈井江都市計画区域における美唄市分（約 11,821ha）を基本とし、特に必要がある場合にあっては、都市計画区域外も対象区域と考えるものとします。なお美唄奈井江都市計画区域の美唄市分の位置は、下記の図に示すとおりです。



図 1-1 立地適正化計画対象区域

(2) 計画策定の目的

美唄市（以下「本市」という。）においては、かつての炭鉱産業から一転し、農工一体の産業構造を目指したまちづくりを進めてきました。しかし、その後の人口減少や少子高齢化、車社会の進展による市街地中心部における購買力低下がもたらす中心市街地の空洞化等により、都市構造そのものを見直さなければならない局面を迎えています。特にまちの拠点となるべき中心市街地において、空洞化により賑わいや活気が失われていることが、市内経済そのものの活性化への大きな課題となっています。このような状況を踏まえ、これまでのように土地利用規制等で都市をコントロールするだけではなく、新たな視点を持った取り組みが必要です。

こうした背景のもと、今後において本市に必要な都市機能と公共施設を集約させ、地域の活性化と生活利便性の向上及び経営コストの効率化を図りながら、少ない人口であっても市民生活の満足度を高める「賑わいを創出」した「魅力あるコンパクトなまちづくり」を目指すため「美唄市コンパクトシティ構想（以下「本構想」という。）」を平成 28（2016）年度から平成 29（2017）年度までの 2 ヶ年で策定したところであります。

今後は本構想を基本に、平成 26（2014）年 8 月に新たに制度化された「立地適正化計画」へ移行策定し、居住機能や都市機能の誘導の他、これまで都市計画において、位置づけられなかった医療、福祉、介護、文化等の公共施設の集約化を明確にする等、本市が将来にわたり 1 つの都市として持続可能となるようなまちづくりを進めていくこととします。

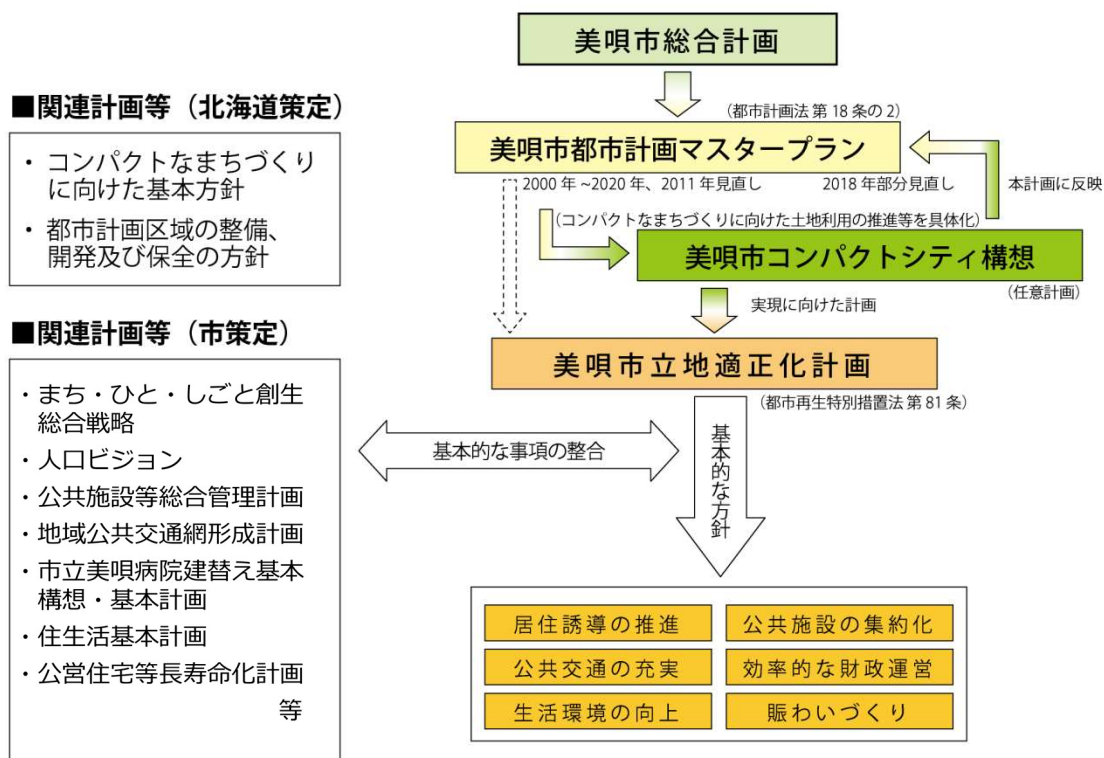


図 1-2 立地適正化計画の位置付け

(3) 計画期間

本計画は、平成 31（2019）年度を基準年とし、令和 22（2040）年度までの 22 年間を計画期間として策定したものです。

また、令和 3（2021）年度に策定した本計画の上位計画である第 2 期都市計画マスタープランに基づき、本市の理想とするコンパクトなまちづくりの基本方針を示すものとします。

計画期間の基本的な考え方は、下記の図に示すとおりです。

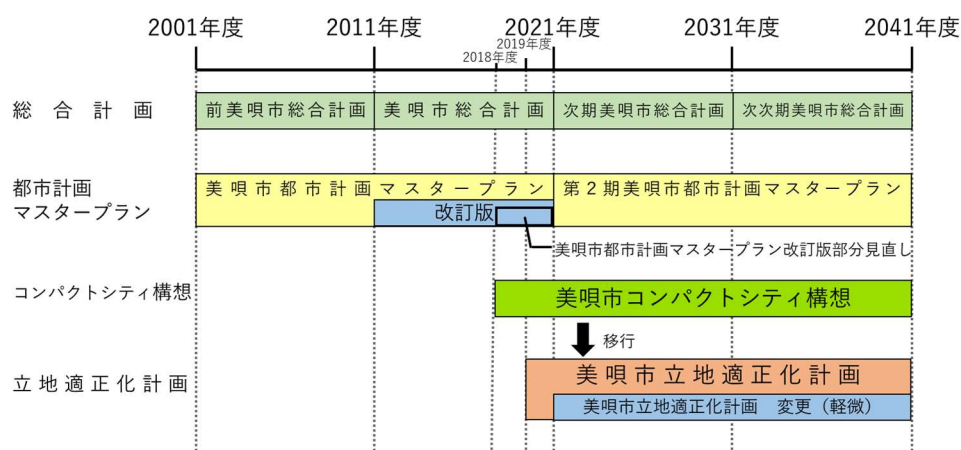


図 1-3 計画期間の基本的な考え方

2 現状と課題

(1) 地勢

本市の地形は、東部丘陵地帯と西部平野地帯とに大別されます。

東部丘陵地帯は、緑に囲まれた比較的高度が低いなだらかな起伏が連続する丘陵地で、北海道中央部に属する石狩山地に続いています。標高 986.9mの美唄山をはじめとした比較的高い山があり、これら南北方向の分水嶺から美唄川などの諸河川が石狩川に向けて流路をとっています。また、西部平野地帯は石狩平野に属する低地平野地帯で、そのほとんどが米作を中心とした農耕地として利用されています。



図 2-1 美唄市の地勢（資料：国土地理院基盤地図情報）

(2) 人口

①人口分布

500mメッシュ（25ha 当たり）ごとの人口分布によると、市街地人口が高くなっているほか、郊外部では南美唄、日東、峰延にまとまった人口分布が見られます。

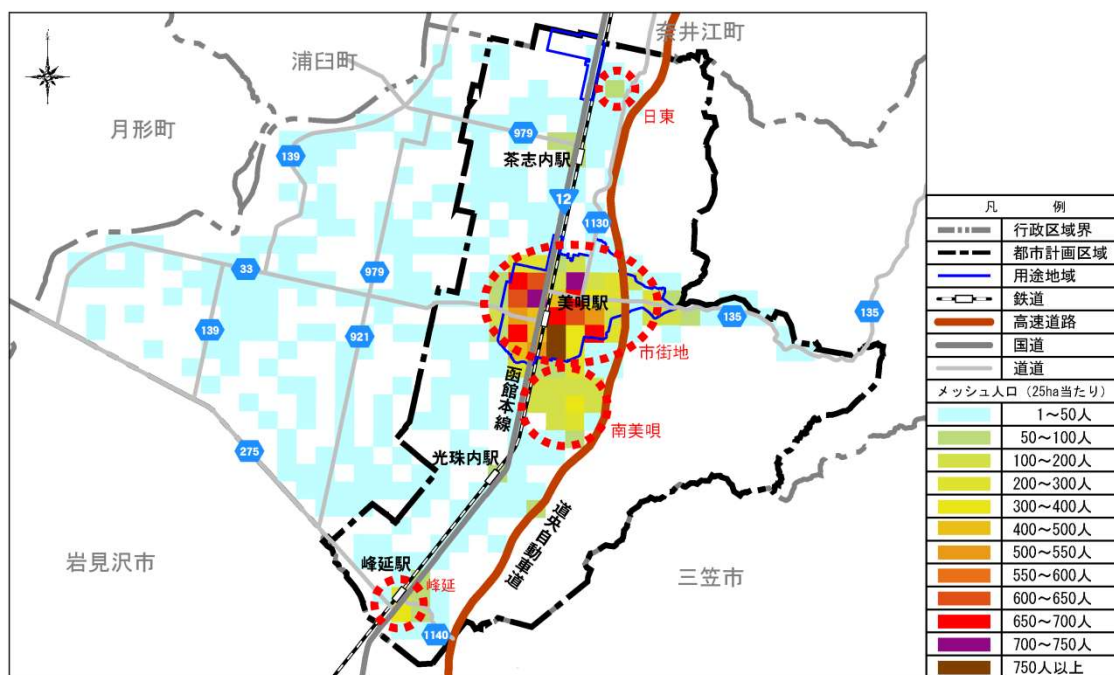


図 2-2 2015 年人口分布 500mメッシュ（25ha 当たり）（資料：国勢調査、国土数値情報）

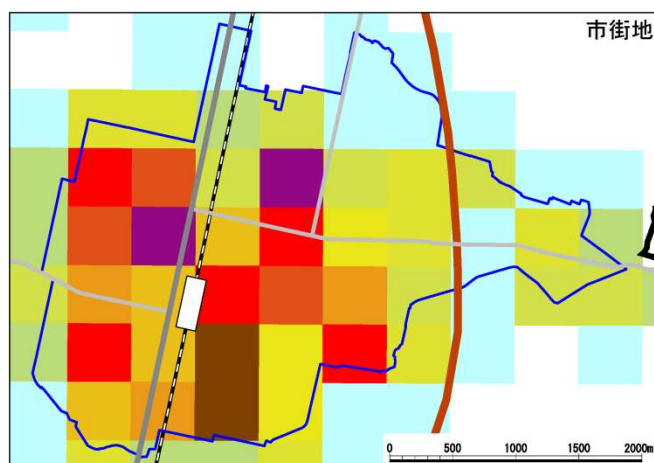


図 2-3 2015 年人口分布 500mメッシュ（市街地拡大）（資料：国勢調査、国土数値情報）

課題

- ・市街地以外においても、まとまった人口分布が市内の各地域に存在し、人口が拡散しているため、まとまりのある市街地が形成されていません。
- ⇒市街地において、居住を誘導するためには求心力を持ったまちづくりを進める必要があります。

②人口・世帯数の推移と将来見通し

人口は、1972 年から 1973 年の三菱美唄炭鉱、三菱炭鉱、北菱我路炭鉱の閉山に伴い大きく減少し、その後も一貫して減少傾向にあり、2015 年には 23,035 人となっており、閉山後の 1975 年以降では、人口は 4 割程度減少しています。

世帯数について閉山後のピークである 1985 年と、2015 年を比較すると 2 割程度の減少となっており、世帯人員では 1980 年が 3.03 人/世帯に対し、2015 年は 2.26 人/世帯と減少が進んでいます。

国立社会保障・人口問題研究所による将来人口は、2015 年の実績値 23,035 人に対し、2040 年には 10,912 人と 53%の減少となる見通しです。

また、高齢化率については 2015 年が 38.4%に対し、2040 年が 55.8%と 17.4 ポイントの増加となる見通しです。

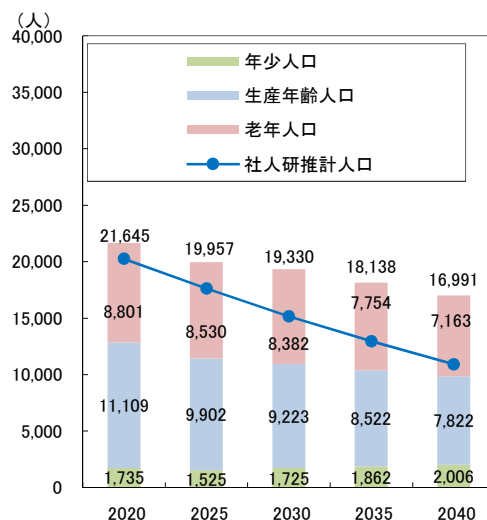


図 2-4-1 将来人口（参考）
（資料：美唄市人口ビジョン）

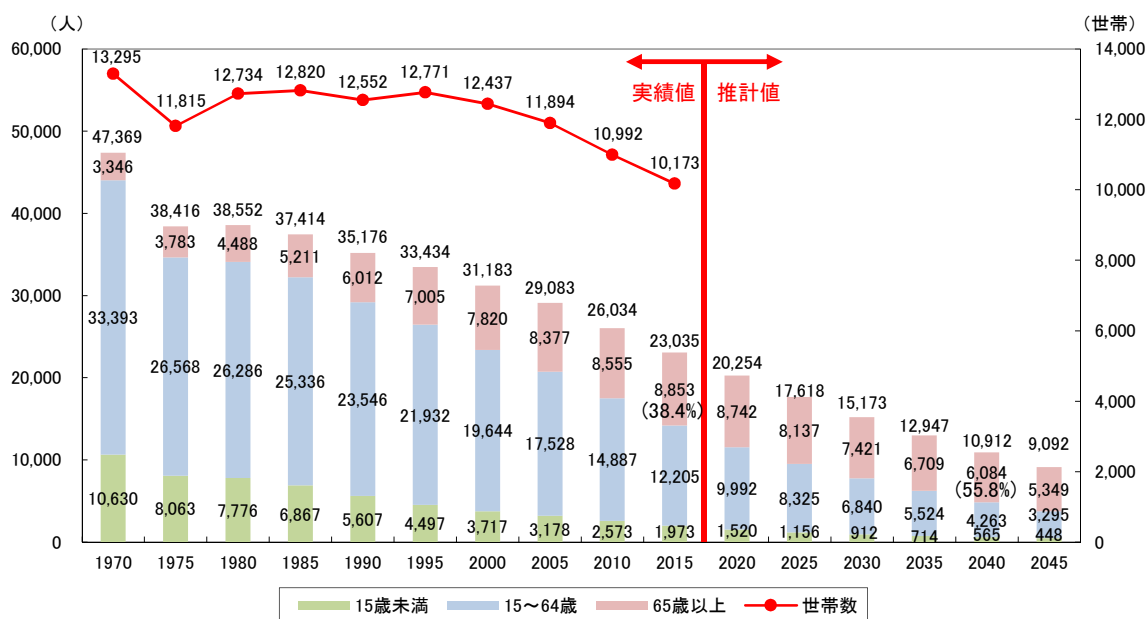


図 2-4-2 年齢3区分別人口の推移・推計と世帯数の推移
（資料：国勢調査、国立社会保障・人口問題研究所）

注) 図 2-4-1 における美唄市人口ビジョンの推計人口は、国立社会保障・人口問題研究所の推計値を基に、合計特殊出生率が 2030 年に 1.80、2040 年に 2.07 と通増し、かつ社会増減が 2040 年に均衡するものとして推計された値。年齢3区分別人口には年齢不詳者が含まれていないため、その合計値が人口総数と異なる年度がある。

図 2-4-2 における将来人口は、G空間情報センター将来人口・世帯予測ツール V2 (H27 国調対応版) で算出。

課題

- ・将来においても、人口と世帯数の減少及び高齢化が進行することが予想されます。
- ⇒高齢者世代の増加に対応した上で一定の人口を確保し、効率的な都市運営を推進する必要があります。

③地域別人口の推移

1995 年から 2015 年までの 20 年間の人口推移は、中央生活圏で約 3 割が減少し、南部生活圏で約 4 割、西部生活圏と北部生活圏で約 5 割、東部生活圏で約 6 割がそれぞれ減少しています。

また 2015 年における地域別の高齢化率は、中央部生活圏で 4 割弱、東部生活圏で 6 割弱、西部生活圏で 4 割、南部生活圏と北部生活圏で 5 割弱となっています。

表 2-1 地域別人口と高齢化率の推移（資料：国勢調査）

生活圏	年	年少人口	生産年齢人口	老年人口	人口総数	人口増減率	高齢化率
		15 歳未満	15～64 歳	65 歳以上			
中央部生活圏	1995 年	3,631	17,472	5,158	26,261	—	19.6%
	2015 年	1,717	10,380	7,069	19,166	73.0%	36.9%
東部生活圏	1995 年	49	315	238	602	—	39.5%
	2015 年	6	94	130	230	38.2%	56.5%
西部生活圏	1995 年	268	1,021	354	1,643	—	21.5%
	2015 年	57	464	356	877	53.4%	40.6%
南部生活圏	1995 年	329	1,870	734	2,933	—	25.0%
	2015 年	116	817	865	1,798	61.3%	48.1%
北部生活圏	1995 年	219	1,240	514	1,973	—	26.1%
	2015 年	77	450	433	960	48.7%	45.1%
全市	1995 年	4,496	21,918	6,998	33,412	—	20.9%
	2015 年	1,973	12,205	8,853	23,031	68.9%	38.4%

注) 年齢の秘匿地区があるため、1995 年では 22 人、2015 年では 4 人を含まない。



図 2-5 生活圏の区域（資料：第 6 期美咲市総合計画）

課題

- ・中央生活圏以外の各生活圏における人口減少及び高齢化の進行が著しい状況です。
- ⇒市街地への居住誘導を図りながらも各地域への効率的な公共交通網の形成が必要です。

④将来見通しにおける条丁目人口増減

2015年から2040年までの条丁目別人口増減率の推計値は、2015年の人口を1.00とした場合、用途地域内においては「0.00～0.25」から「1.50～」のエリアが分布しており、減少と増加の条丁目地区が混在しています。用途地域外では、大半のエリアで「0.25～0.50」と減少しています。

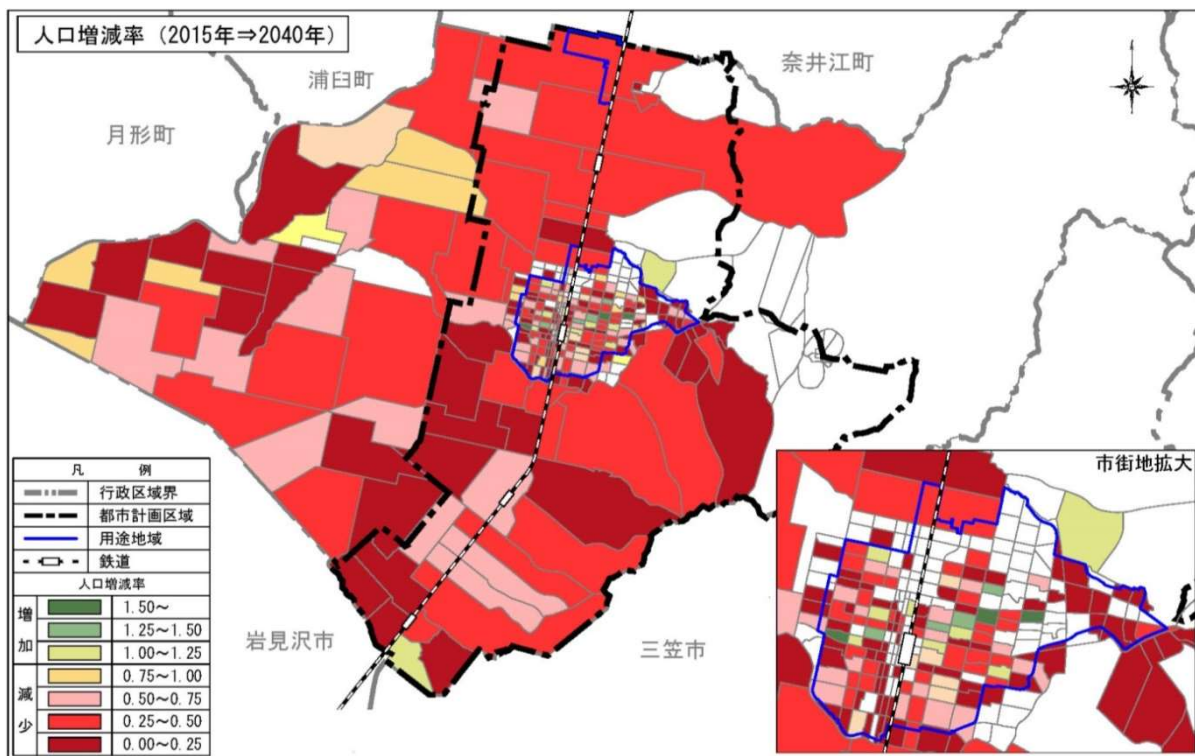


図 2-6 条丁目別人口の増減率※

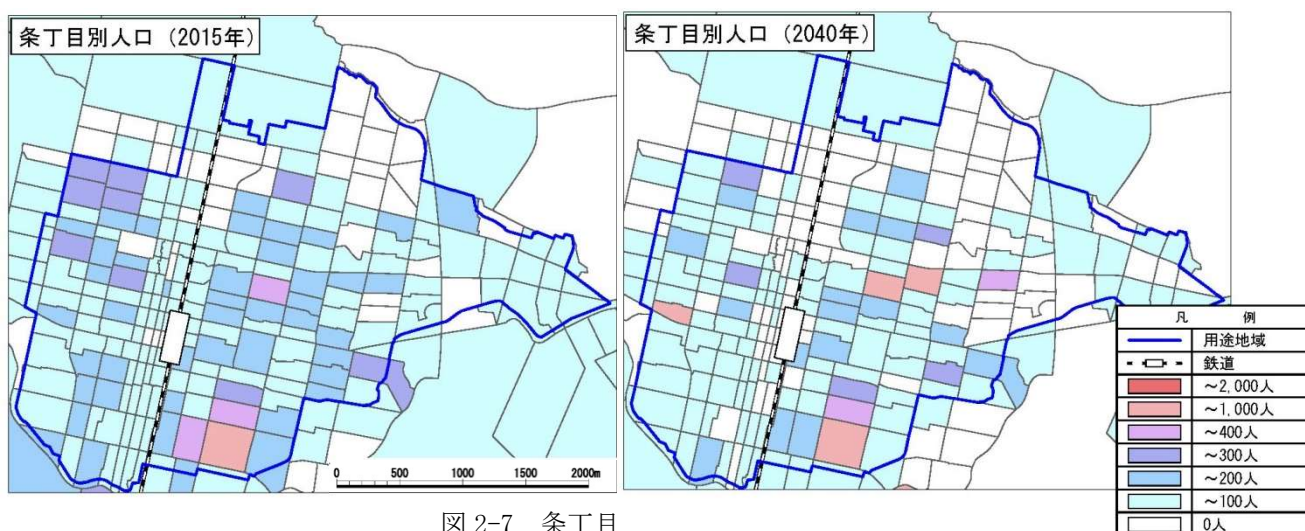


図 2-7 条丁目

※条丁目別将来人口はG空間情報センター将来人口・世帯予測ツール V2（H27 国調対応版）を使用した。
人口が少ない地区については、秘匿地区として近隣の地区に合算されている。

課題

- ・郊外部においては人口減少が目立ちますが、用途地域内においても人口減少が大きく進む条丁目があります。
- ⇒郊外部からの住み替え促進などが必要です。

⑤人口集中地区（D I D）の変遷

1975 年から 2015 年にかけての人口集中地区の変遷について、区域が拡大した箇所は J R 美唄駅から離れた市街地縁辺部に多く見られます。一方、区域が縮小した箇所は J R 函館本線沿線の比較的に利便性の高いエリアにおいて多く見受けられます。

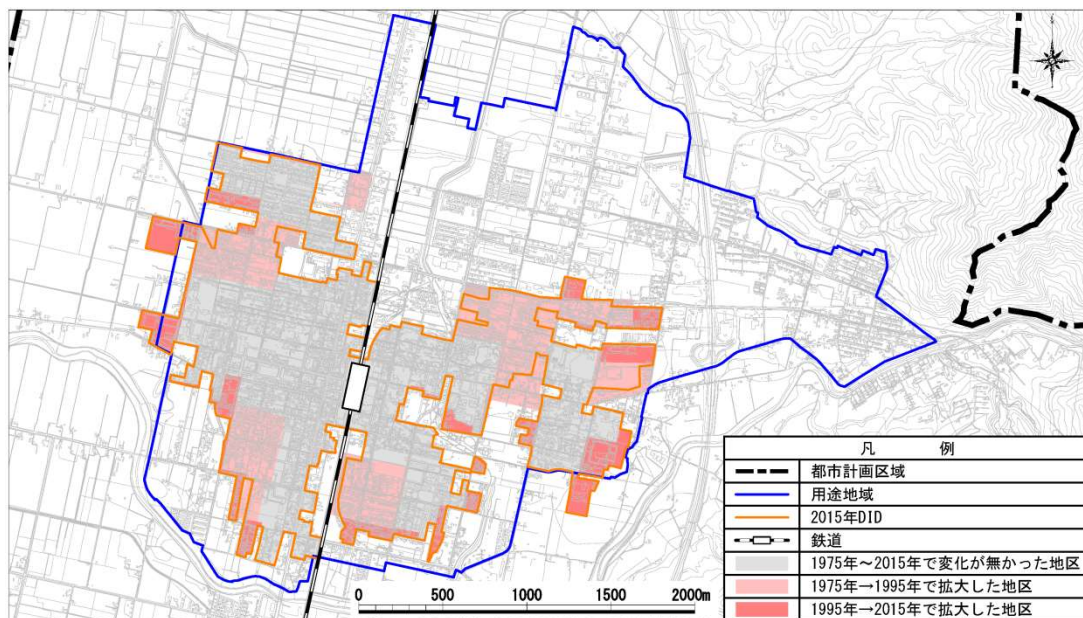


図 2-8 人口集中地区拡大部（資料：各年国勢調査）

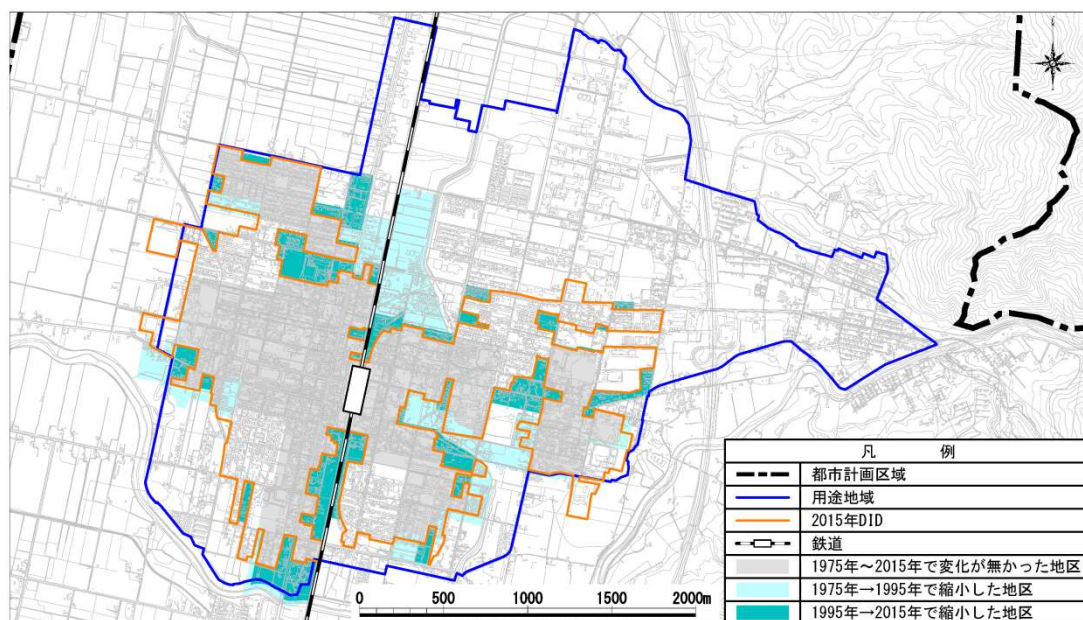


図 2-9 人口集中地区縮小部（資料：各年国勢調査）

課題

- ・人口集中地区が外側へと拡散しています。人口密度の低下は、まちの活気や賑わいが失われていくことに繋がります。
- ⇒利便性が高いにも関わらず縮小した区域は、居住を誘導すべき地区であるかを見極め、適切な土地利用を進めていく必要があります。

1975年から2015年までの40年間の人口集中地区内人口および人口密度を見ると、ピークは1995年の13,988人、40.0人/haとなっており、以降は人口および人口密度はともに減少傾向にあります。

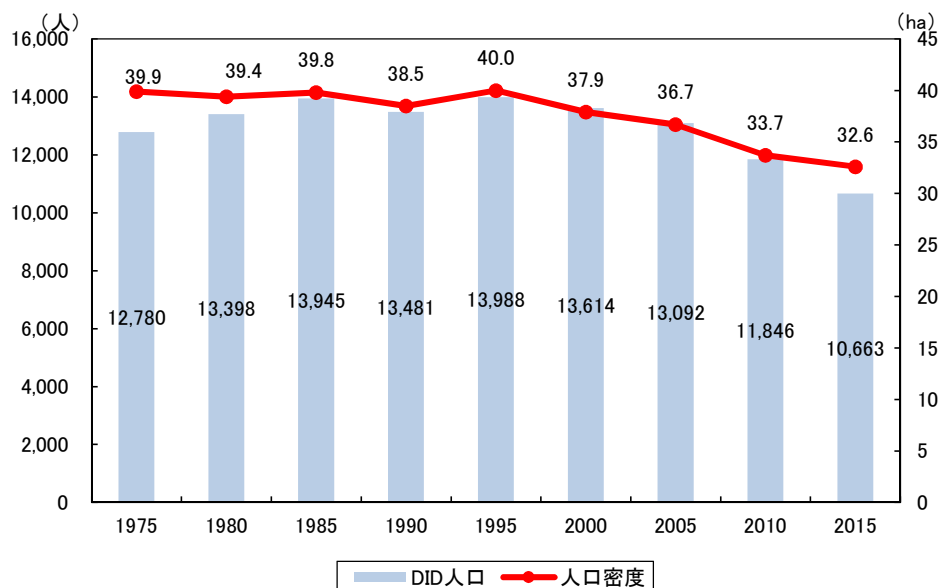


図 2-10 人口集中地区人口と人口密度（資料：各年国勢調査）

表 2-2 人口集中地区面積（資料：国勢調査）

年	1975 年	1980 年	1985 年	1990 年	1995 年	2000 年	2005 年	2010 年	2015 年
面積 (ha)	320	340	350	350	350	359	357	351	327

⑥従業者の市内常住率の推移

従業者※の市内常住率は 2000 年が 87.2%に対し、2015 年には 6 ポイント減少の 81.2% となっており、本市の周辺から通勤する割合が上昇しています。

表 2-3 従業者※の市内外常住数の推移（資料：各年国勢調査）

項目	2000 年	2005 年	2010 年	2015 年
美唄市内に常住する人数	12,045	10,461	8,745	7,909
本市の周辺に常住する人数	1,763	1,785	1,879	1,828
合 計	13,808	12,246	10,624	9,737

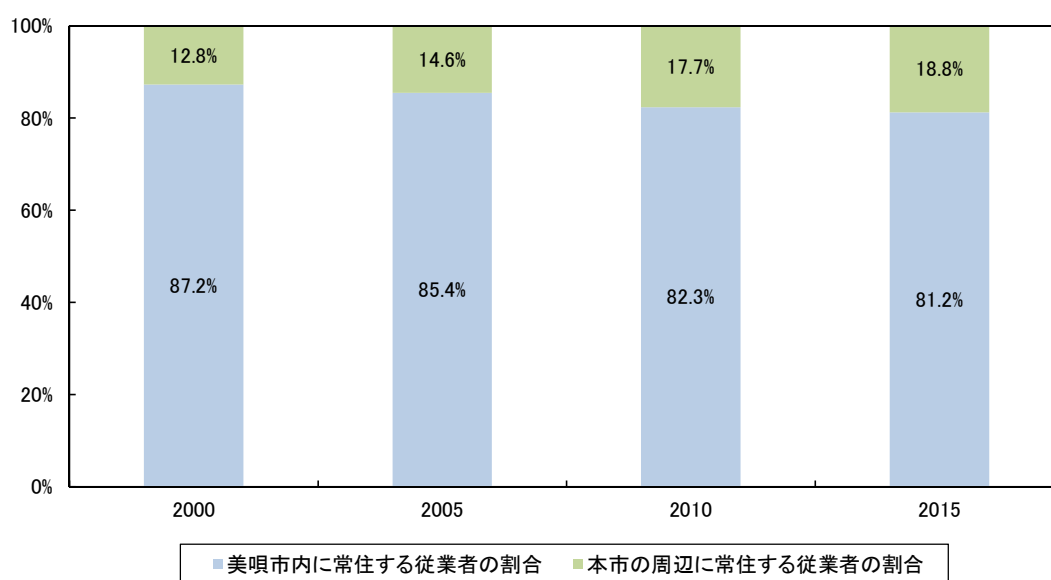


図 2-11 従業者※の市内常住率の推移（資料：各年国勢調査）

※従業者：美唄市内で働いている方（市外に住んでいる方を含む）

課題

- ・本市に勤めている、市外からの通勤者比率が増加する傾向にあります。
- ⇒本市の周辺に常住する通勤者に対する移住施策を行っていく必要があります。

(3) 土地利用

①土地利用現況

1976 年と 2014 年を比較すると、用途地域内及び国道 12 号沿線を中心に建物用地が大きく拡大しているのに対し、1975 年から 2015 年にかけての人口は、用途地域内で 3 割近く減少しています。

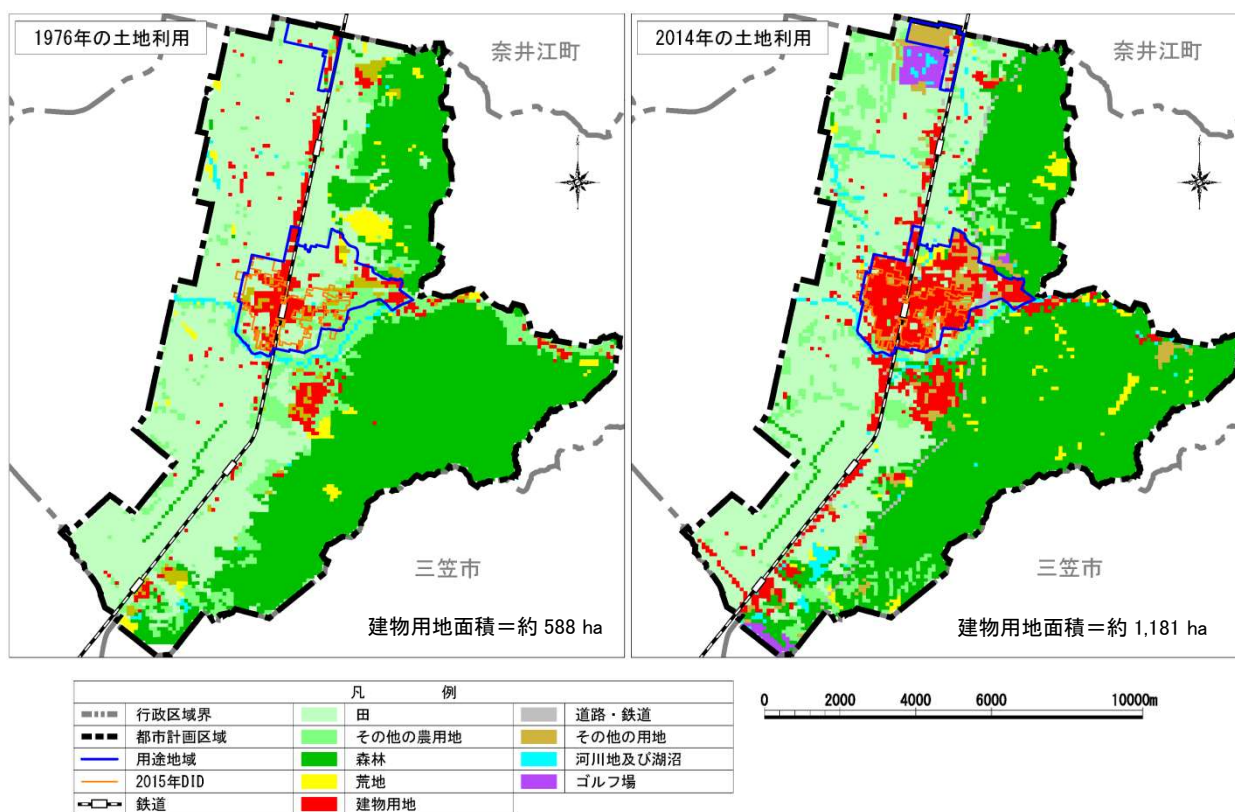


図 2-12 土地利用現況（1976 年、2014 年）（資料：国土数値情報）

課題

- ・特に用途地域内において空き地が増加しており、今後も増加し続けることが推測されます。

⇒空き地の有効活用の検討が必要です。

②非都市的土地利用現況

2014 年の用途地域及び周辺部における非都市的土地利用の状況は、市街地北側、南東端及び南西端と、茶志内地区の国道 12 号沿線に多数分布しています。

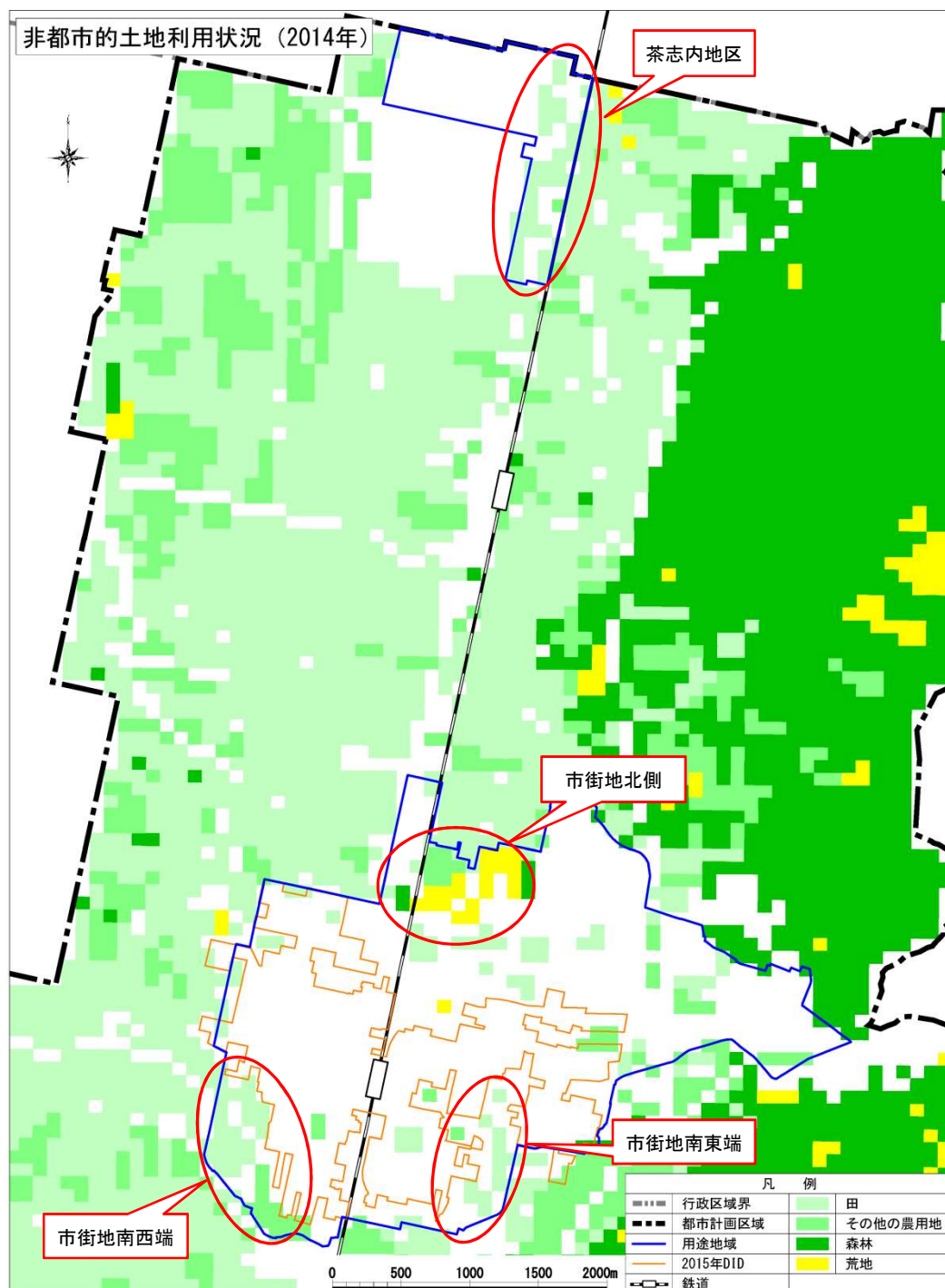


図 2-13 非都市的土地利用の状況（2014 年）（資料：国土数値情報）

課題

- ・用途地域内の未利用地は、効率的な土地利用形成の阻害要因となります。
- ⇒未利用地の有効活用あるいは用途地域の縮小の検討が必要です。

③空き家の分布状況

空き家状況は、南美唄町、落合町、我路町及び日東町にまもって分布しています。市街地においても多数の空き家が存在しています。

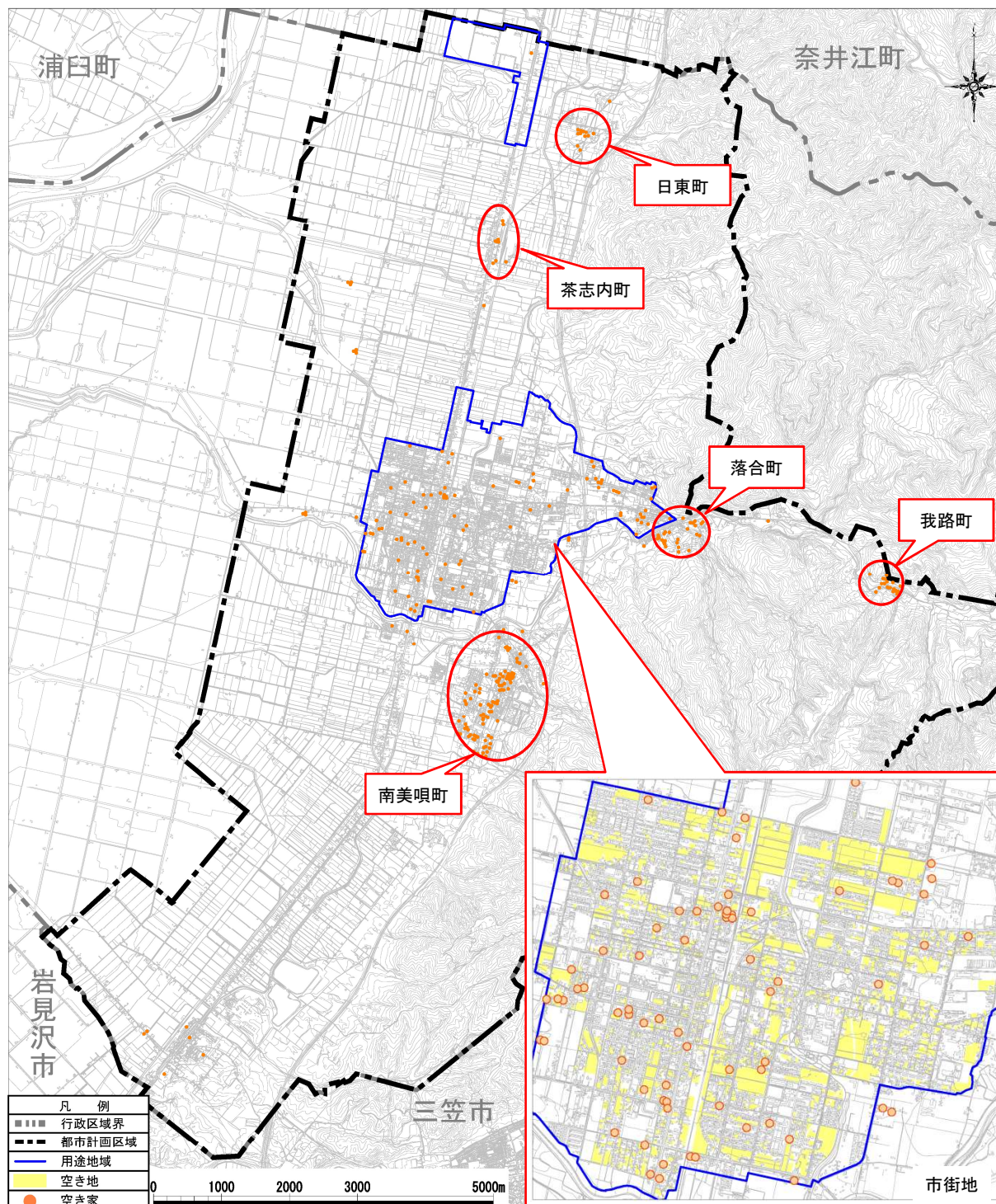


図 2-14 空き家の分布状況 (資料: 美唄市 2013 年 10 月末現在)

課題

- ・ 空き家は建物の倒壊のおそれがあるなど、市民の日常生活に対して危険であり悪影響を与えます。

⇒ 空き家等対策計画の策定などによる対策が急務です。

④開発行為の実施状況

開発行為は、市街地と茶志内の工業団地、南美唄及び国道 12 号沿線において実施されています。

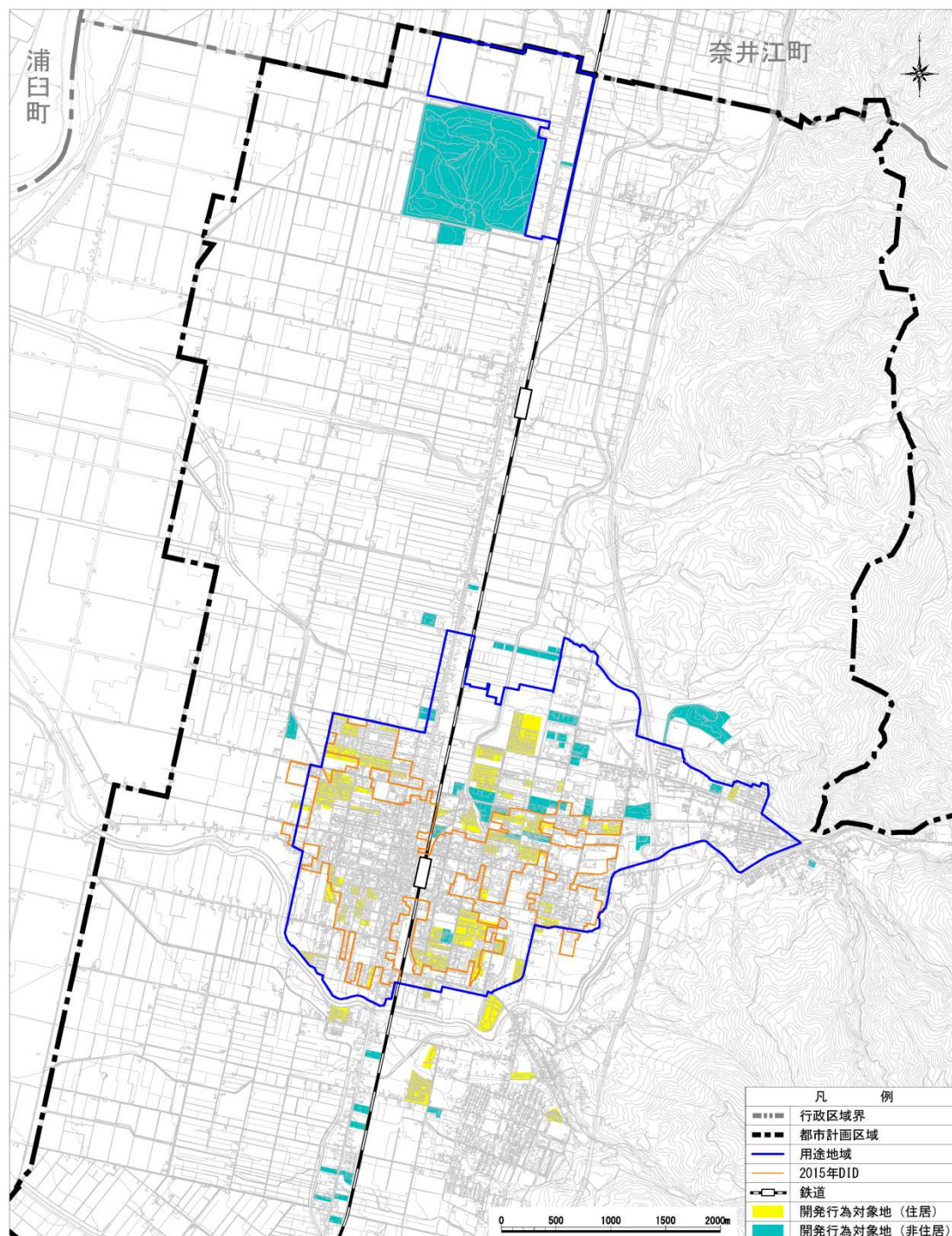


図 2-15 開発行為の位置 (資料：美唄市)

課題

- ・ 郊外部における開発動向が顕著に見られます。
- ⇒ 郊外部における無秩序な開発行為を抑制し、市街地の開発へと誘導する必要があります。

⑤災害

都市計画区域内においては、土砂災害警戒区域、土砂災害特別警戒区域、急傾斜地崩壊危険箇所、地すべり危険箇所、土石流危険渓流及び浸水想定区域が指定されており、指定区域等への居住はそれぞれ全人口の 0.26%、0.00%、0.04%、0.04%、0.35%及び 1.11% となっています。

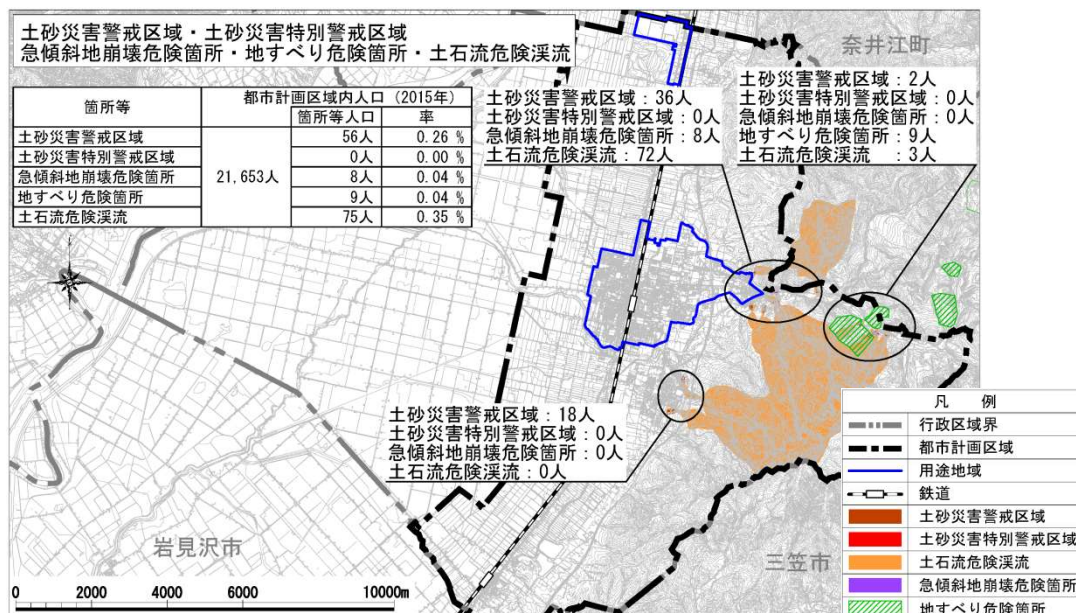


図 2-16 土砂災害警戒区域、土砂災害特別警戒区域、急傾斜地崩壊危険箇所、地すべり危険箇所、土石流危険渓流

(資料：北海道土砂災害警戒区域情報システム、空知総合振興局 土砂災害危険箇所マップ)

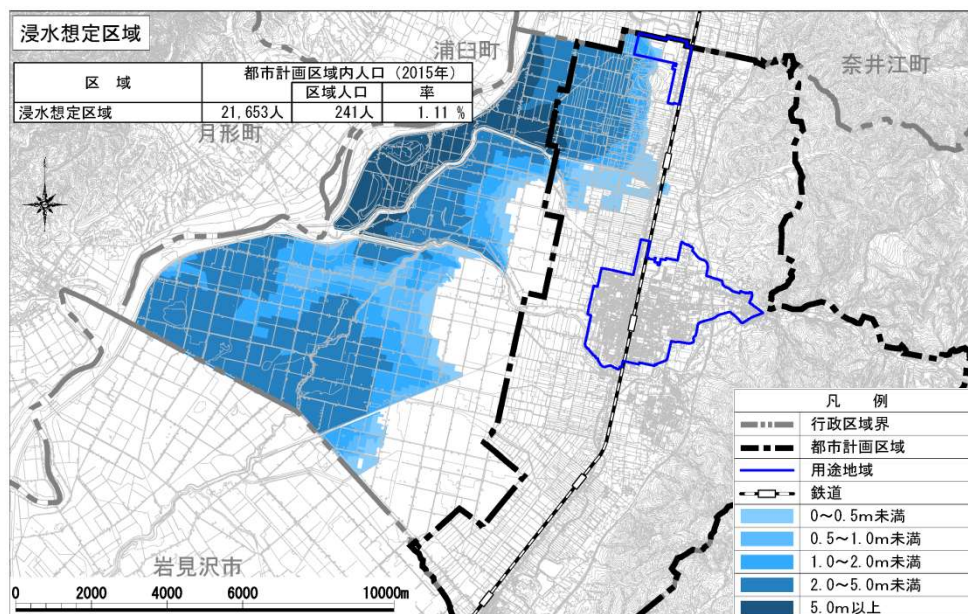


図 2-17 浸水想定区域 (資料：北海道開発局 洪水浸水想定区域図 (平成 29 年))

課題

- ・災害危険区域内に居住している市民が確認できます。全市民の安全性が確保されていません。
- ⇒災害の危険がある箇所、あるいはその周辺部に居住している市民に対し、市街地の安全な居住地への住み替えを誘導する必要があります。

(4) 公共交通

① 運行状況

用途地域内では東明工業団地を除く地域において、市民バス東線と民間バス路線の利用圏内となっており、公共交通の利用が可能な運行状況となっています。一方で用途地域外においては国道 12 号沿線に(株)北海道中央バス、国道西側において市民バス西線が運行している状況となっています。

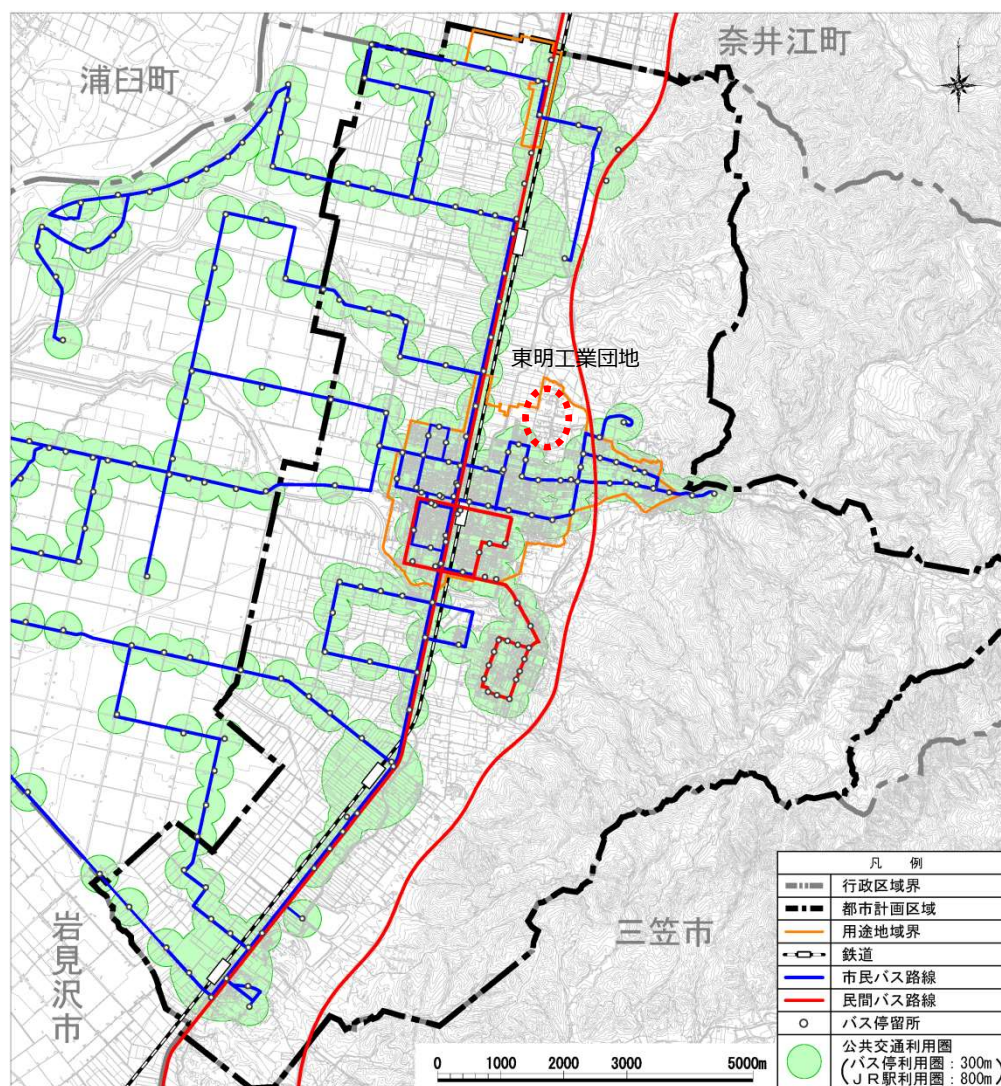


表 2-4 JR 駅・バス停留所利用圏人口 (資料：国勢調査)

圏域	人口（2015 年）					
	都市計画区域人口			用途地域人口		
		圏域人口	率		圏域人口	率
バス停利用圏	21,653 人	18,996 人	87.7%	15,753 人	15,162 人	96.2%
JR 駅利用圏		6,743 人	31.1%		5,471 人	34.7%
公共交通利用圏		19,396 人	89.6%		15,257 人	96.9%

②公共交通空白地域

市内全域の内、盤の沢・我路方面、日東・茶志内方面、中村・沼の内方面及び西美唄・開発方面については乗合タクシーが運行しており、路線バス利用圏外の公共交通空白地域を解消する状況となっています。一方、光珠内町や峰延町等の南側の地域については、乗合タクシー実証運行により利用者が少ないため運行していない経緯があります。

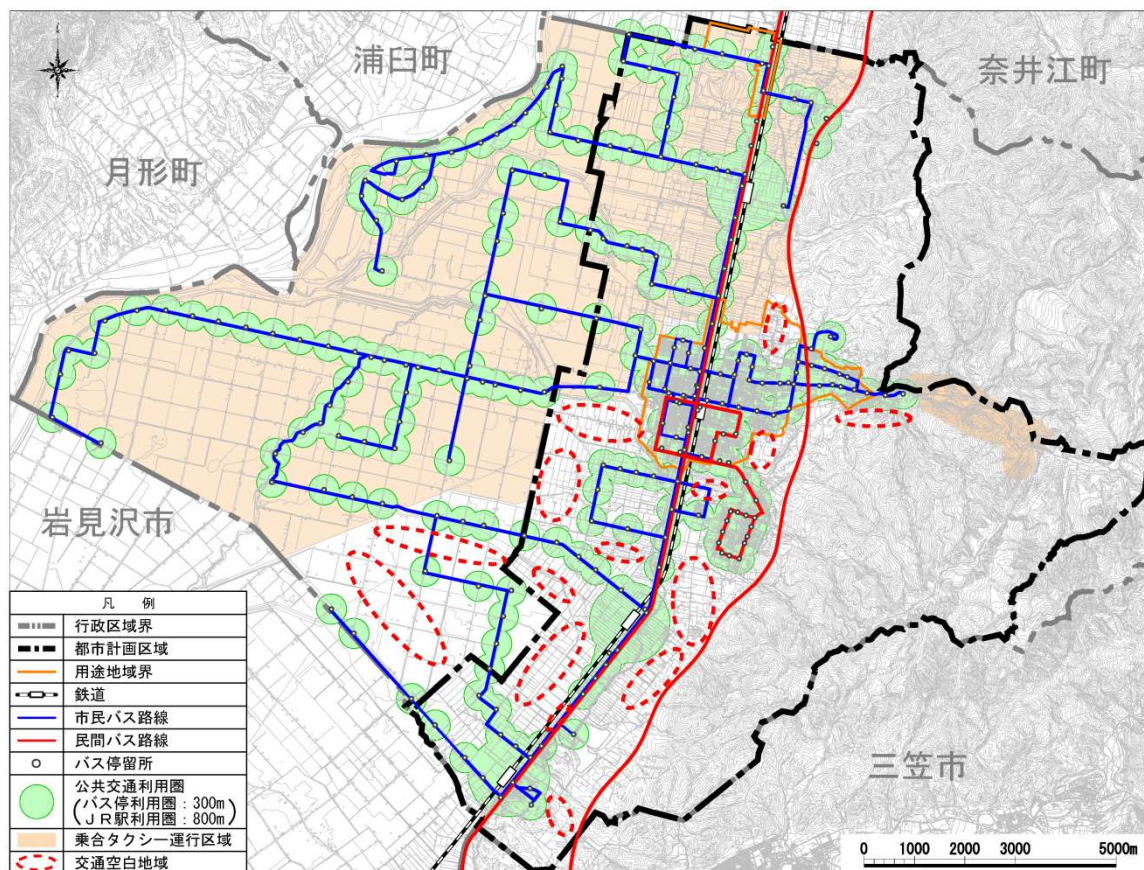


図 2-19 公共交通空白地域（資料：美唄市）

③交通手段の構成比

2010 年と 2018 年の交通手段別の構成を比較すると自家用車は 2.6 ポイントの減少、徒歩・自転車は 7.6 ポイントの減少、タクシーは 2.9 ポイントの増加となっています。

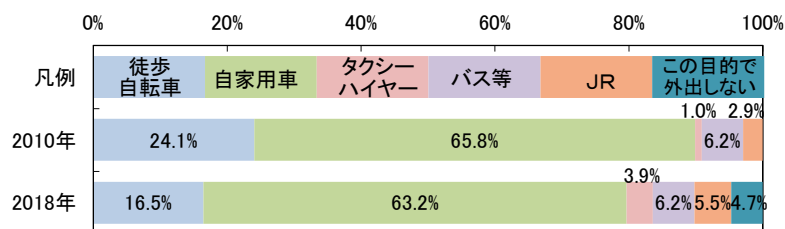


図 2-20 交通手段の構成比

（資料：平成 22 年度美唄市地域公共交通総合連携計画アンケート調査、
平成 30 年度美唄市立地適正化計画等アンケート調査）

課題

- ・自家用車の利用率が大部分を占めており、低炭素なコンパクトシティを目指す観点から好ましくない現状です。

⇒公共交通利用への普及に努める必要があります。

④ J R 乗降客数の推移

J R 美唄駅の乗降客数は、多少の増減があるものの 2016 年までほぼ横ばい傾向で、人口減少による影響が少ない状況となっています。

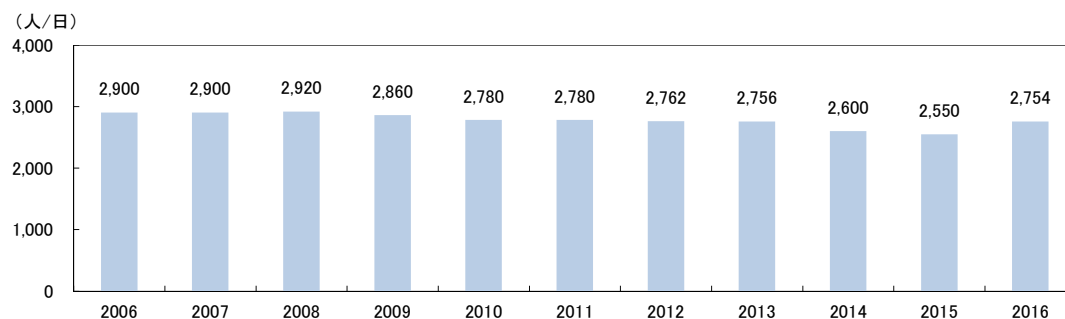


図 2-21 J R 美唄駅 1 日当たり乗降客数の推移 (資料：J R 北海道)

⑤ 幹線路線バス輸送人員の推移

幹線路線バスは(株)北海道中央バスが運営し、国道 12 号を運行する岩見沢美唄線と滝川美唄線があります。年間輸送人員はピーク時である 2007 年の約 52 万人に対して、2017 年が約 17 万人と 3 割程度までに大きく減少しています。

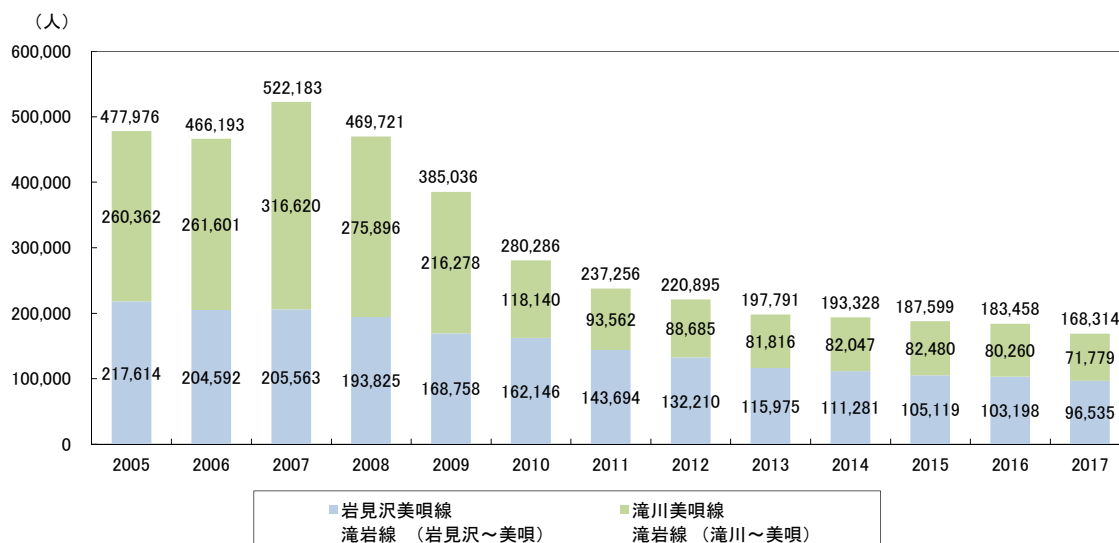


図 2-22 幹線路線バス年間輸送人員の推移 (資料：(株)北海道中央バス)

⑥市内公共交通

・市街地及び周辺（市民バス東線、南美唄線）

市民バス東線は美唄市が運営し、主に市街地を運行するバス路線です。年間輸送人員は 2002 年以降で減少しつつも、公共交通対策により上下運行から環状運行に変更した 2011 年以降は 7 万人前半を推移しています。

南美唄線は(株)美唄自動車学校が運営し、主に市街地南東地域と南美唄町を運行するバス路線です。年間輸送人員は 2008 年以降減少しつつも、近年ではその減少が鈍化している状況です。

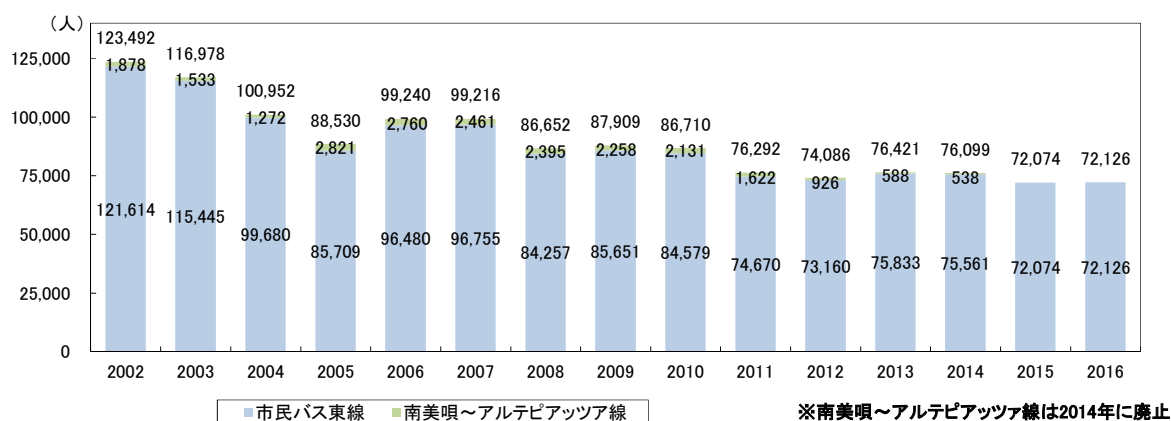


図 2-23 市民バス東線等の年間輸送人員の推移（資料：美唄市）

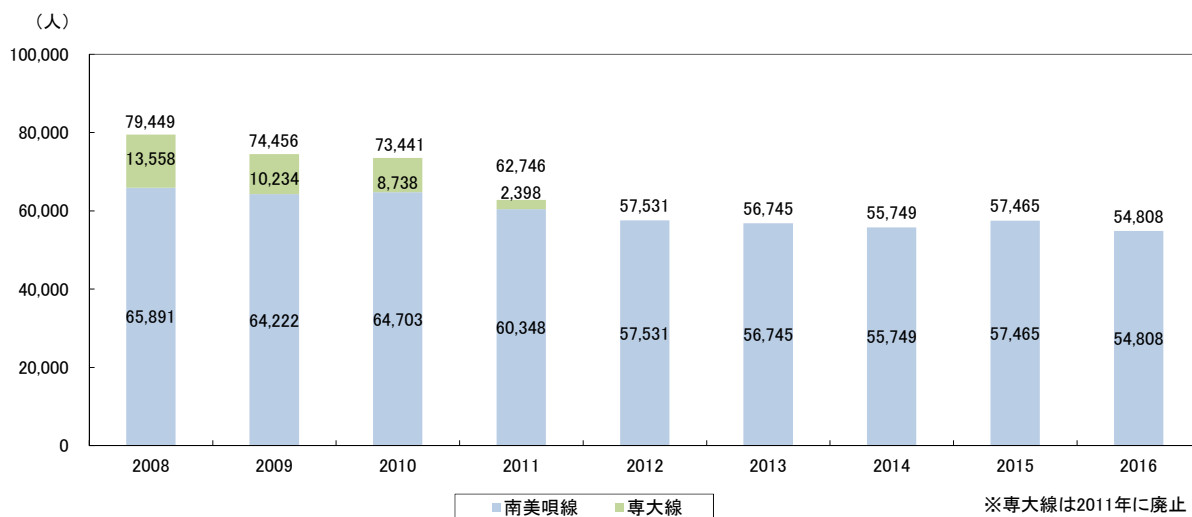


図 2-24 南美唄線等の年間輸送人員の推移（資料：(株)美唄自動車学校）

・郊外部（市民バス西線、乗合タクシー）

市民バス西線は美唄市が運営し、主に児童生徒の通学を主体とする比較的大型のスクールバスに、一般住民が有償で混乗したり一般住民専用便を別途運行するバス路線です。混乗便は有効活用という面で効率的と考えられますが、専用便については利用者が少なく大型のバスでは非効率的な状況となっています。

乗合タクシーは前述の公共交通空白地域で示した4方面において、市内タクシー事業者3社により運行されています。「盤の沢・我路方面」は日曜・祝日を除く毎日、他の3方面はタクシー事業との競合を避けるため週に2日の運行となっています。

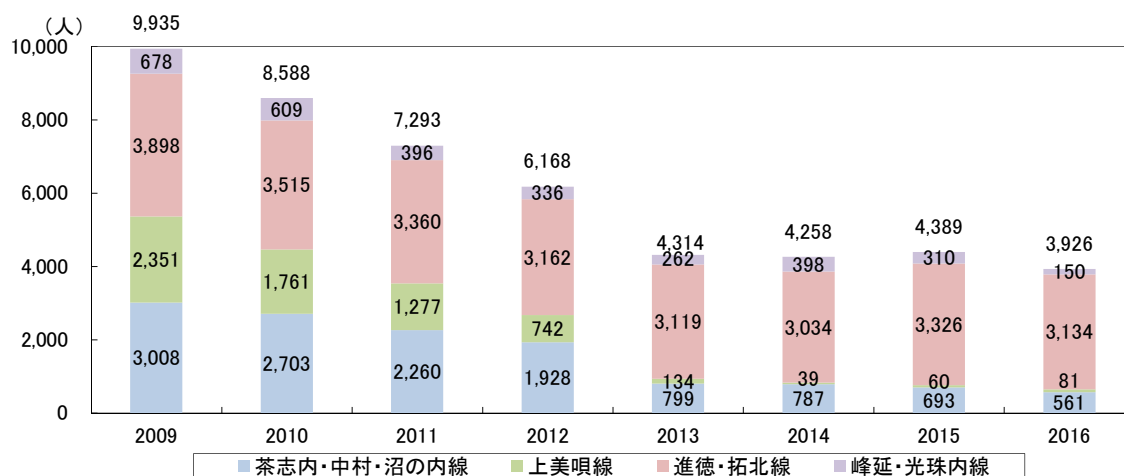


図 2-25 市民バス西線の年間輸送人員の推移（資料：美唄市）

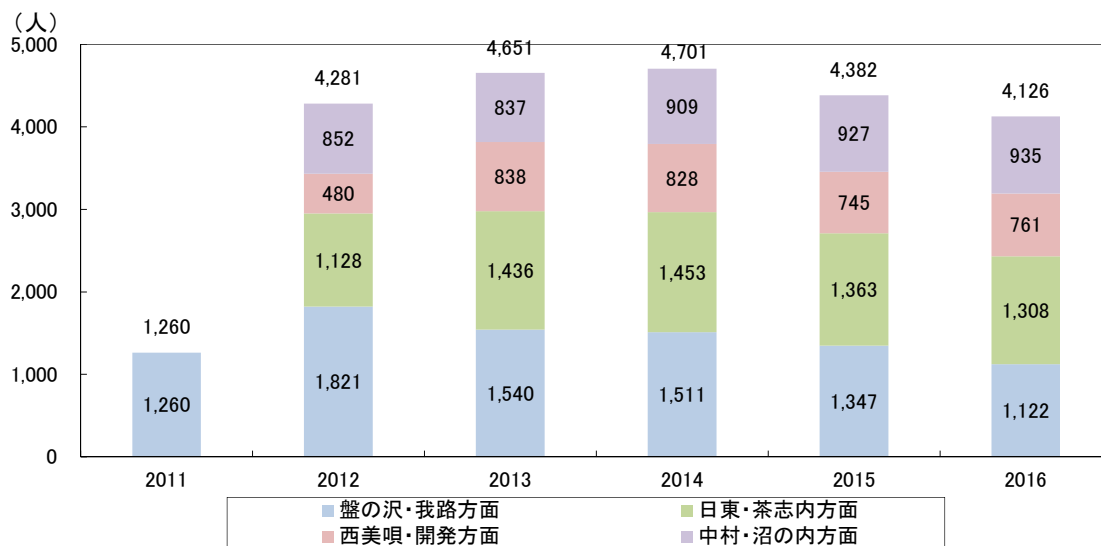


図 2-26 乗合タクシーの年間輸送人員の推移（資料：美唄市）

課題

- ・特に幹線路線バスにおける輸送人員の減少が著しい状況です。また、市内公共交通においても目立った利用率の向上が見られません。
 - ・郊外部市民バス西線での輸送人員の減少が著しい状況です。
- ⇒公共交通利用への普及に努める必要があります。

⑦乗用車保有台数・保有率の推移

乗用車※保有台数は 2006 年まで増加しましたが、それ以降は減少に転じています。一方、人口千人当たり保有率は 2006 年以降も増加し続け、2006 年の 477 台/千人に対し 2017 年が 556 台/千人と 17%程度増加しています。

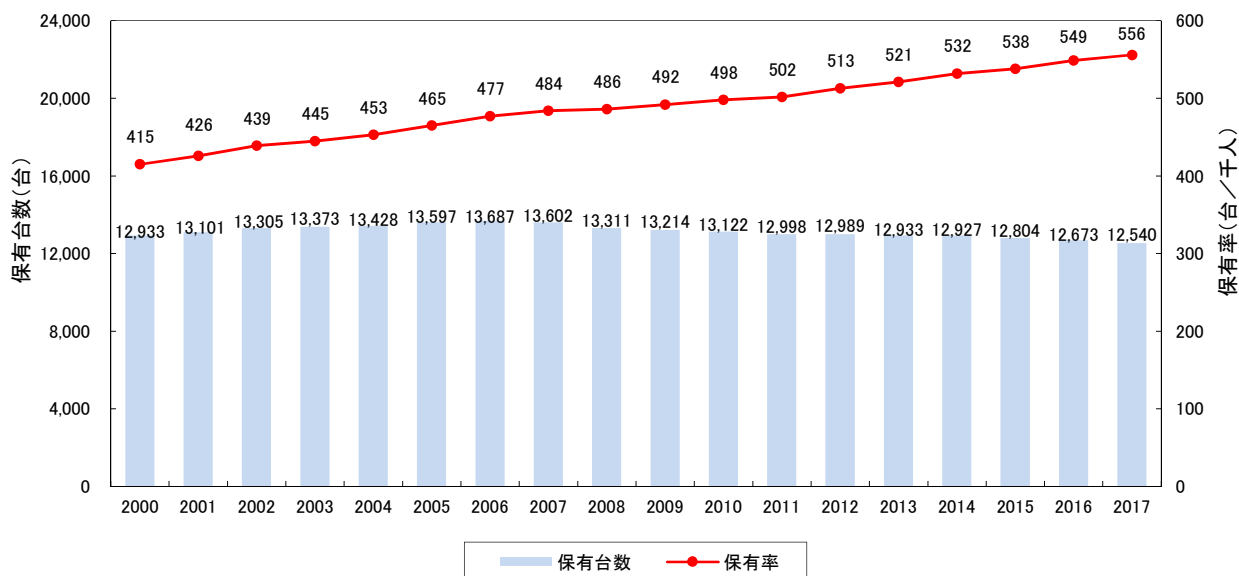


図 2-27 乗用車※保有台数・保有率の推移

(資料：北海道自動車統計（乗用車数）、人口（住民基本台帳）（各年3月）)

※乗用車：乗用の小型車、乗用の普通車、軽自動車の乗用車の合計

課題

- ・乗用車保有率の上昇は、低炭素なコンパクトシティを目指す観点から好ましくない現状です。

⇒公共交通利用への普及に努める必要があります。

⑧高齢者の自動車運転免許保有・運転免許返納者数

2016 年 12 月の高齢者の自動車運転免許保有者数は「65 歳～74 歳未満」が 19.4%、「75 歳以上」が 10.3%となっています。一方で自動車運転免許証の返納者数は、直近の 3 年間で毎年 40 人前後が返納しています。

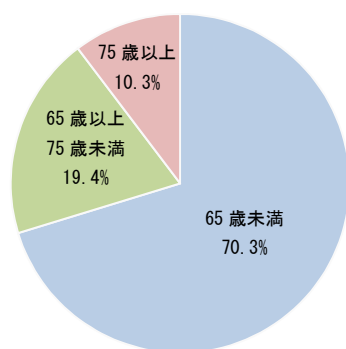


図 2-28 高齢者の自動車運転免許保有割合

(資料：美唄警察署)

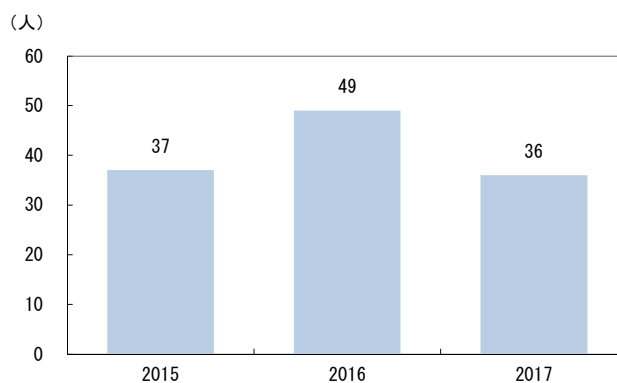


図 2-29 運転免許返納者数の推移

(資料：美唄警察署)

課題

- ・近年の社会問題となっている高齢者ドライバーによる事故増加を考慮すると、高齢者の自動車運転免許証の返納者数がまだ少ない現状です。

⇒公共交通の充実化を図り、自動車運転免許証の返納を促していく必要があります。

行政施設は、市役所、警察署及び消防本部が用途地域内のＪＲ函館本線西側に配置されていますが、警察署駐在所や消防署分遣所は各地域に分散配置されています。



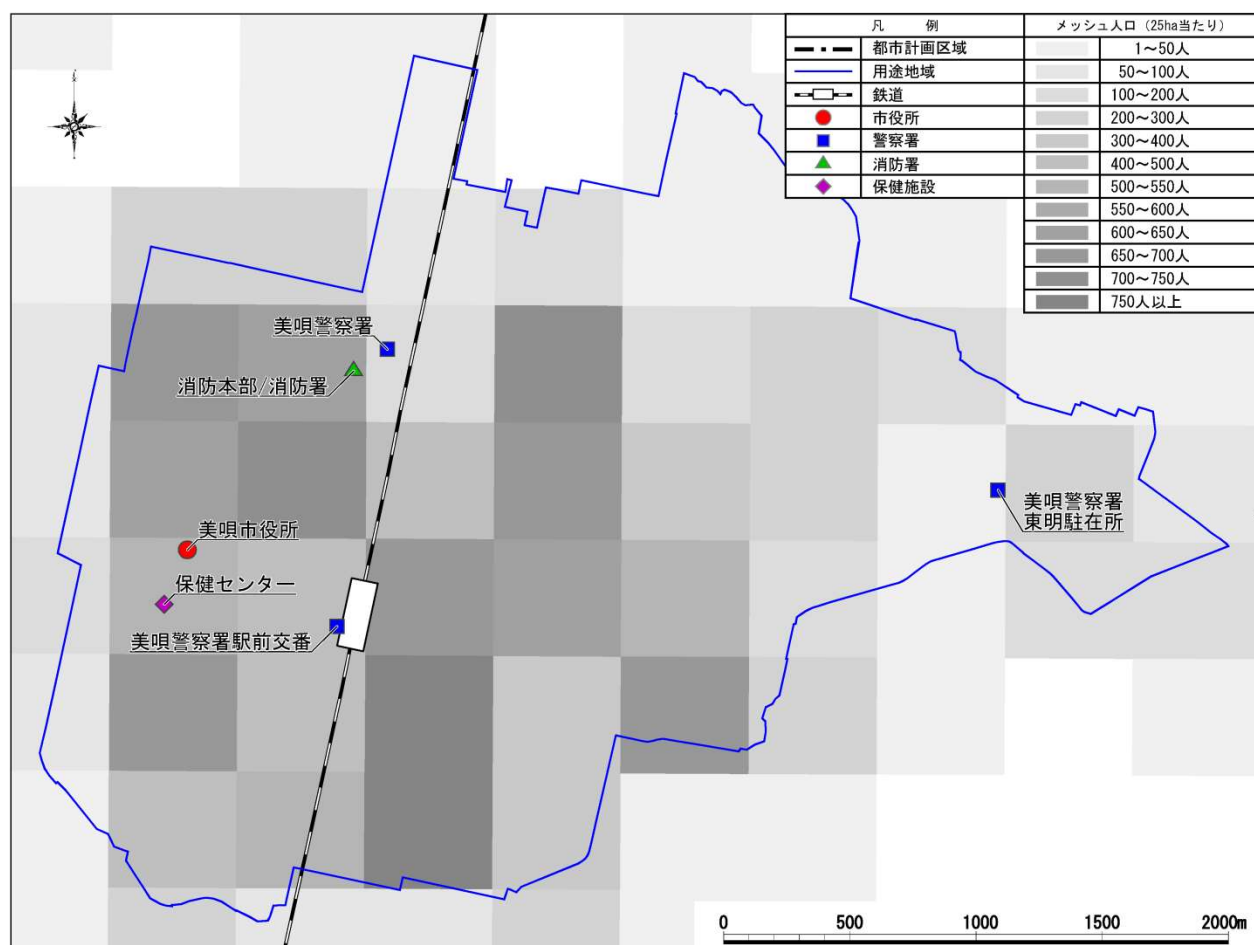


図 2-31 行政施設の分布状況（市街地）

②集会施設

集会施設は、福社会館が市街地や郊外の各地域に分散配置されているほか、南美唄地区にコミュニティセンターが配置されています。

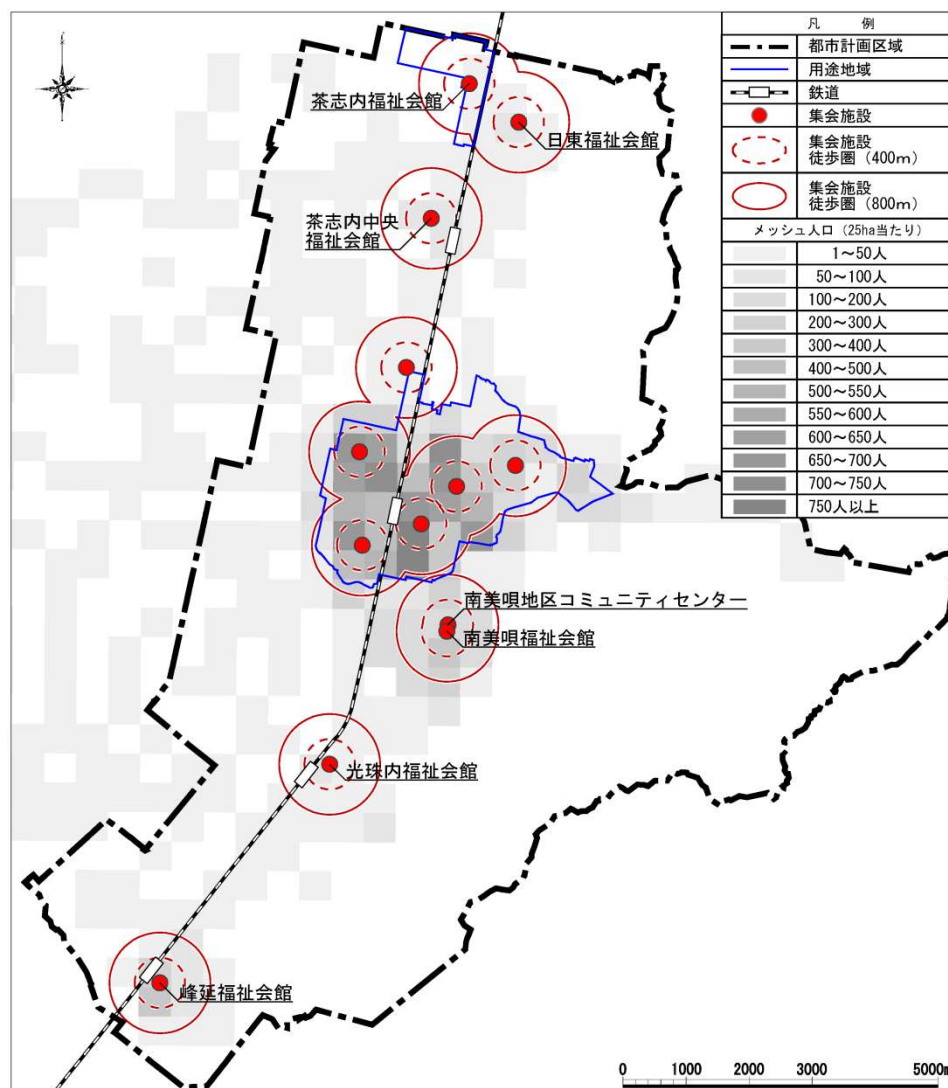


図 2-32 集会施設の分布状況

(資料：国土数値情報、国土地理院、総務省統計局、美唄市)

課題

- ・地域毎にアクセスが考えられる集会施設において、市街地の一部に徒歩圏外のエリアがあります。
- ⇒公共交通の充実化や居住誘導を促す必要があります。

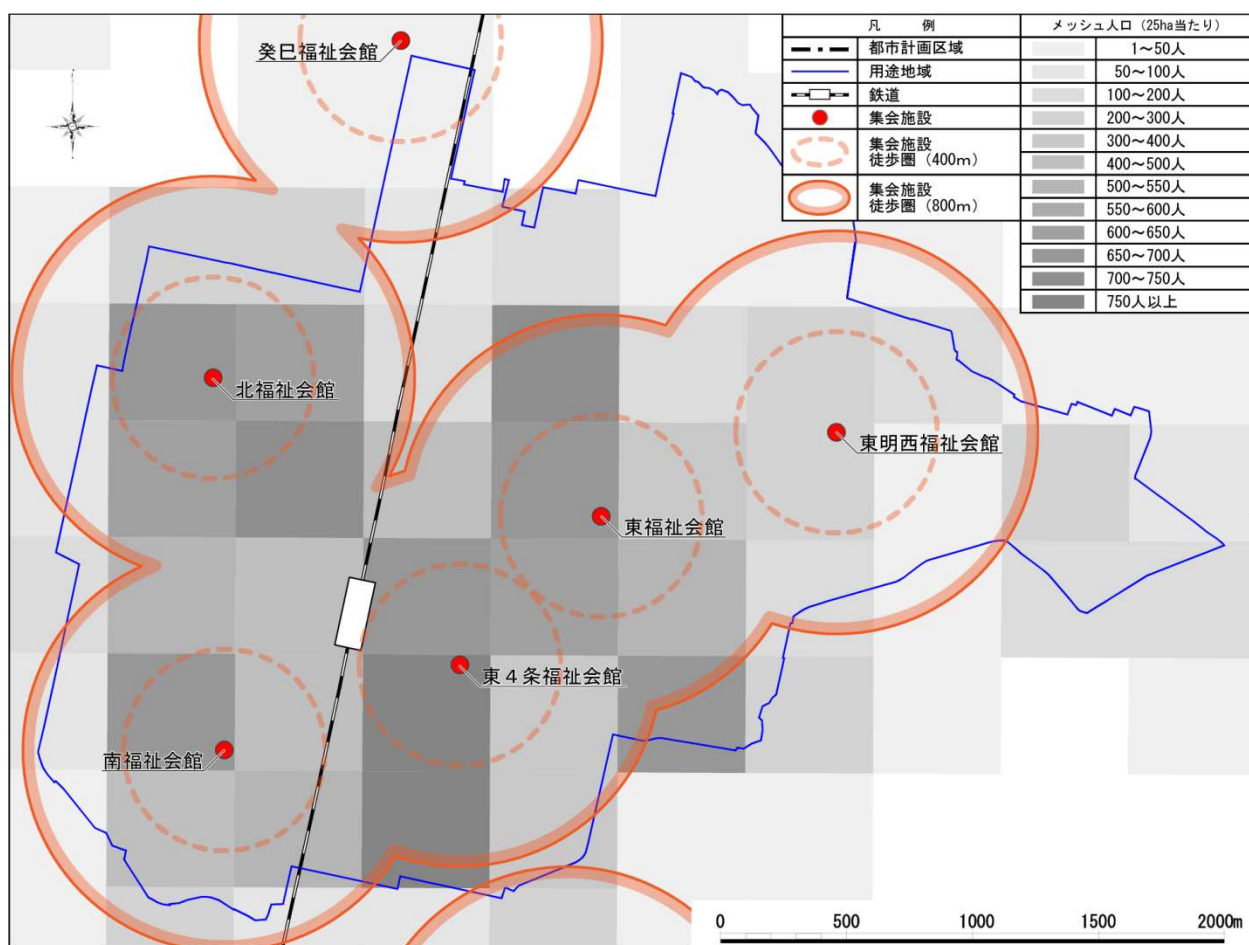


図 2-33 集会施設の分布状況 (市街地)

③金融施設

金融施設は、銀行、J Aバンク・信用組合等が用途地域内のJ R函館本線西側に立地しているほか、郵便局が各地域に立地しています。

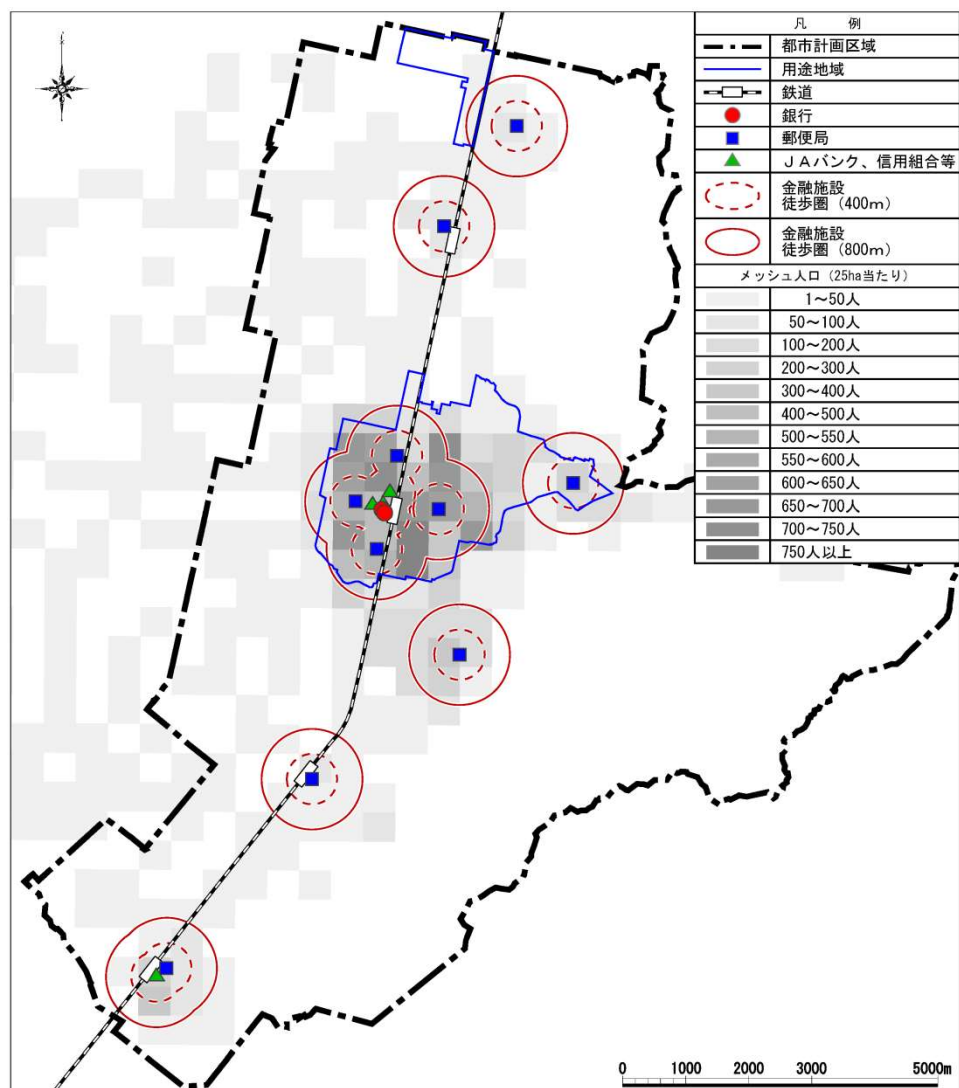


図 2-34 金融施設の分布状況

(資料：iタウンページ、各金融施設 HP)

課題

- ・市街地の一部において、徒歩圏外のエリアがあります。
- ⇒公共交通の充実化や居住誘導を促す必要があります。

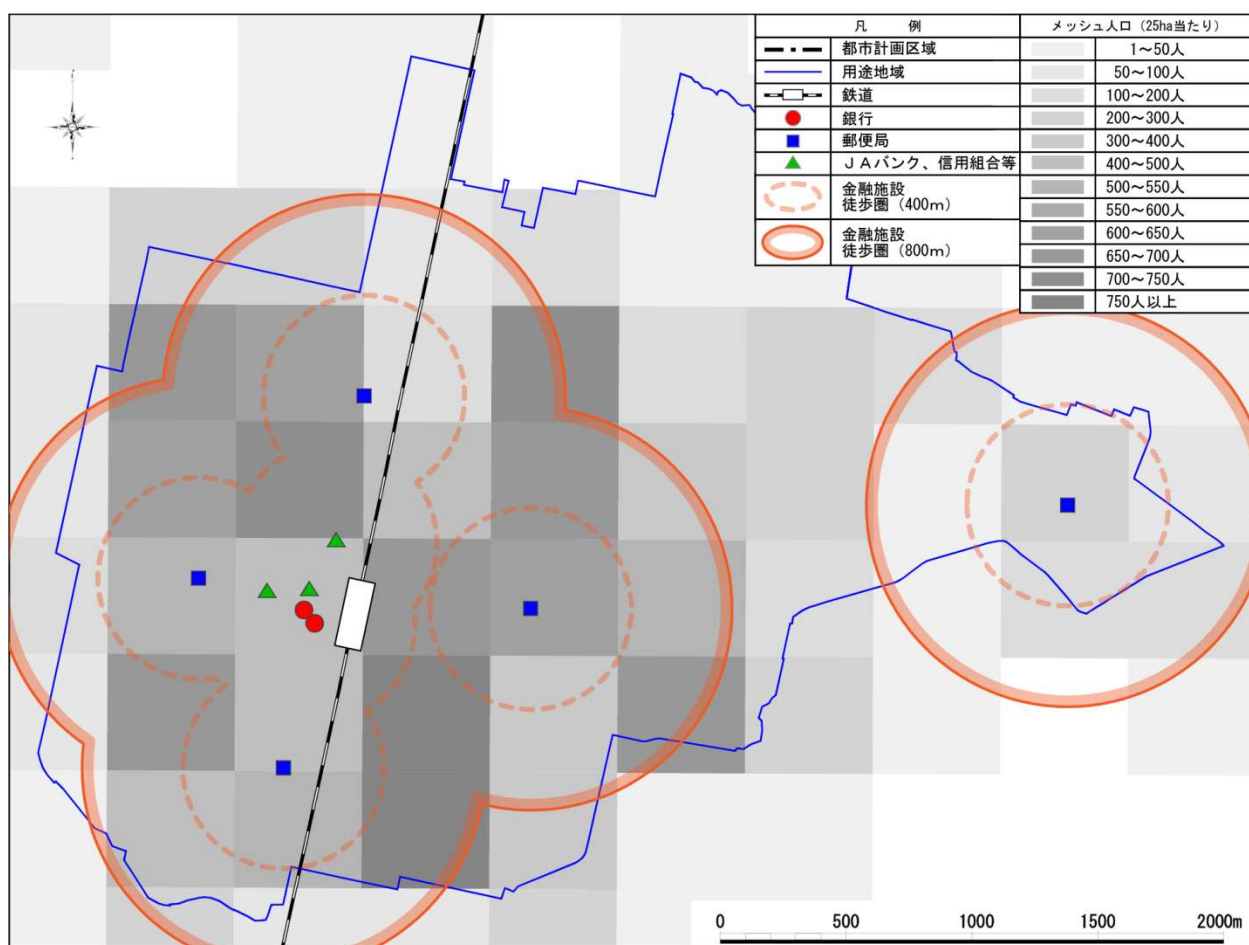


図 2-35 金融施設の分布状況 (市街地)

④医療施設

医療施設としては病院、診療所及び歯科診療所が挙げられますが、一部を除き用途地域内の美唄駅を中心とした概ね 1km 圏内に分布しています。

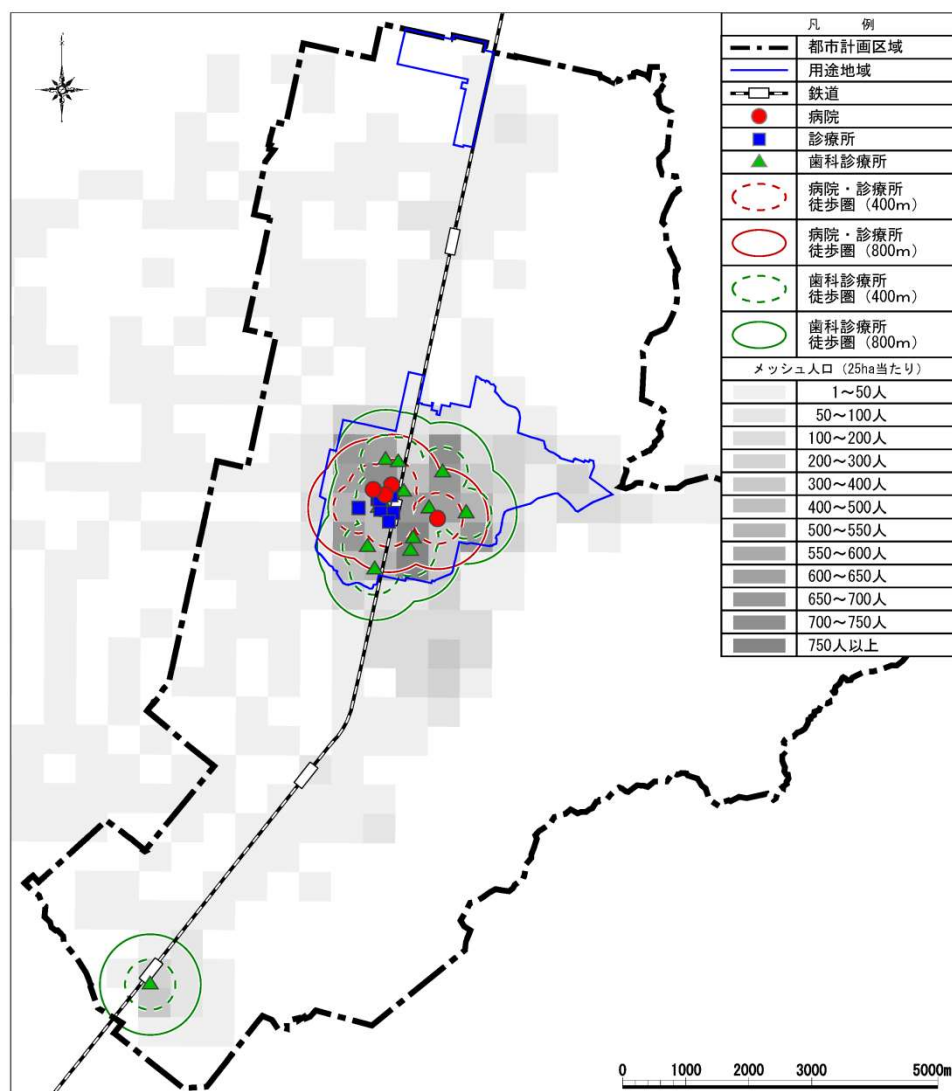


図 2-36 医療施設の分布状況 (資料：国土地理院、北海道)

課題

- ・市街地の一部において、徒歩圏外のエリアがあります。
- ⇒公共交通の充実化や居住誘導を促す必要があります。

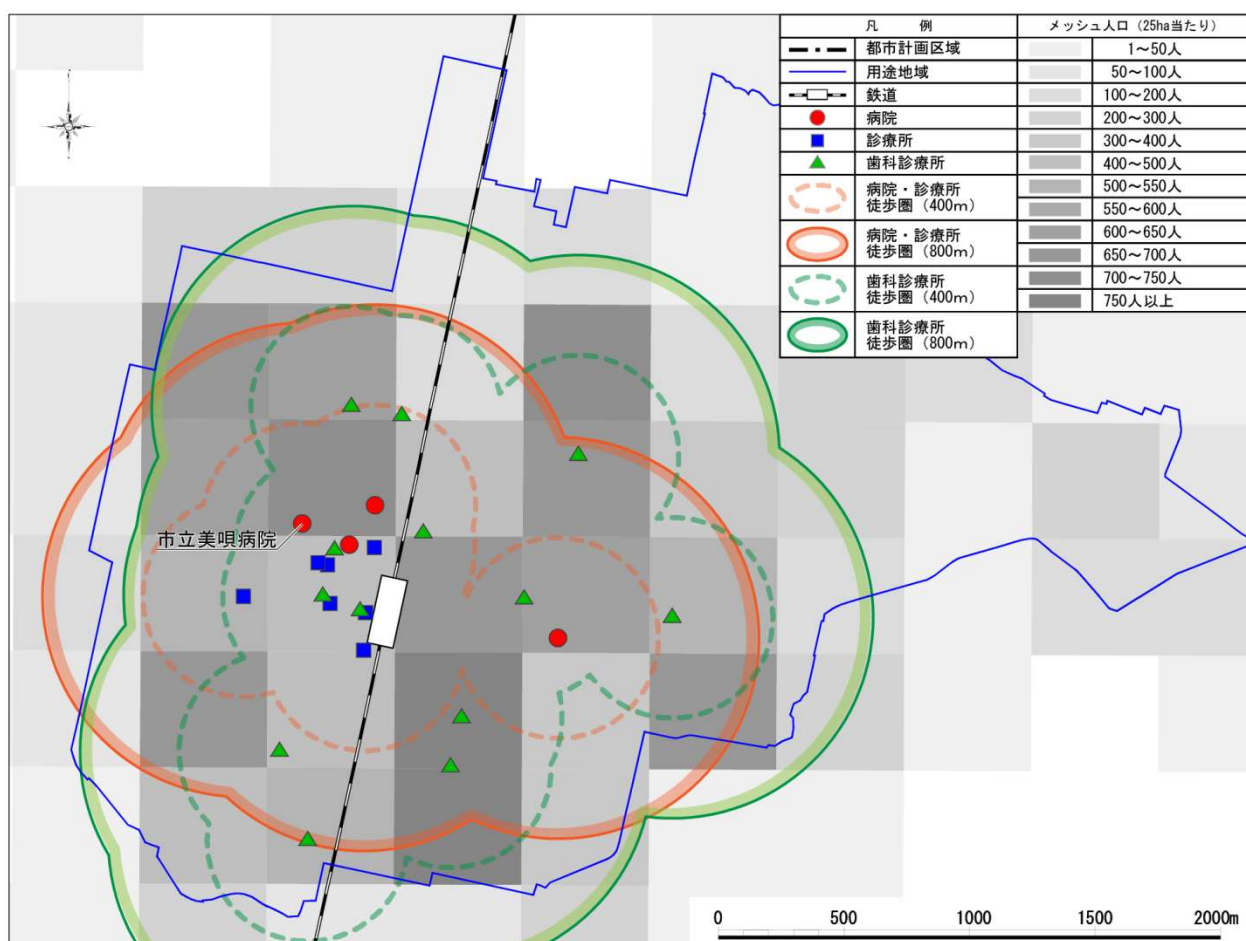


図 2-37 医療施設の分布状況 (市街地)

⑤教育施設

用途地域内及び縁辺部には小学校 2 校、中学校 2 校、高等学校 2 校及び養護学校 1 校が配置されているほか、他地域には小学校 3 校、中学校 2 校が配置されています。小中学校は各地域に分散配置されているものの、高等学校は美唄駅を中心とした概ね 1km 圏内に分布しています。

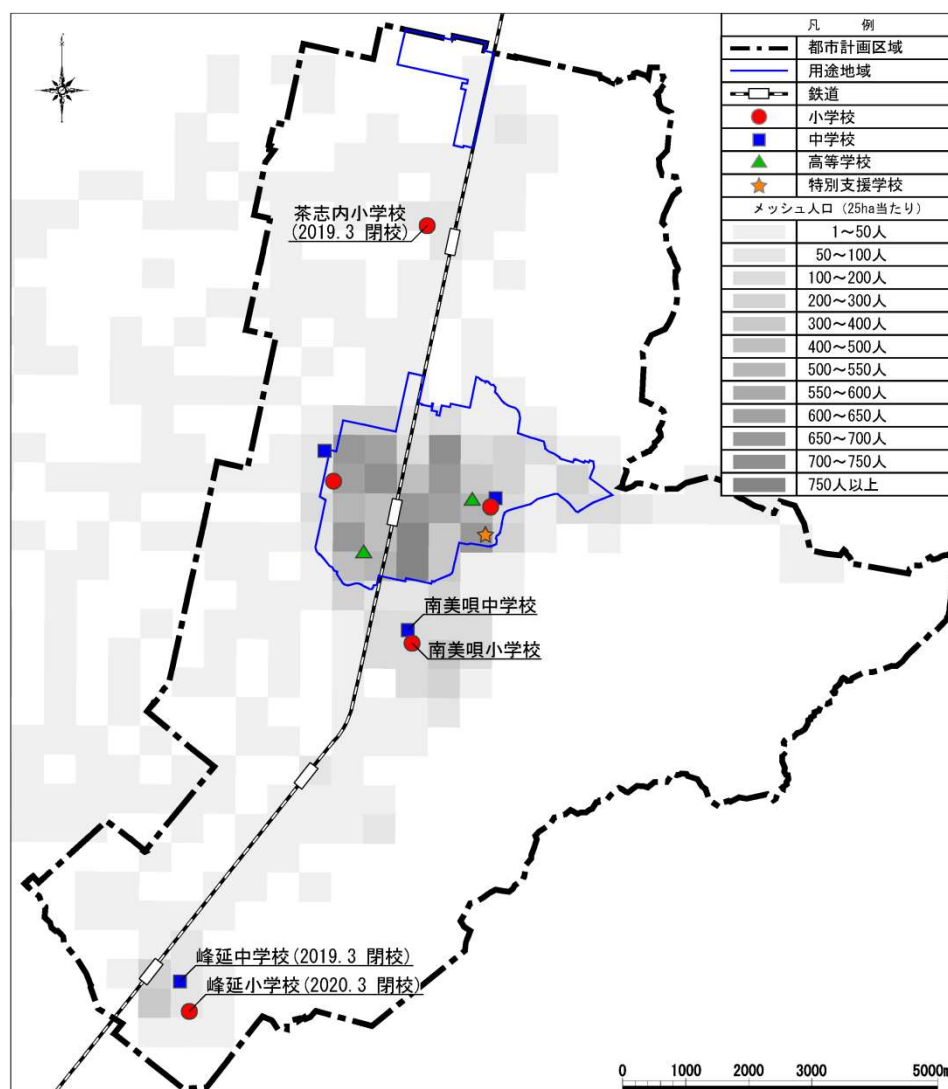


図 2-38 教育施設の分布状況 (資料：国土数値情報)

課題

- ・各地域における閉校が相次いで実施されることにより、学校開放などが可能な地域のコミュニティの場が失われる可能性があります。
- ⇒各地域における伝統的な行事の継承が重要です。市街地中心部とのネットワークを充実させる必要があります。

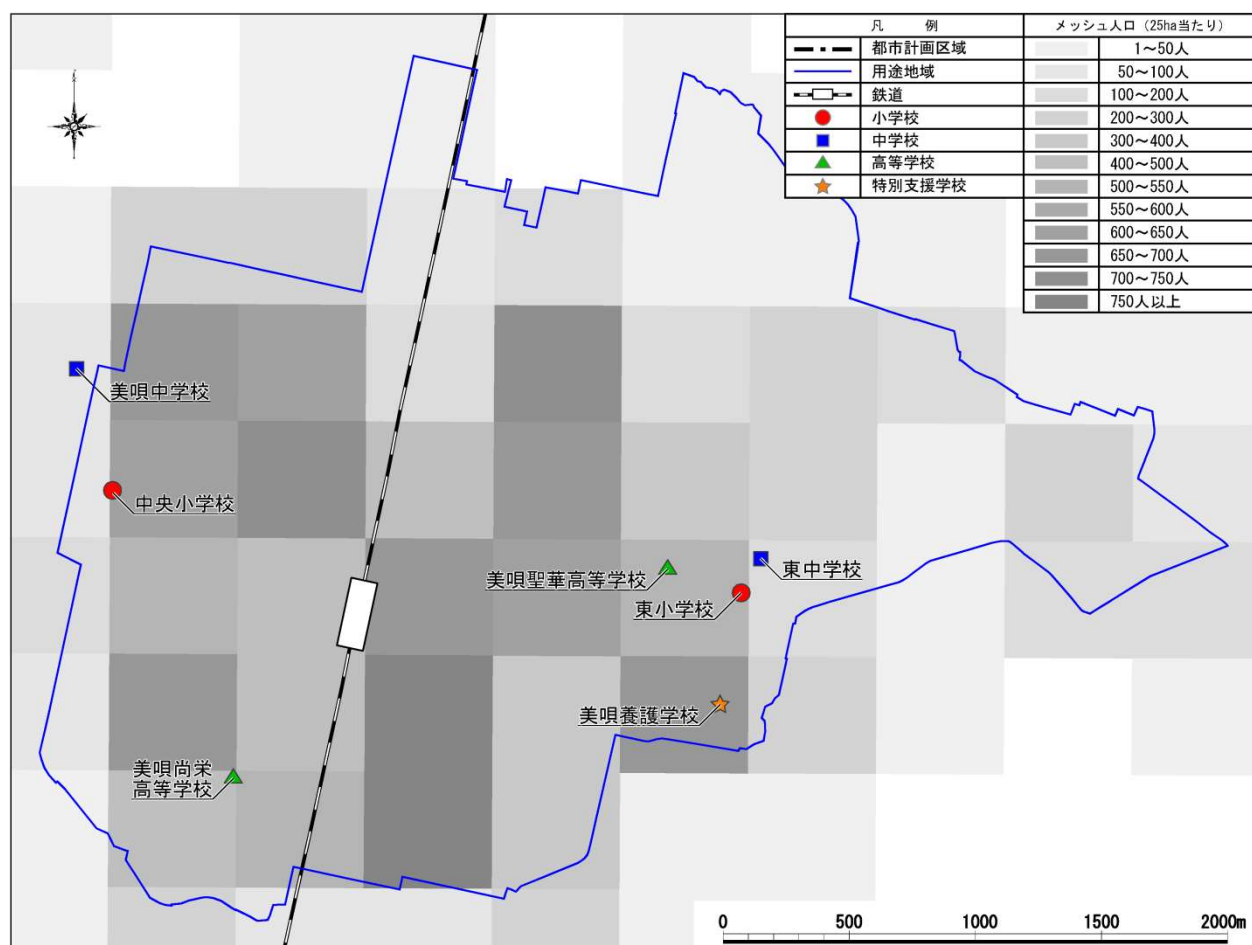


図 2-39 教育施設の分布状況（市街地）

⑥商業・宿泊施設

商業施設としては、大型店、商店街及びコンビニエンスストアがあり、大多数の施設が用途地域内に立地している状況となっています。大型店は、美唄駅を中心に3店舗が立地しているものの、市街地北東部に大型店が集積したエリアがあり、美唄市のみならず周辺町からの集客が見込める状況となっています。

また、宿泊施設は美唄駅近辺や東明町の高台に立地しています。

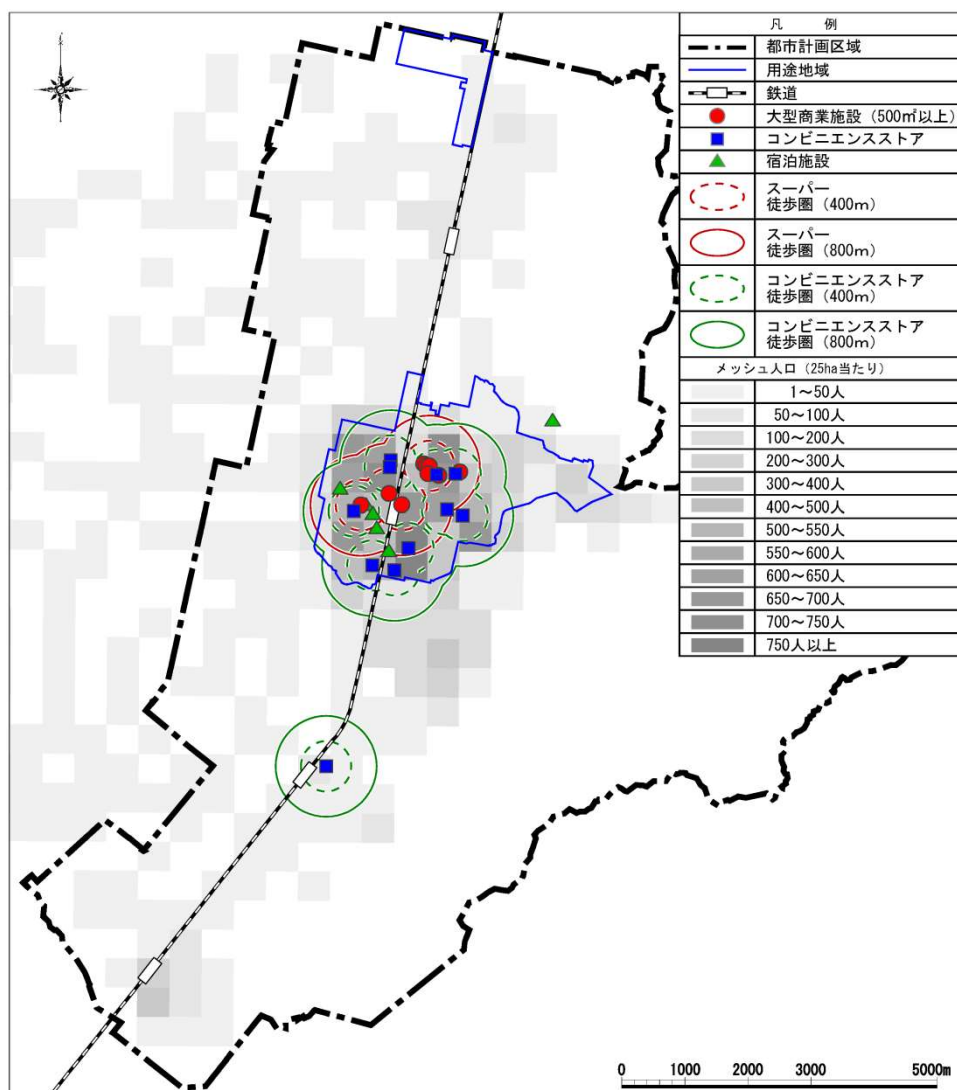


図 2-40 商業・宿泊施設の分布状況 (資料:iタウンページ)

課題

- ・市街地の一部において、徒歩圏外のエリアがあります。
- ⇒公共交通の充実化や居住誘導を促す必要があります。

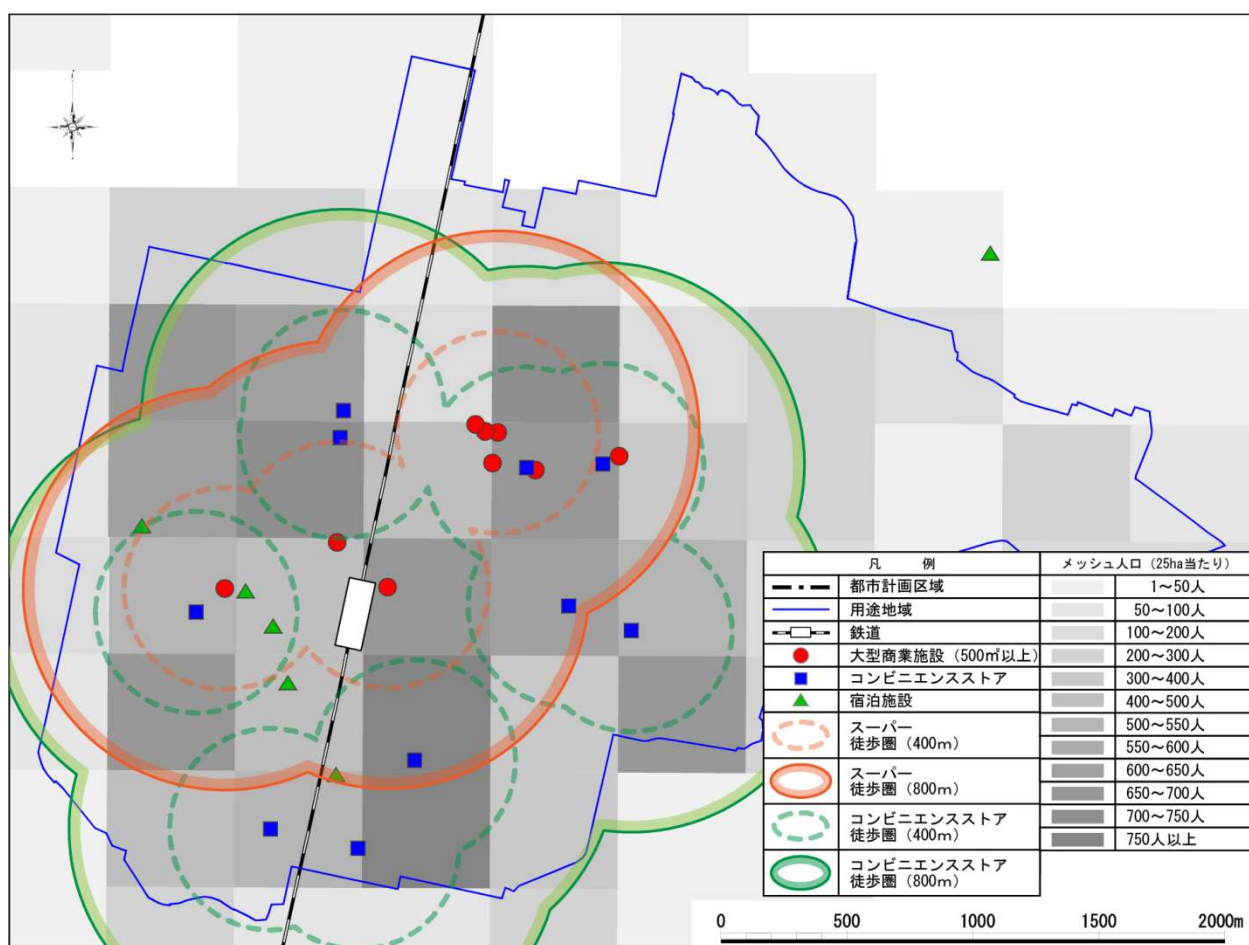


図 2-41 商業・宿泊施設の分布状況（市街地）

⑦子育て支援施設

子育て支援施設について、美唄駅周辺には市内に分散配置されていた保育園を統合した美唄市立ピパの子保育園をはじめとして、幼稚園が2箇所、児童館等が立地しています。その他、各地域には認定こども園1箇所、保育園が3箇所及び幼稚園が1箇所配置されています。

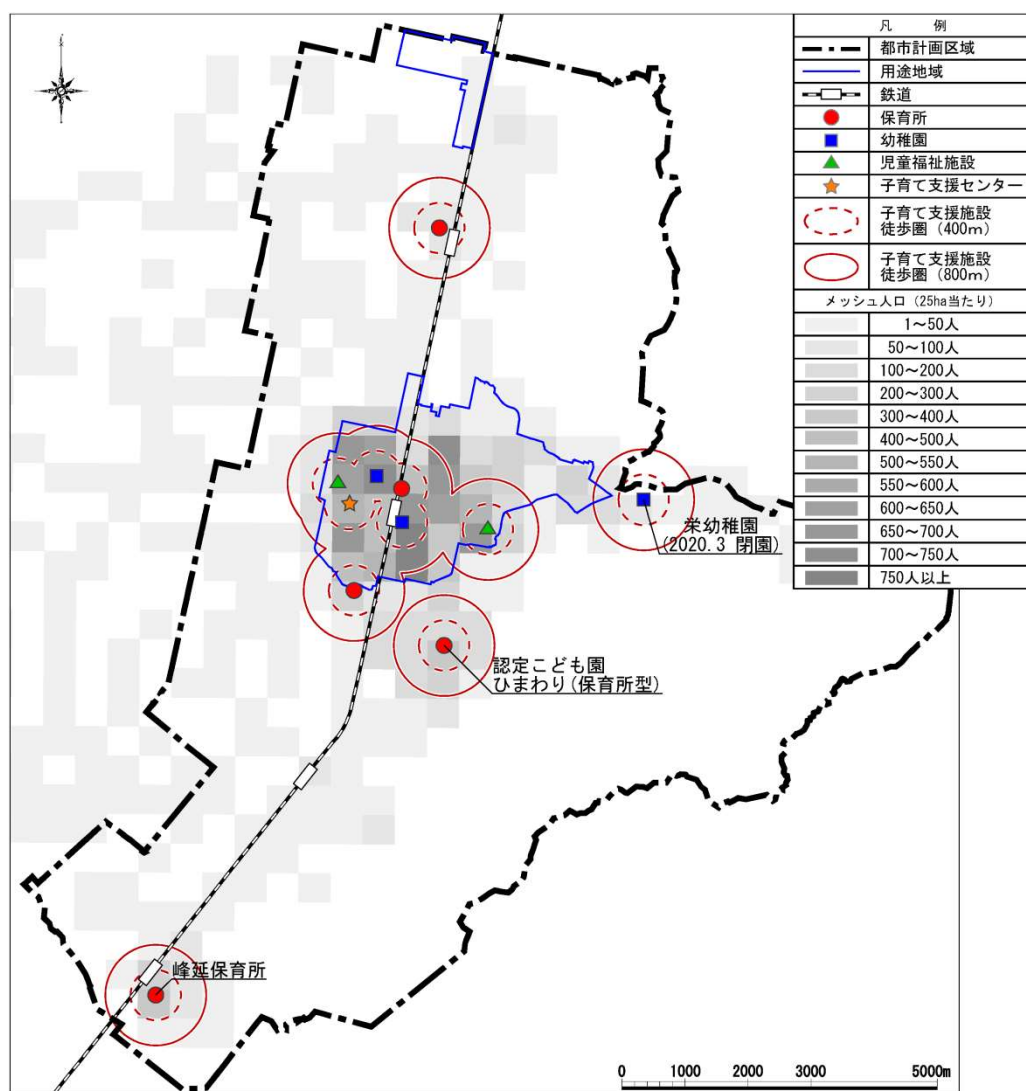


図 2-42 子育て支援施設の分布状況 (資料：国土地理院、美唄市)

課題

- ・市街地の一部において、徒歩圏外のエリアがあります。
- ⇒公共交通の充実化や居住誘導を促す必要があります。

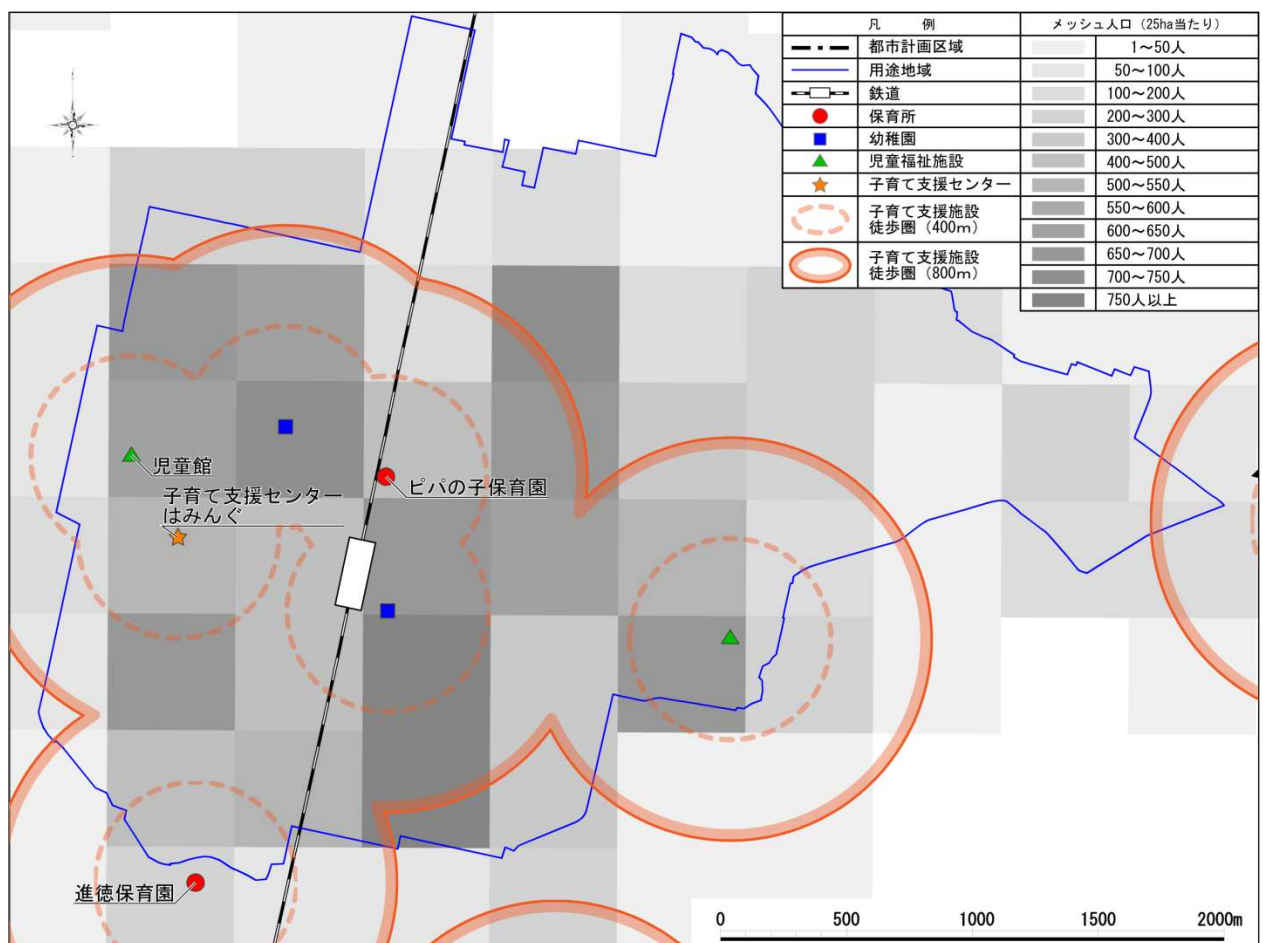


図 2-43 子育て支援施設の分布状況（市街地）

⑧歴史・文化・体育施設

歴史・文化・体育施設として運動施設、市民会館、図書館、郷土史料館、美術館の分布状況は以下のとおりです。美唄駅西側には、総合体育館、体育センター及び温水プール等の運動施設や図書館、郷土史料館が立地しています。また、総合公園である東明公園には野球場や陸上競技場、落合町には旧小学校校舎を活用した安田侃彫刻美術館アルテピアッツァ美唄が立地しています。

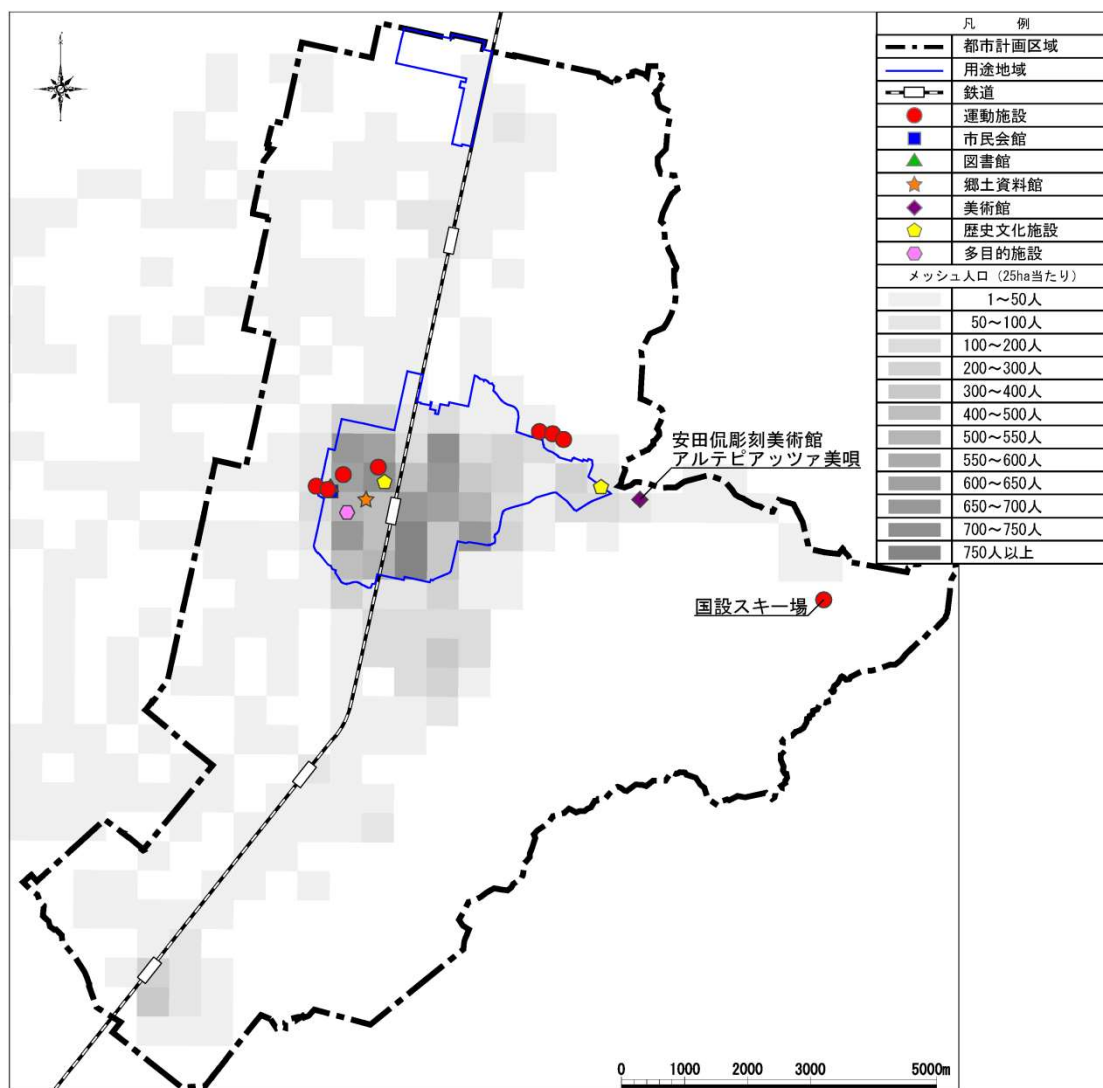


図 2-44 歴史・文化・体育施設の分布状況

(資料：国土数値情報、全国博物館総覧（㈱ぎょうせい）)

課題

- ・市街地の縁辺部に立地している傾向にあります。

⇒公共施設の集約化の検討が必要です。

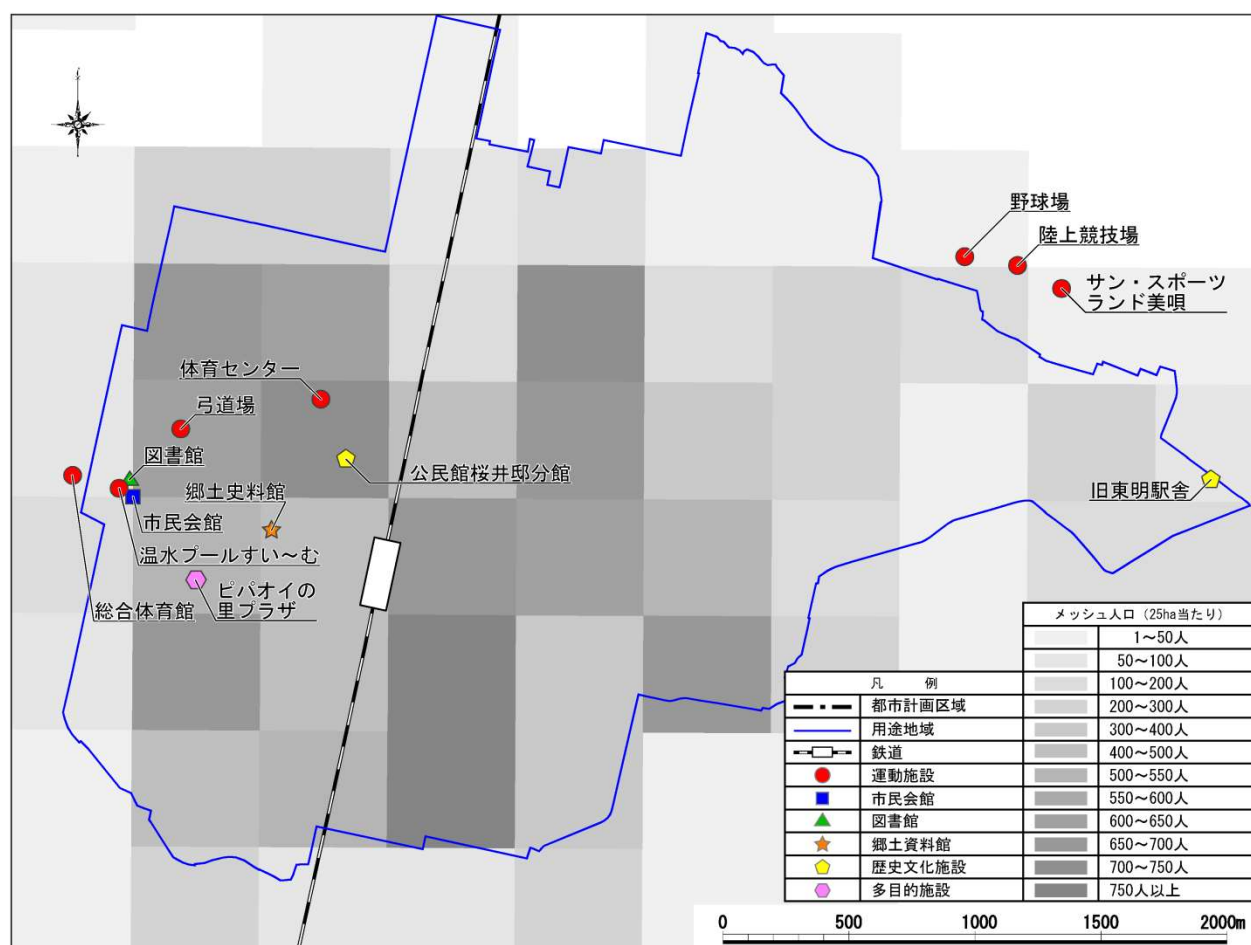


図 2-45 歴史・文化・体育施設の分布状況（市街地）

⑨保健・福祉施設

保健・福祉施設は、全市的な施設である総合福祉センターが用途地域内のＪＲ函館本線西側に配置されているほか、特別養護老人ホームなど入所型の施設については用途地域外縁部等に多く立地しています。

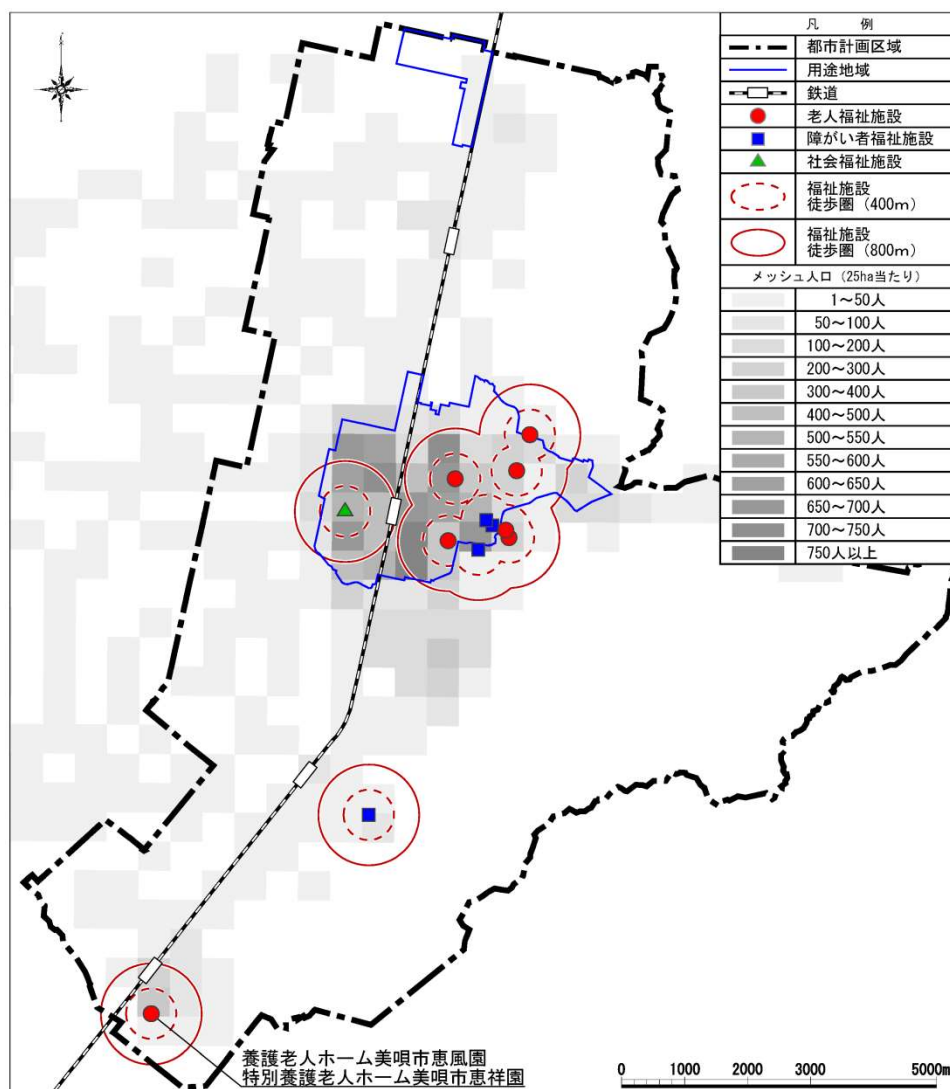


図 2-46 保健・福祉施設の分布状況（資料：国土地理院、美唄市）

課題

- ・市街地の一部において、徒歩圏外のエリアがあります。
- ⇒公共交通の充実化や居住誘導を促す必要があります。

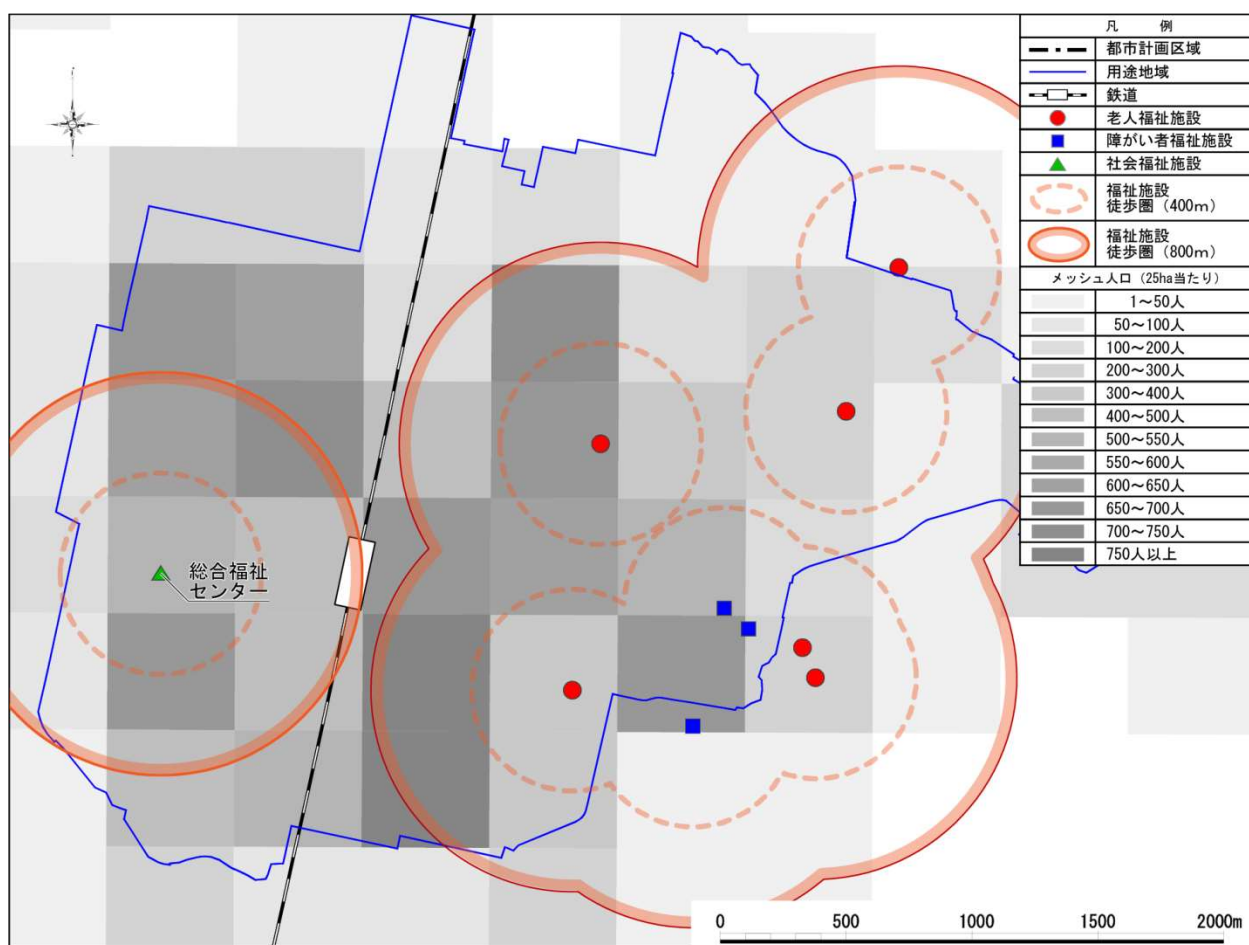


図 2-47 保健・福祉施設の分布状況（市街地）

⑩都市計画道路

本市の都市計画道路は、用途地域を中心に 24 路線、43,600m が都市計画決定されています。24 路線のうち、整備済みが 10 路線、整備中が 14 路線となっており、整備割合は 56.8%となっています。

表 2-5 都市計画道路の現況（2016 年度末）（資料：美唄市）

名称		計画		整備済	
路線番号	路線名	幅員 (m)	延長 (m)	延長 (m)	整備率 (%)
3・2・1	大通	30	8,830	8,830	100.0
3・4・2	東明通	18	3,450	2,680	77.7
3・4・3	栄通	18	930	930	100.0
3・4・4	翠明通	18	2,820	2,190	77.7
3・4・5	あかしあ通	18	2,420	1,900	78.5
3・4・6	明治通	18	920	500	54.3
3・4・7	新川通	16	920	920	100.0
3・4・8	昭和通	16	920	0	0.0
3・4・9	旭通	16	3,440	650	18.9
3・4・10	東雲通	18	1,250	0	0.0
3・4・11	菜の花通	16	3,270	1,820	55.7
3・4・12	東 3 条通	15	1,660	1,150	69.3
3・4・13	三井通	15	1,770	0	0.0
3・4・14	しらかば通	18	3,040	0	0.0
3・4・15	かえで通	18	3,400	0	0.0
3・4・17	三線通	18	1,280	1,280	100.0
3・4・18	すずかけ通	18	920	0	0.0
3・4・19	東明公園通	18	440	0	0.0
3・4・20	銀河通	16	330	330	100.0
3・4・21	中央通	22	90	90	100.0
3・4・111	西一線通	18	560	560	100.0
7・4・1	末広東通	16	390	390	100.0
7・5・2	東 2 条通	14	430	430	100.0
8・6・1	コスモス通	8	120	120	100.0
合計		—	43,600	24,770	56.8

課題

・都市構造の骨格である都市計画道路の整備率が低く、ネットワーク化が図られていない状況となっています。

⇒公共交通網の充実化を図る観点からも整備率の向上が必要です。

⑪公園・緑地

本市の都市計画公園は、用途地域内を中心に街区公園が 10 ケ所、近隣公園が 3 ケ所、総合公園が 1 ケ所の合計 14 ケ所の 46.73ha が都市計画決定され、そのうち 45.73ha（約 97.9%）が供用されており、他に都市公園が 2 ケ所、都市緑地が 1 ケ所整備・供用されています。

表 2-6 公園・緑地の現況（2017 年 3 月）（資料：北海道、美唄市）

名称		種別	面積		整備率 (%)
公園番号	公園名		計画 (ha)	供用 (ha)	
2・2・1	昭和公園	街区公園	0.22	0.22	100.0
2・2・2	あけぼの公園	〃	0.20	0.20	100.0
2・2・3	東雲公園	〃	0.58	0.58	100.0
2・2・4	花園公園	〃	0.19	0.19	100.0
2・2・5	いなほ公園	〃	0.43	0.43	100.0
2・2・6	白樺公園	〃	0.13	0.13	100.0
2・2・7	つつじ公園	〃	0.23	0.23	100.0
2・2・8	かえで公園	〃	0.18	0.18	100.0
2・2・9	東 3 条南公園	〃	0.14	0.14	100.0
2・2・10	一心東公園	〃	0.13	0.13	100.0
小計		10 ケ所	2.43	2.43	100.0
3・3・1	和田公園	近隣公園	2.50	2.50	100.0
3・3・2	中央公園	〃	2.20	1.20	54.5
3・3・3	旭公園	〃	1.30	1.30	100.0
小計		3 ケ所	6.00	5.00	83.3
5・6・1	東明公園	総合公園	38.30	38.30	100.0
都市計画公園 合計		14 ケ所	46.73	45.73	97.9
	ゆたか公園	近隣公園	1.10	1.10	100.0
	南美唄公園	〃	1.00	1.00	100.0
小計		2 ケ所	2.10	2.10	100.0
	遊縁通り	都市緑地	2.98	2.98	100.0
小計		1 ケ所	2.98	2.98	100.0
公園・緑地 合計			51.81	50.81	98.1

注) 上記のほかに、我路ファミリー公園（8.3ha）、都市計画区域外に炭鉱メモリアル森林公園（4.7ha）が供用されています。

⑫下水道

本市の下水道は、美唄奈井江公共下水道と 6 市 4 町による石狩川流域下水道によって整備が進められています。

表 2-7 下水道の現況（2016 年度末）（資料：美唄市）

種別	計画	供用		備考
	排水区域（ha）	面積（ha）	整備率（％）	
公共下水道	1,201.5	948.4	78.9	処理人口：18,196 人
特定環境保全下水道	127.6	92.5	72.5	下水道普及率：80.7%
合計	1,329.1	1,040.9	78.3	

(6) 経済活動

①産業別就業者数の推移

20年間の産業別就業者[※]数を見ると、1995年が15,423人に対し、2015年には63.6%にあたる9,809人に減少しています。同年間における人口が71.7%に減少している状況と比較すると、人口減少率よりも就業者[※]数減少率のほうがより著しいことがわかります。また就業者[※]数減少の状況を産業別に見ると第1次産業で44.0%、第2次産業で52.2%、第3次産業で25.9%がそれぞれ減少しています。

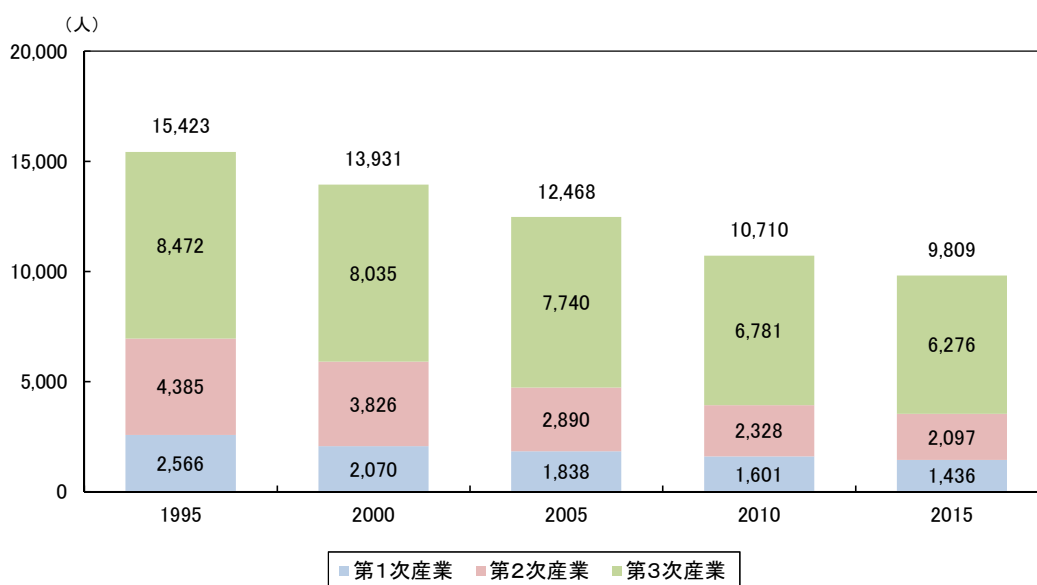


図 2-48 産業別就業者[※]数の推移 (資料：各年国勢調査)

※就業者：美唄市に住んでいる人の中で働いている方

課題

- ・産業人口の減少が本市の人口減少に大きく影響しています。
- ⇒企業誘致活動の更なる推進など産業を活性化させる必要があります。

②工業

事業所数は2002年の63箇所に対し、2014年は43箇所と31.7%にあたる20箇所減少し、従業者数は2002年の1,182人に対し、2014年は804人と32.0%にあたる378人が減少しています。

また製造品出荷額は、2002年の約215億円に対し、2014年は約159億円と26.0%にあたる約56億円が減少しています。

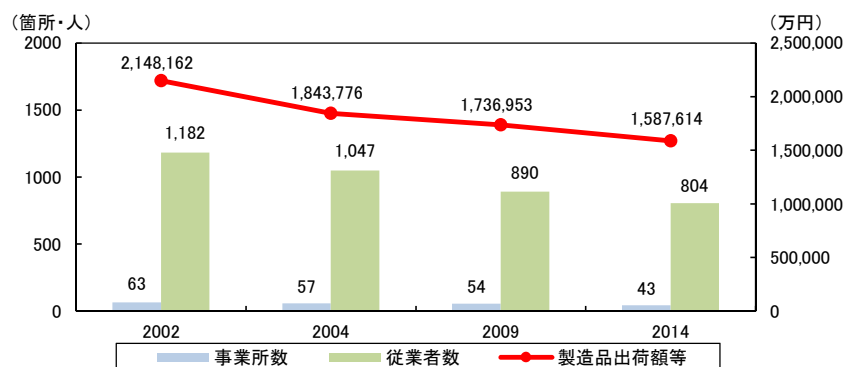


図 2-49 事業所数・従業者数・製造品出荷額等の推移 (資料：工業統計調査)

課題

・事業所数、従業者数、製造品出荷額がともに減少しています。

⇒製造業の活性化に寄与する取組みの検討が必要です。

③商業

商店数は2002年の314箇所に対し、2014年は183箇所と41.7%にあたる131箇所が減少し、従業者数は2002年の1,819人に対し、2014年は1,043人と42.7%にあたる776人が減少しています。

また年間販売額は、2002年の約315億円に対し、2014年は約219億円と30.5%にあたる約96億円が減少しています。

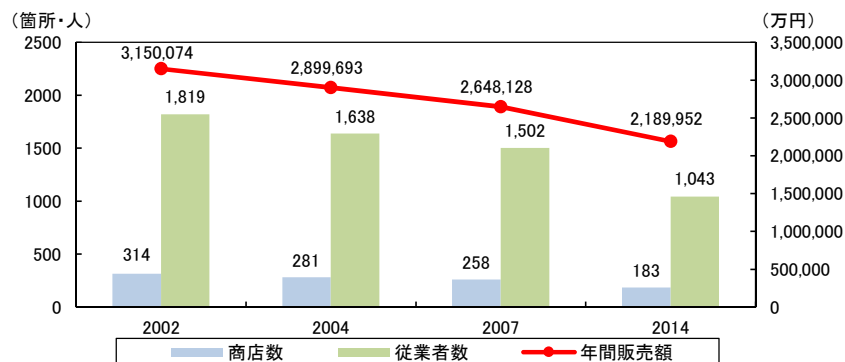


図 2-50 商店数・従業者数・年間販売額の推移 (資料：商業統計調査)

課題

・商店数、従業者数、年間販売額がともに減少しています。

⇒商店数、従業者数、年間販売額の増加のため、商店街の活性化を行う必要があります。

④地価

地価の推移を見ると商業地では 1998 年が 63,333 円/㎡に対し、2017 年には 25%にあたる 15,850 円/㎡と 20 年間で大きく下落しています。

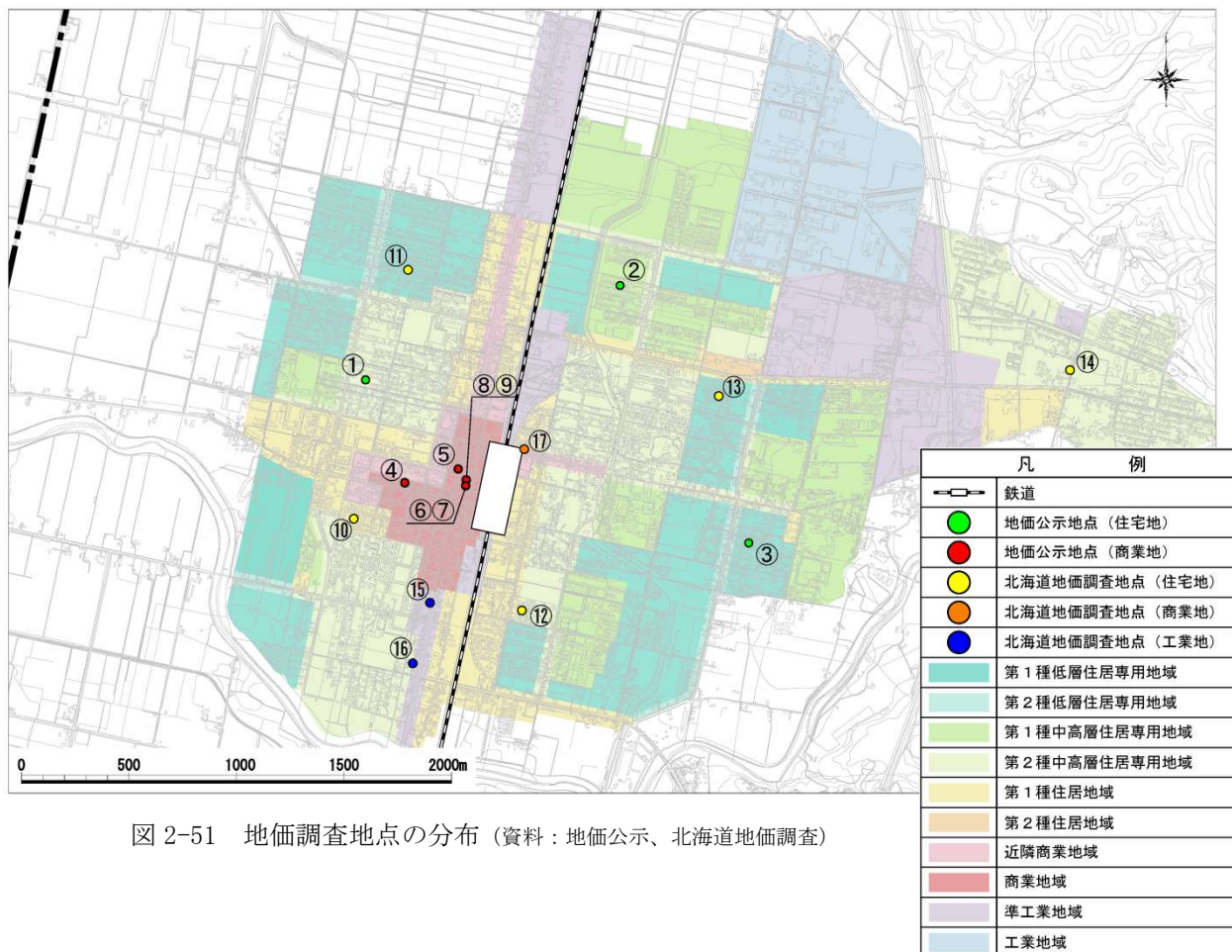


図 2-51 地価調査地点の分布（資料：地価公示、北海道地価調査）

表 2-8 地価の推移（資料：地価公示、北海道地価調査）

住所		価格(円/㎡)					調査年次
		1998年	2003年	2008年	2013年	2017年	
地価公示	住宅地 ① 西3条北2-2-31	20,400	18,500	14,100	9,500	7,400	1998年～2017年
	住宅地 ② 東3条北6-4-6	14,700	14,300	10,500	7,400	6,100	1998年～2017年
	住宅地 ③ 東6条南2-1-25	12,900	12,200	10,000	7,000	5,600	1998年～2017年
	商業地 ④ 西2条南2-3-21	69,500	58,500	30,500	—	—	1998年～2010年
	商業地 ⑤ 大通西1条南1-3-6	—	—	—	25,900	20,200	2012年～2017年
	商業地 ⑥ 大通東1条南2-80-88	—	69,000	—	—	—	2003年
	商業地 ⑦ 大通東1条南2-1-18	—	—	37,900	—	—	2004年～2011年
	商業地 ⑧ 大通東1条南2-2-21	86,000	—	—	—	—	1998年～2000年
	商業地 ⑨ 大通東1条南2-1-21	—	—	—	—	—	2001年～2002年
北海道地価調査	住宅地 ⑩ 西3条南4-10-3	21,500	18,500	14,400	9,700	7,100	1998年～2017年
	住宅地 ⑪ 西3条北6-1-13	16,500	15,000	—	—	—	1998年～2007年
	住宅地 ⑫ 東3条南5-5-20	16,500	15,200	12,100	8,000	6,100	1998年～2017年
	住宅地 ⑬ 東5条北4-2-4	16,200	13,700	10,900	—	—	1998年～2008年
	住宅地 ⑭ 東明2条2-6-10	10,500	9,000	7,600	4,300	2,900	1998年～2017年
	商業地 ⑮ 東2条北1-4-29	34,500	29,000	20,000	15,000	11,500	1998年～2017年
	工業地 ⑯ 大通西1条南5-2-7	—	—	—	13,500	10,600	2013年～2017年
	工業地 ⑰ 大通西1条南6-2-6	31,000	27,000	18,200	—	—	1998年～2012年

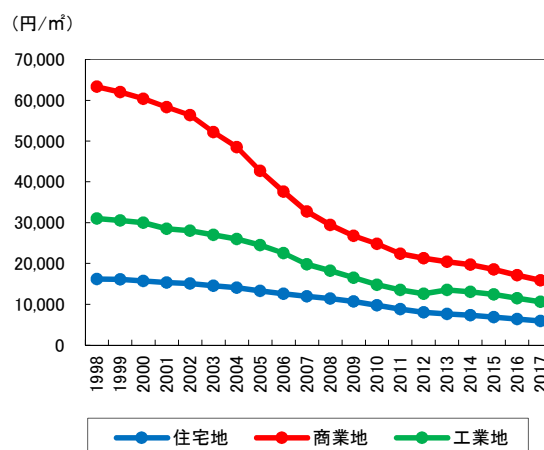


図 2-52 地価の推移（平均値）

（資料：地価公示、北海道地価調査）

課題

- ・特に商業地における地価の下落が著しく、市街地中心部の賑わいが失われています。
- ⇒中心市街地の活性化を図るなど賑わいを創出する取り組みが必要です。

(7) 財政

①市全体の歳入・歳出

本市の歳入は、自主財源が約 30%を占めており、そのうち市税が約 40%を占めています。2007 年から 2017 年にかけて歳入全体に占める市税の割合が減少傾向にあり、将来的に少子高齢化による人口減少で更に減少することが予想されます。

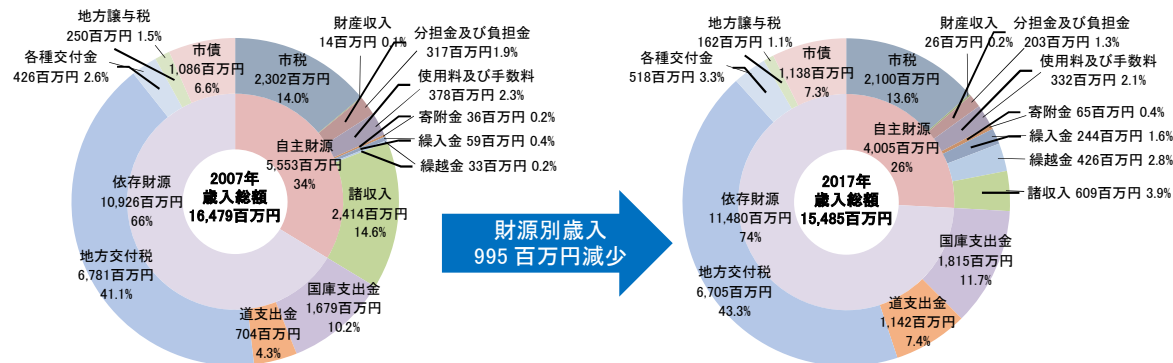


図 2-53 財源別歳入（一般会計）の推移（資料：美唄市）

目的別歳出は、職員費、民生費、公債費が約半数を占めており、2007 年から 2017 年にかけて民生費および衛生費、教育費の割合が増加傾向にあります。

また性質別歳出は、消費的経費が半数以上を占めており、2007 年から 2017 年にかけては消費的経費の割合が増加傾向の一方、投資的経費は減少傾向にあります。

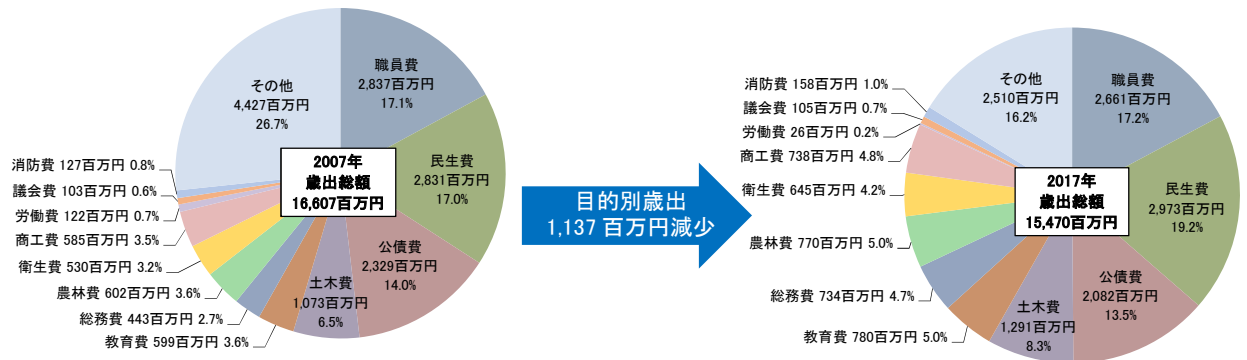


図 2-54 目的別歳出（一般会計）の推移（資料：美唄市）

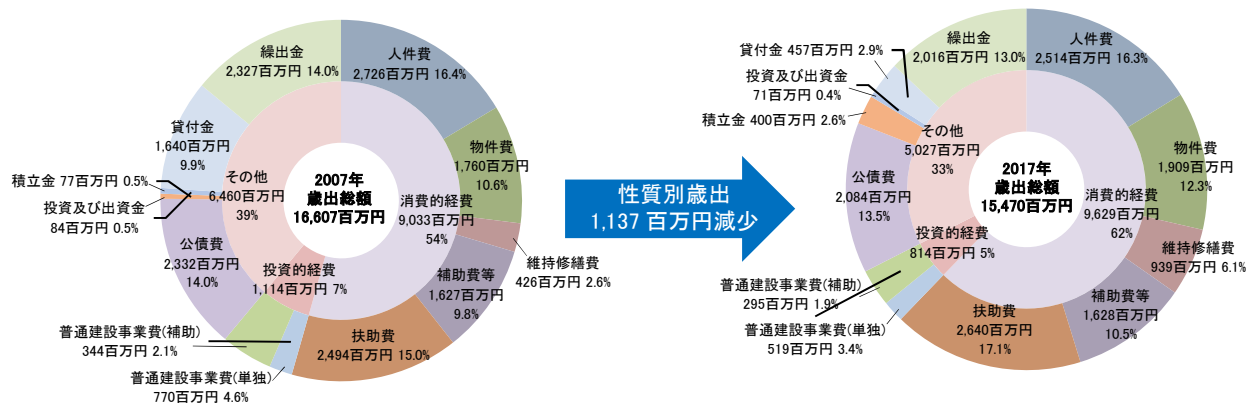


図 2-55 性質別歳出（一般会計）の推移（資料：美唄市）

課題

- ・ 今後更に厳しい財政運営を余儀なくされることが想定されます。
- ⇒人口規模に見合った公共施設の集約化などにより都市運営コストを抑えていく必要があります。

②公共施設等の現況及び将来の見通し

1970 年代前半から 1980 年代前半にかけて建設された施設が過半を占めており、2016 年時点で建設後 30 年以上経過している施設が約 54%となっています。また 10 年後には約 73%が建設後 30 年を迎えます。

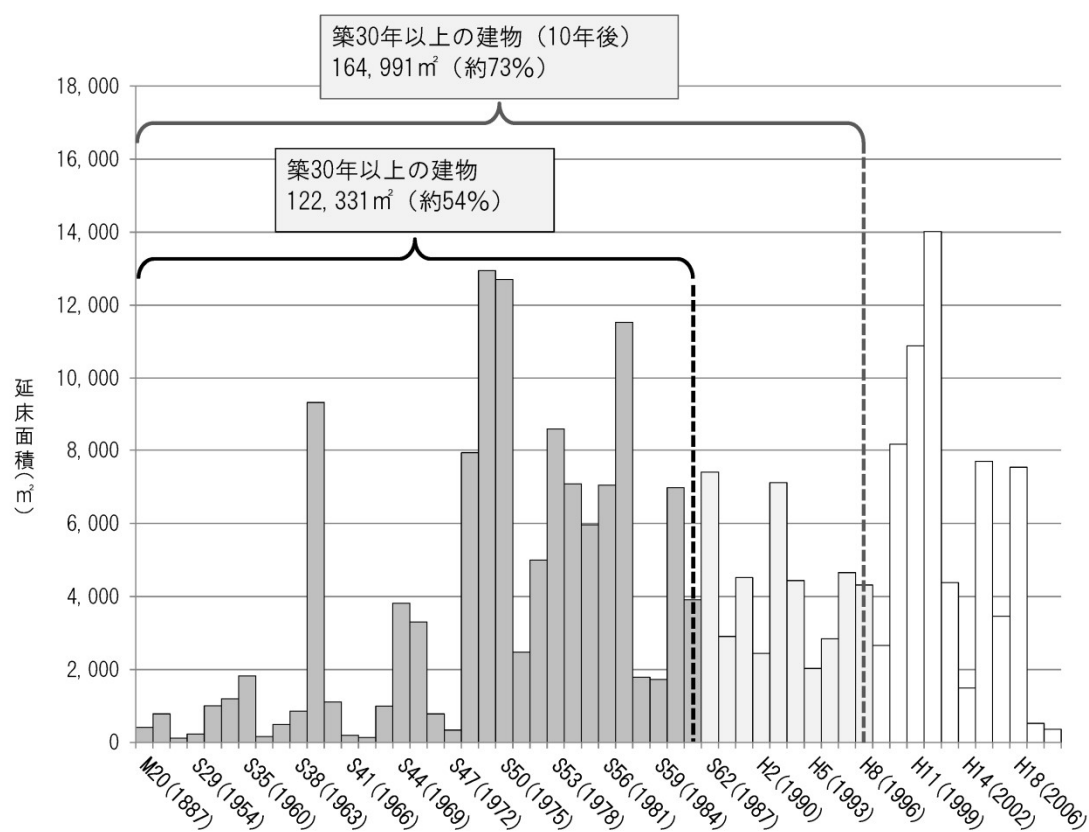


図 2-56 築年別の延べ床面積の状況 (出典：公有財産台帳 (美唄市))

現存する全ての公共施設を維持すると仮定した場合、これらに必要な費用は、2017 年度から 2046 年度の 30 年間で約 491 億円となります。この総額を 30 年で割り戻すと、1 年当たり要する費用は約 16.4 億円となり、これは過去 5 年間で公共施設に支出してきた投資的経費の年平均約 5.0 億円に対して約 3.3 倍の費用となります。

単年度で費用が突出する年度は、市立美唄病院が耐用年数を迎える 2025 年度であり、その他施設の整備費用も含めると、約 46 億円の費用が必要となります。これは過去 5 年間の平均総額に対して約 9 倍にあたる費用となります。

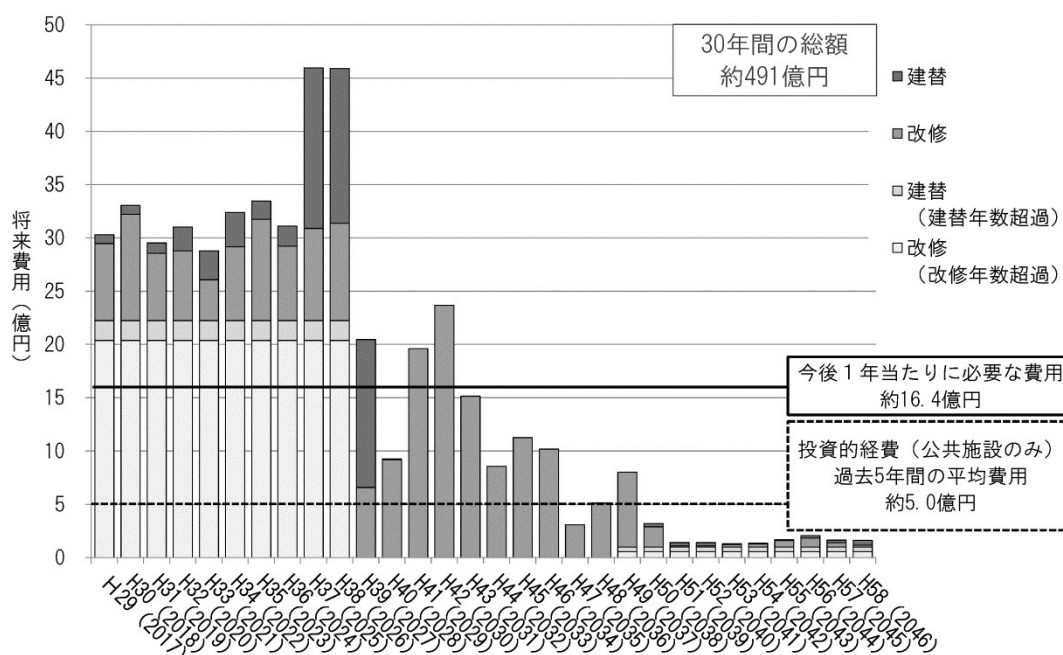


図 2-57 建替・改修時期を迎える公共施設に要する費用

（出典：美唄市公共施設等総合管理計画：2017 年 3 月）

課題

- ・ 老朽化の進行による安全性の低下が懸念されます。
- ・ 公共施設維持費の増加が懸念されます。

⇒ 今後とも公共施設等総合管理計画に基づく合理化・統廃合等により歳出を縮減し、人口減少による歳入の減少に対応する必要があります。

(8) 都市構造上の評価

本市の現況都市構造について、評価項目ごとの各指標を偏差値にして、人口規模が類似する他都市の平均と比較した結果は以下のとおりです。

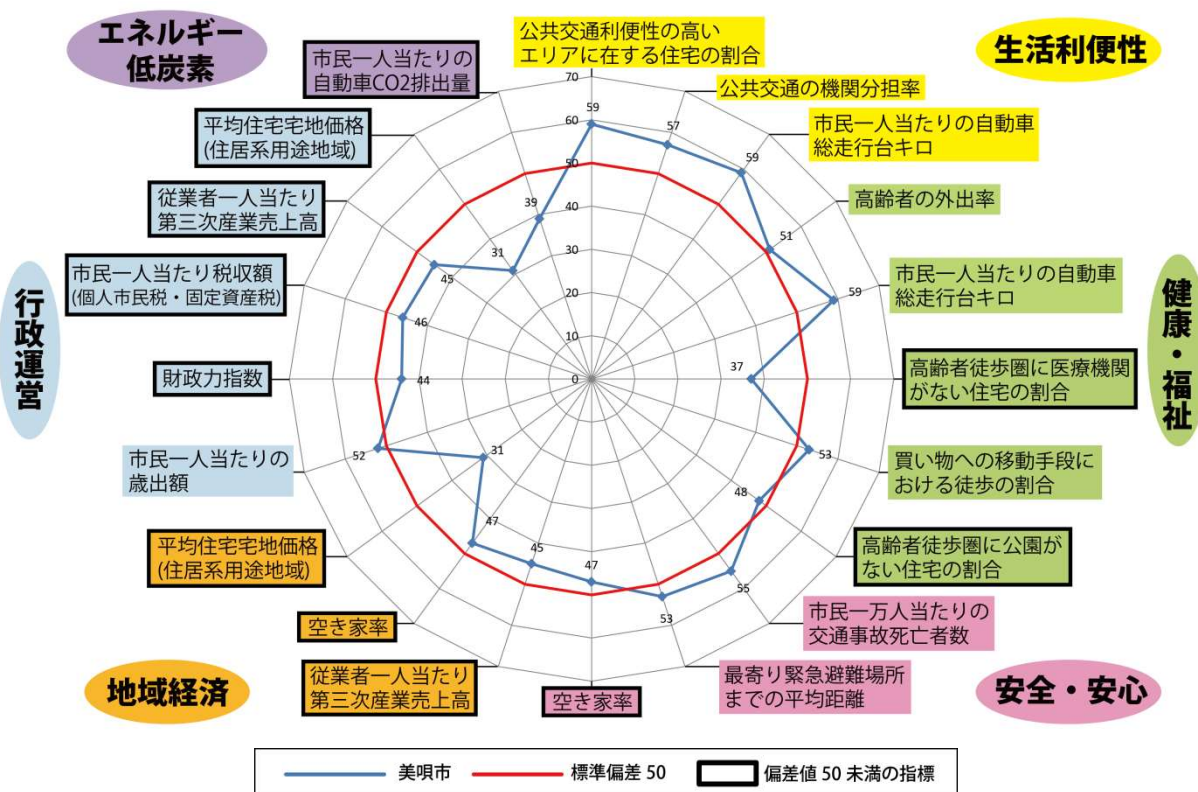


図 2-58 都市構造評価指標のレーダーチャート

(資料：「都市構造の評価に関するハンドブック（平成 26 年 8 月国土交通省都市局都市計画課）」を参考に作成)

注) 各評価分野において同じ項目で比較している項目があります。

表 2-9 都市構造の評価

評価分野	分析結果
生活利便性	・類似都市と比較して、公共交通、自動車交通の利便性が上回っています。
健康・福祉	・高齢者が居住している徒歩圏域の医療施設が平均より下回っています。 ⇒市街地中心部への居住誘導の促進が必要です。 ・高齢者が居住している徒歩圏域の公園が平均より下回っています。 ⇒公園の適正配置を検討します。
安全・安心	・類似都市と比較して、交通事故と避難場所に関する安全性が上回っています。 空き家率が類似都市の平均よりも上回っています。 ⇒空き家等対策計画の策定などによる対策が急務です。
地域経済	・第 3 次産業売上高で、類似都市平均を下回っています。平均住宅地価は、類似都市を大きく下回っていることから、経済活動がかなり低迷していると推測されます。 ⇒中心市街地の活性化への取り組みが必要です。
行政運営	・市民一人あたりの税収額が、類似都市平均を下回っているため、厳しい財政運営を強いられています。 ⇒効率的な行政運営が求められます。
エネルギー・低炭素	・自動車の利用が活発であるため、多量にCO ₂ が排出されています。 ⇒徒歩や自転車による移動が容易なまちづくり対策が必要です。

(9) アンケート調査結果

①立地適正化計画等の策定に向けた市民アンケート調査

本アンケートは、「美唄市立地適正化計画」の策定に向けて平成 30（2018）年度に実施されたものであり、官民が一体となって計画を推進できるよう、まちづくりの主体となる市民の方々の意見を反映させることを目的としています。

【アンケート概要】

・ アンケート調査日程

配布日 : 2018 年 6 月 27 日

回収期日 : 2018 年 7 月 9 日

・ 配布数、回収数

配布数 : 1,200 件

回収数 : 366 件（回収率 : 30.5%）

・ アンケート対象者

美唄市在住の 18 歳以上の方を無作為抽出

・ 年齢階層別回収率

アンケート調査票の年齢階層別回収率は、「60～69 歳」が 5 割と最も高く、続いて、「70 歳以上」が 4 割、「50～59 歳」が 3 割の順となっています。40 歳代以下の比較的若い世代の回収率が低くなっています。

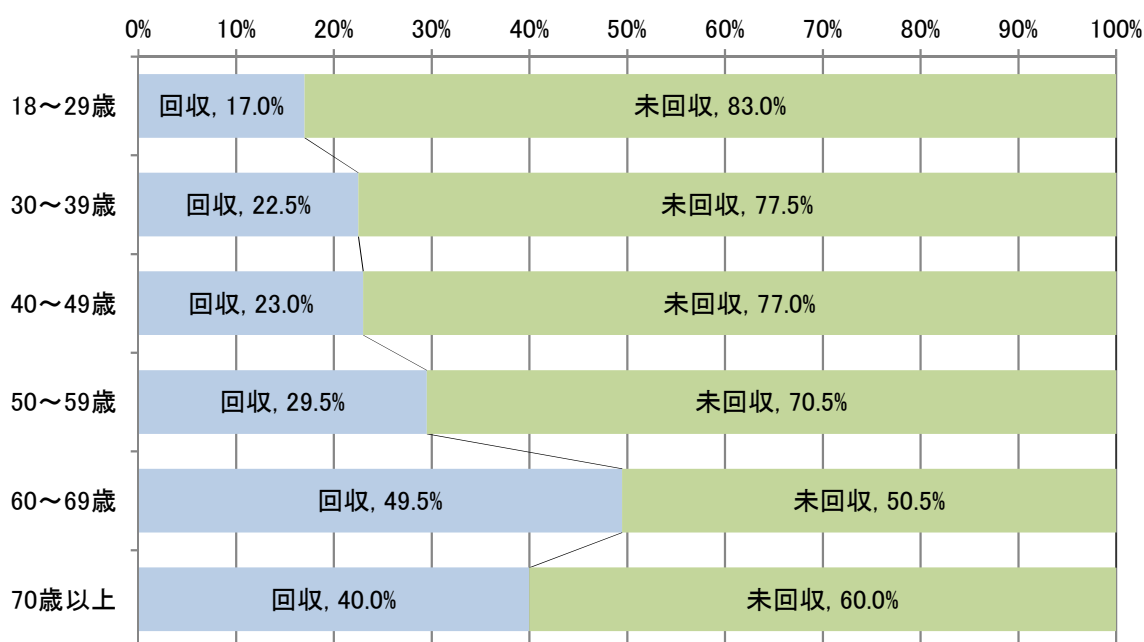


図 2-59 年齢階層別回収率

1. あなたご自身のことについてお尋ねします。

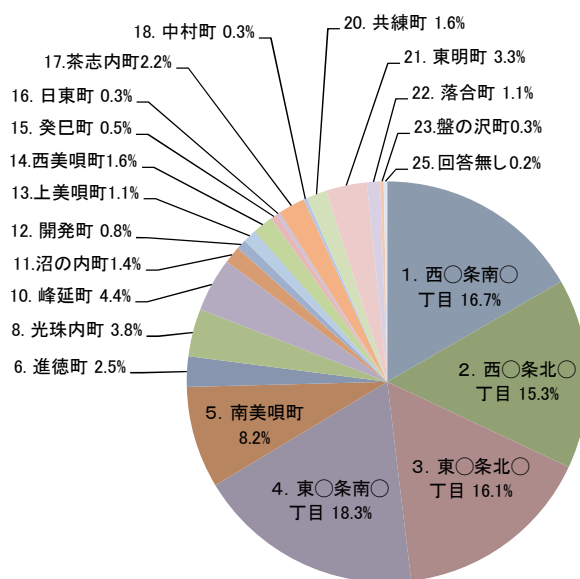
問1 お住まいの地域をお答えください。(一つに○)

【解説】

回答者の居住地は、「4. 東○条南○丁目」が最も多く、続いて「1. 西○条南○丁目」、「3. 東○条北○丁目」の順となっています。この三つの居住地の比率はともに 2 割弱となっています。

図 2-60・表 2-10 お住まいの地域

項 目	回答数
1. 西○条南○丁目	61
2. 西○条北○丁目	56
3. 東○条北○丁目	59
4. 東○条南○丁目	67
5. 南美唄町	30
6. 進徳町	9
7. 一心町	0
8. 光珠内町	14
9. 豊葦町	0
10. 峰延町	16
11. 沼の内町	5
12. 開発町	3
13. 上美唄町	4
14. 西美唄町	6
15. 癸巳町	2
16. 日東町	1
17. 茶志内町	8
18. 中村町	1
19. 北美唄町	0
20. 共練町	6
21. 東明町	12
22. 落合町	4
23. 盤の沢町	1
24. 我路町	0
25. 回答無し	1
合 計	366



問2 「性別」と「年齢」をお答えください。(それぞれ一つに○)

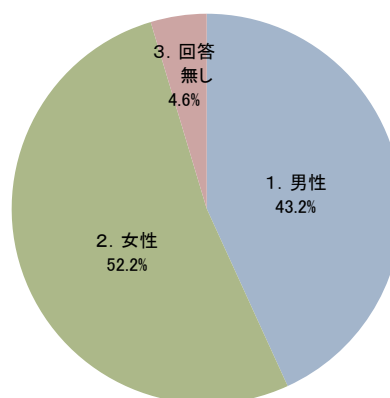
①性別

【解説】

性別は、「2. 女性」が 5 割強、「1. 男性」が 4 割強と「2. 女性」が高くなっています。

図 2-61・表 2-11 性別

項 目	回答数
1. 男性	158
2. 女性	191
3. 回答無し	17
合 計	366



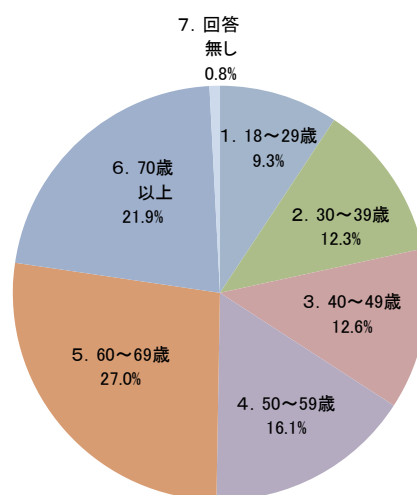
②年齢

【解説】

年齢階級は、「5. 60～69 歳」が 3 割弱と最も多く、続いて「6. 70 歳以上」が 2 割強、「4. 50～59 歳」が 2 割弱の順となっています。60 歳台以上が約半数を占めています。

図 2-62・表 2-12 年齢階級

項 目	回答数
1. 18～29 歳	34
2. 30～39 歳	45
3. 40～49 歳	46
4. 50～59 歳	59
5. 60～69 歳	99
6. 70 歳以上	80
7. 回答なし	3
合 計	366



2. あなたのお住まいについてお尋ねします。

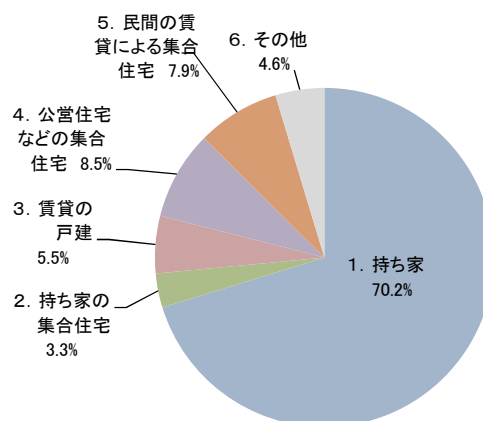
問3 お住まいになっている住宅の「種類」をお答えください。(一つに○)

【解説】

回答者の住宅の種類は、「1. 持ち家」が7割と最も多く、続いて「4. 公営住宅などの集合住宅」及び「5. 民間の賃貸による集合住宅」が1割弱となっています。

図 2-63・表 2-13 住宅の種類

項 目	回答数
1. 持ち家（戸建住宅）	257
2. 持ち家の集合住宅（長屋建・共同住宅）	12
3. 賃貸の戸建	20
4. 公営住宅などの集合住宅	31
5. 民間の賃貸による集合住宅	29
6. その他（自由記述）	17
7. 回答なし	0
合 計	366



問4 お住まいになっている住宅の「築年数」をお答えください。(一つに○)

【解説】

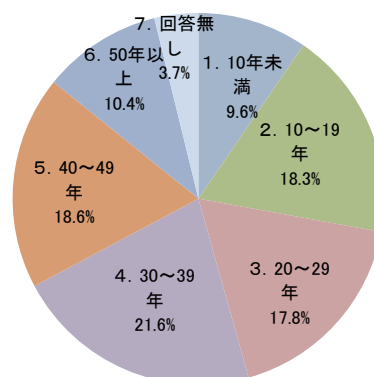
住宅の築年数は、「4. 30～39 年」が2割強と最も多く、続いて「5. 40～49 年」と「2. 10～19 年」が2割弱となっています。30 年以上の住宅が全体の半数以上となっています。

【方向性】

- ・問 2②の年齢が「59 歳以下」、問 3 の住宅の種類が「持ち家（戸建住宅）」、かつ問 4 の築年数 30 年以上について、現在人口に換算すると市街地が約 3,000 人、郊外は約 1,400 人が該当します。
- ・この郊外の方約 1,400 人へは、問 10 で質問している「住宅購入に対する支援」や「転居に伴う費用に対する支援」を取り入れることにより、中央部への住み替えを促すことになります。

図 2-64・表 2-14 住宅の築年数

項 目	回答数
1. 10 年未満	35
2. 10～19 年	67
3. 20～29 年	65
4. 30～39 年	79
5. 40～49 年	68
6. 50 年以上	38
7. 回答なし	14
合 計	366



問5 ご自宅から鉄道・バス利用のための移動についてお尋ねします。「現在の立地環境」と「理想と考える立地環境」から鉄道駅やバス停留所（市民バス西線の場合は乗り降りできる場所）までの徒歩での所要時間をお答えください。（それぞれ一つに○）

①鉄道駅

【解説】

鉄道駅の誘致圏を徒歩 10 分未満と想定し、「1. 徒歩 5 分未満」と「2. 徒歩 5 分～10 分未満」を合計すると、「現在の立地環境」が 2 割弱に対し、「理想と考える立地環境」は 6 割弱と「理想と考える立地環境」が 4 割程度高くなっています。

【方向性】

a) 郊外部

- ・峰延、進徳、沼の内、上美唄、癸巳、共練及び南美唄は、長期的に駅周辺への住み替え・移転したい傾向の高い地区であり、短期的には駅までの公共交通を確保していく地区です。

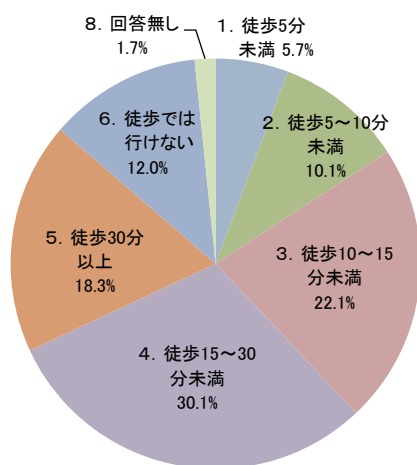
b) 市街地

- ・長期的には駅周辺への住み替え・移転を促進していく地区であり、より市街地としての利便性を高めるためバスの増便で待ち時間を短縮するなど公共交通を充実していきます。

表 2-15 鉄道駅までの所要時間

項 目	回答数	
	現在の立地環境	理想と考える立地環境
1. 徒歩 5 分未満	21	62
2. 徒歩 5～10 分未満	37	148
3. 徒歩 10～15 分未満	81	77
4. 徒歩 15～30 分未満	110	30
5. 徒歩 30 分以上	67	7
6. 徒歩では行けない	44	16
7. 無効	0	1
8. 回答無し	6	25
合 計	366	366

現在の立地環境



理想と考える立地環境

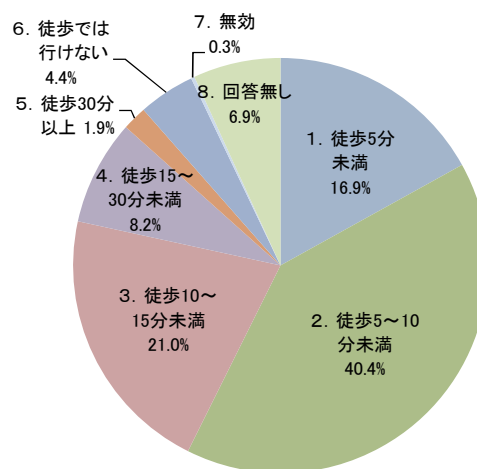


図 2-65 鉄道駅までの所要時間

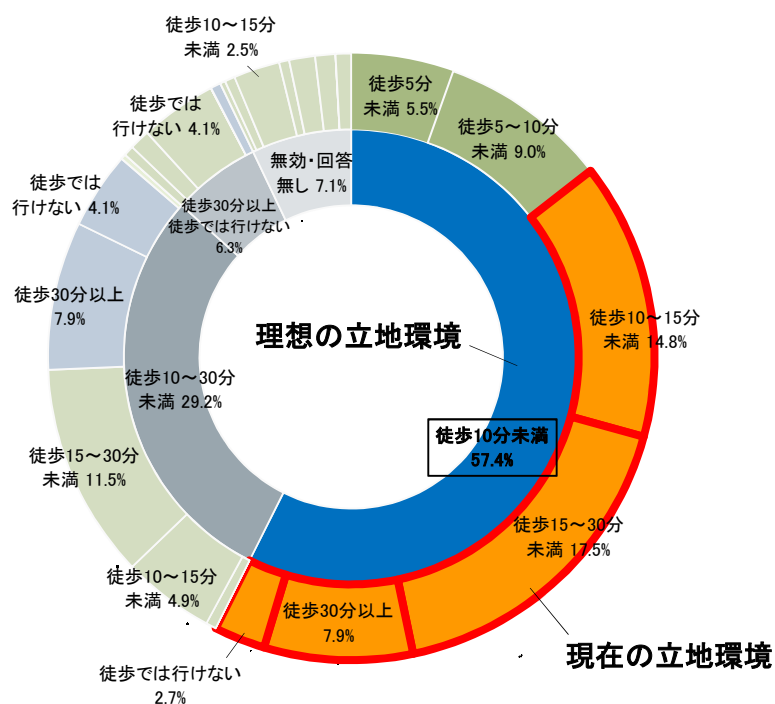


図 2-66 鉄道駅までの所要時間（理想の立地環境回答者の現況の立地環境）

②バス停留所

【解説】

バス停留所からの「現在の立地環境」と「理想と考える立地環境」を比較すると、「1. 徒歩 5 分未満」はそれぞれ 5 割前後、「2. 徒歩 5～10 分未満」は 3 割前後となっているため、徒歩 10 分未満にお住まいの方は自らが住んでいる環境を理想の立地環境としています。

【方向性】

a) 郊外部

- ・西美唄、落合地区は長期的にバス停留所周辺への住み替え・移転したい傾向の高い地区であり、短期的にはバスの停留所の増設など公共交通を確保していく地区です。

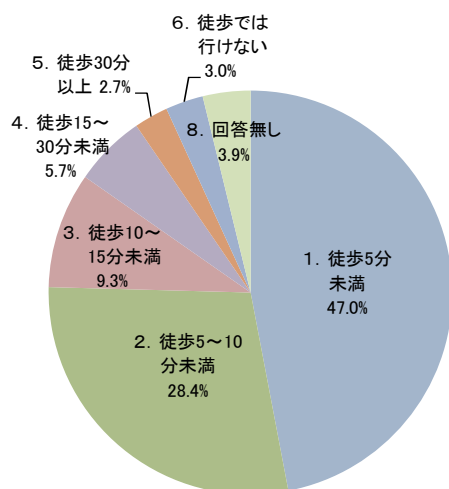
b) 市街地

- ・ほぼ満足との結果でした。

表 2-16 バス停留所までの所要時間

項 目	回答数	
	現在の立地環境	理想と考える立地環境
1. 徒歩 5 分未満	172	193
2. 徒歩 5～10 分未満	104	113
3. 徒歩 10～15 分未満	34	15
4. 徒歩 15～30 分未満	21	8
5. 徒歩 30 分以上	10	1
6. 徒歩では行けない	11	12
7. 無効	0	0
8. 回答無し	14	24
合 計	366	366

現在の立地環境



理想と考える立地環境

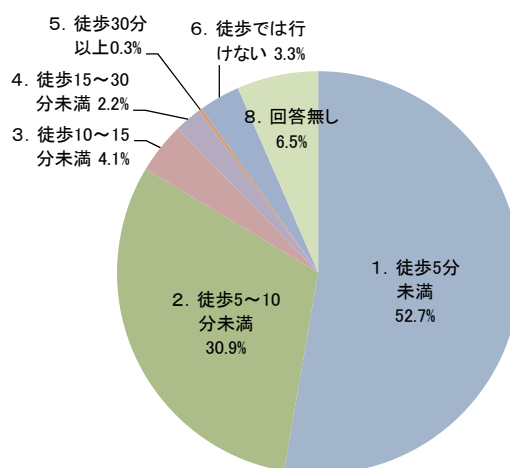


図 2-67 バス停留所までの所要時間

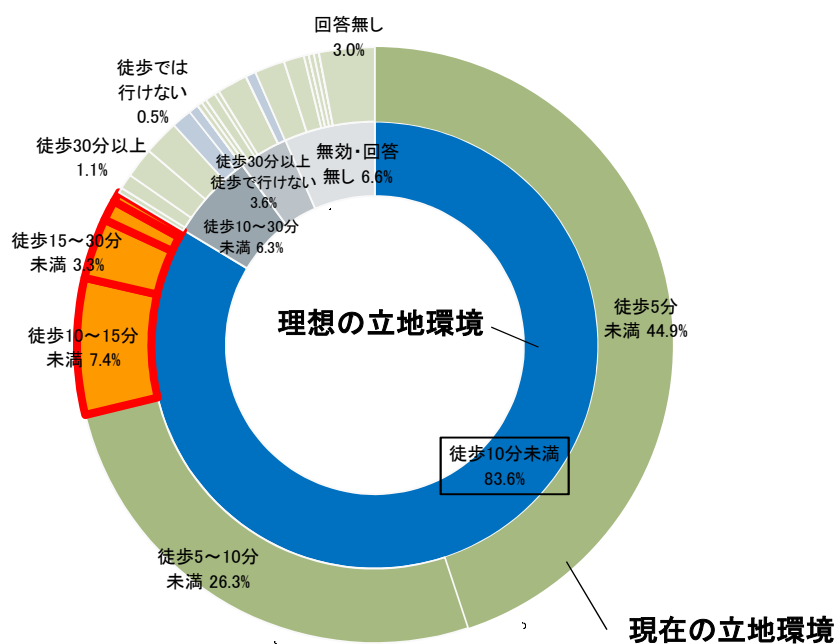


図 2-68 バス停留所までの所要時間（理想の立地環境回答者の現況の立地環境）

問6 住んでいる場所の利便性（現状及び将来）についてお聞きします。ご自宅と各施設の移動手段について、「現在の環境」と「今後の希望」をお答えください。（①～⑨の施設ごとにそれぞれ○）

①全体

【解説】

どの施設も「徒歩・自転車で行ける」が「現在の環境」（現状）より「今後の希望」（希望）の方が 10 ポイント以上高く、また「公共交通で行ける」も一様に現状よりも希望の方が高い傾向です。一方、「自家用車」はいずれも希望の方が 10 ポイント以上低い状況にあります。

②徒歩・自転車で行ける（都市機能誘導区域等）

【解説】

徒歩・自転車で行ける施設は、現状が「⑨小規模集会施設」と「④学校教育施設」が 4 割弱と高く、続いて「①医療施設」の順となっています。これに対し希望は、「⑨小規模集会施設」、「⑤商業施設」及び「④学校教育施設」が 5 割前後となっています。

現状と希望を比較すると、今後徒歩・自転車で行けることが望まれている施設は、「商業施設（20 ポイント強高）」と「医療施設（20 ポイント弱高）」が多く、続いて、「介護福祉施設（20 ポイント弱高）」となっています。

【方向性】

・「徒歩・自転車で行ける」施設のうち、現状と希望との差が大きい施設は、医療、介護福祉、子育て支援、商業、行政サービス及び文化交流の各施設であり、これらは都市機能誘導区域内に集約されるべき施設（誘導施設）と考えられます。

③公共交通で行ける

【解説】

公共交通で行ける施設は、現状では「②介護福祉施設」、「①医療施設」及び「③子育て施設」が上位 3 施設であり全て 1 割台となっています。これに対し希望では、「②介護福祉施設」、「⑦文化交流施設」及び「⑥行政サービス施設」が上位 3 施設ですが全て 2 割強から 3 割弱となっています。

現状と希望を比較して今後公共交通で行けることが望まれている施設は、「⑧体育施設」、「②介護福祉施設」、「⑦文化交流施設」、「⑨小規模集会施設」となっていますが、いずれも 7 ポイント程度ずつ高くなっています。

【方向性】

・「公共交通で行ける」施設のうち、現状と希望との差が大きい施設は、介護、行政サービス、文化交流、体育館、小規模集会場などの各施設であり、この内、前述の誘導施設（介護、行政サービス、文化交流施設）を除いた体育施設及び小規模集会施設が居住誘導区域内に立地すべき施設と考えられます。



問7 もし現在のお住まいから住み替えるとしたら、どのような環境に住みたいでしょうか。

【解説】

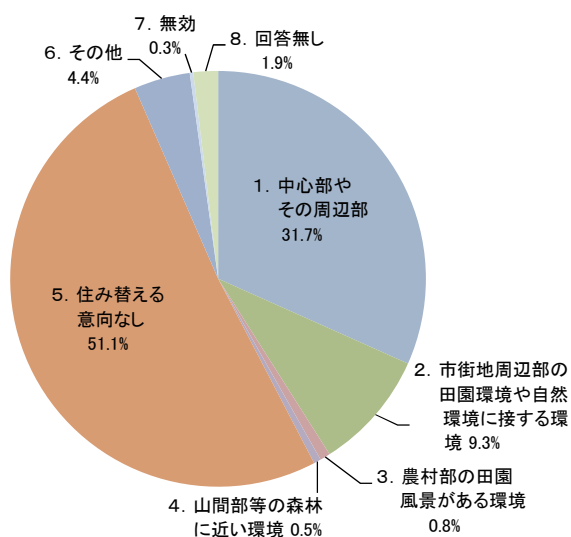
「5. 住み替える意向なし」が5割強と最も多いものの、3割強の方は「1. 中心部やその周辺部」へ住み替えを望んでいます。

【方向性】

・郊外に居住する方の「1. 中心部やその周辺部」への住み替え希望について、現在人口に換算すると約2,100人が該当します。

図 2-70・表 2-17 住み替えた場合の環境

項 目	回答数
1. 中心部やその周辺部	116
2. 市街地周辺部の田園環境や自然環境に接する環境	34
3. 農村部の田園風景がある環境	3
4. 山間部等の森林に近い環境	2
5. 住み替える意向なし	187
6. その他（自由記述）	16
7. 無効	1
8. 回答無し	7
合 計	366



問8 もし中心部やその周辺部に住むとしたら、その条件をお答えください。

【解説】

中心部やその周辺部に住む条件は、「9. スーパーやコンビニエンスストアに歩いて行けること」が222件（6割強）と最も多く、続いて「7. 病院やクリニックに歩いて通院できること」が182件（5割）、「12. 道路など公共空間の除排雪が充実していること」が135件（4割弱）、「2. 除雪などが軽減される集合住宅に住めること」が128件（3割強）及び「1. 市民バスなど気軽に利用できる公共交通が確保されていること」が95件（3割弱）の順となっています。

【方向性】

- ・ 中心部やその周辺部に住む条件として、「スーパーやコンビニエンスストアに歩いていけること」、「病院やクリニックに歩いて通院できること」、「道路などの公共空間の除排雪が充実していること」、「除雪などが軽減される集合住宅に住めること」、「市民バスなどが気軽に利用できる公共交通が確保されていること」、といった要望の高い条件を満たすことにより、居住誘導の可能性を高めていくことができます。

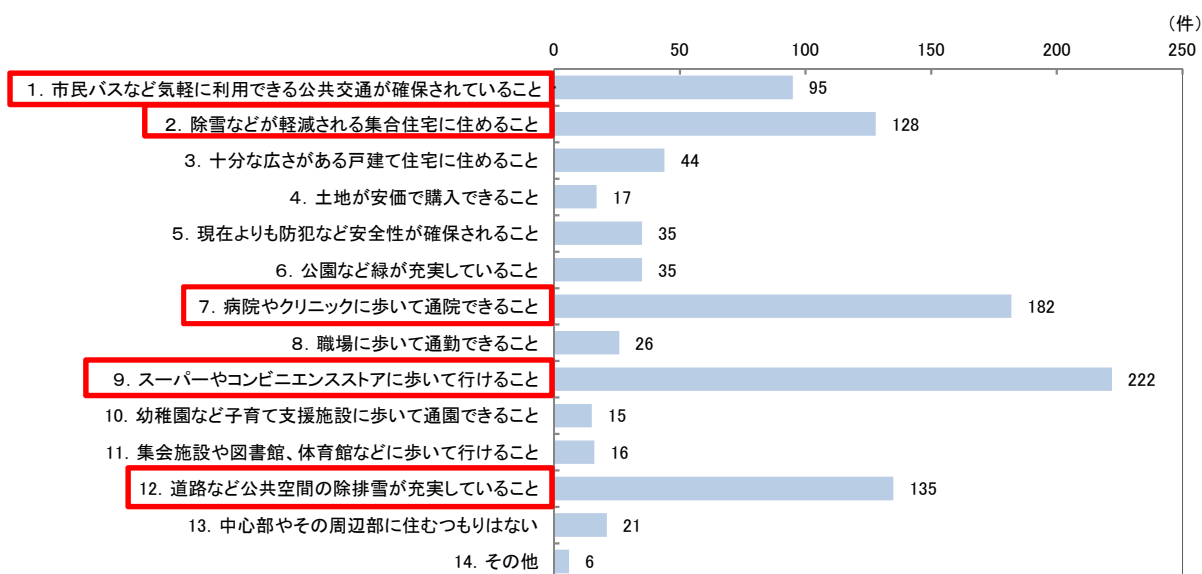


図 2-71 中心部やその周辺部に住むための条件

問9 もし中心部やその周辺に住み替えるとしたら、どのような住宅に住みたいですか。

【解説】

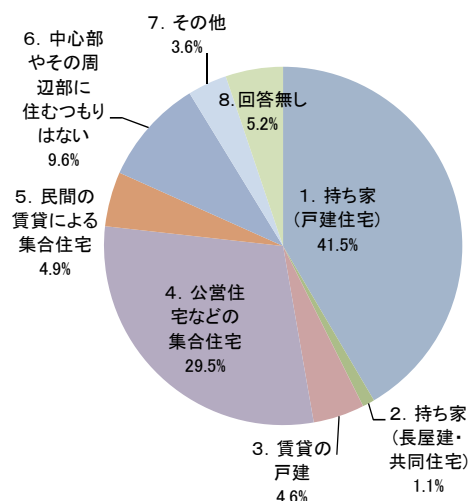
中心部やその周辺部に住む場合の住宅の種類は、「1. 持ち家（戸建住宅）」が4割強と最も多く、続いて「4. 公営住宅などの集合住宅」が3割となっています。

【方向性】

- ・郊外に居住し、かつ本設問で住宅の種類を選んだ住み替え意向のある回答者数を、現在人口に換算すると約5,800人が該当します。これは居住誘導区域への住み替えの対象となる人口規模の目安となります。
- ・その内訳は、「持ち家（戸建住宅）」が約3,000人、「公営住宅（集合住宅）」が約2,300人及び「その他※」が約400人となっています。
※その他：持ち家（長屋建・共同住宅）、賃貸の戸建、民間賃貸住宅（集合住宅）
- ・市街地に居住し、かつ本設問で住宅の種類を選んだ回答者数を、現在人口に換算すると約13,600人が該当します。
- ・その内訳は、「持ち家（戸建住宅）」が約6,700人、「公営住宅（集合住宅）」が4,900人及び「その他」が約2,000人となっています。
- ・中心部やその周辺部の「持ち家」に住みたい方は、市街地と郊外部を合計すると約9,700人（現在人口換算）となり、全人口の4割に該当します。
- ・問10での質問の内、「住宅購入費に対する支援」を求めている回答が比較的高い結果となったことを踏まえると、今後、居住誘導区域内への住み替えを更に促すとともに、現在中心部に居住している市民の市外などへの流出防止策として、「住宅購入費に対する支援」を実施する必要があると考えられます。
- ・中心部やその周辺部の「公営住宅（集合住宅）」に住みたい方は、市街地と郊外部を合計すると約7,100人（現在人口換算）となり、全人口の3割に該当し、これについても比較的高い結果となっていることから、まちの中心部に公営住宅を配置していく必要があります。

図 2-71・表 2-18 中心部やその周辺部に住む場合の住宅の種類

項 目	回答数
1. 持ち家（戸建住宅）	152
2. 持ち家（長屋建・共同住宅）	4
3. 賃貸の戸建	17
4. 公営住宅などの集合住宅	108
5. 民間の賃貸による集合住宅	18
6. 中心部やその周辺部に住むつもりはない	35
7. その他（自由記述）	13
8. 回答無し	19
合 計	366



問10 もし現在の場所から住み替えるとしたら、どのような支援があると良いと思いますか。
(二つ以内に○)

【解説】

住み替える場合の支援策は、「5. 現在居住している住宅・土地の売却・除却等に対する支援」が 107 件（3 割強）と最も多く、続いて「4. 転居に伴う費用に対する支援」が 87 件（2 割強）、「1. 住宅購入に対する支援」が 82 件（2 割強）、「2. リフォームや増改築のための費用に対する支援」が 80 件（2 割強）及び「3. 賃貸住宅の家賃等に対する支援」が 78 件（2 割強）となっています。

【方向性】

- ・ 中心部やその周辺部への住み替えには、住んでいた家の処分、転居、住宅の購入、取得した中古住宅の増改築、賃貸住宅への家賃補助といった一連の総合的な支援が求められています。
- ・ 現在居住している住宅・土地の売却・除却等に対する支援、転居に伴う費用に対する支援、住宅購入に対する支援、リフォームや増改築のための費用に対する支援及び賃貸住宅の家賃等に対する支援について検討し、誘導区域外への流出の防止と中心部やその周辺への住み替えを促進します。

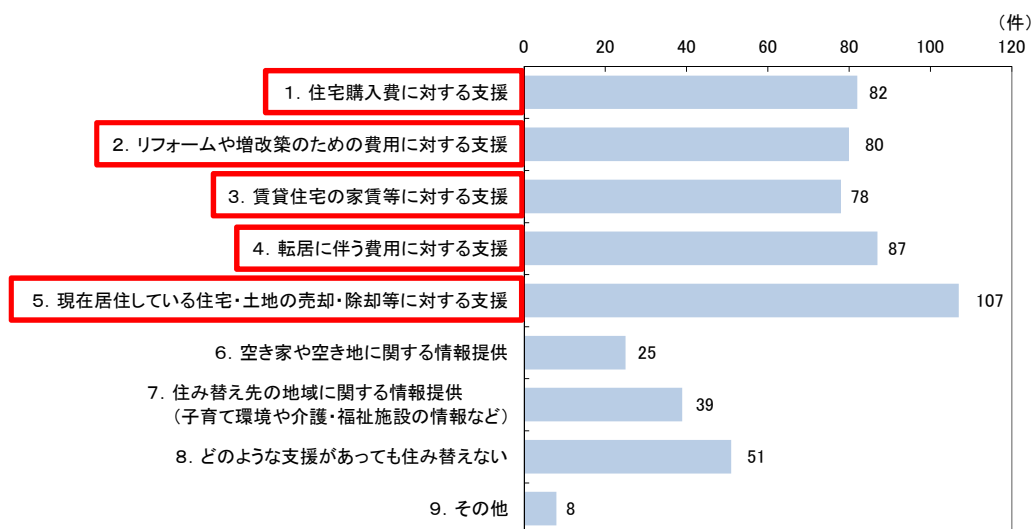


図 2-73 住み替えるために必要な支援

問11 外出する際の目的別に、最もよく使う移動手段をお答えください。1回の移動で複数手段を利用する場合は重複して選んで構いません。

【解説】

全体（合計）の交通手段は「自家用車、バイク」が8割と最も多く、続いて「徒歩、自転車」が2割強となっています。これを外出目的別に見ると、「自家用車、バイク」は全ての目的において8割前後、「徒歩、自転車」は「①買物・外出」、「③通勤・通学」及び「④趣味・娯楽・会合」で2割台となっています。

【方向性】

- ・外出目的別の移動手段についての質問ですが、全ての目的において、自家用車・バイクの使用が8割前後であり、徒歩・自転車については、全体において、ほぼ2割程度となっています。このことから、今後、徒歩・自転車の利用率を上げる取組みが必要と考えられます。

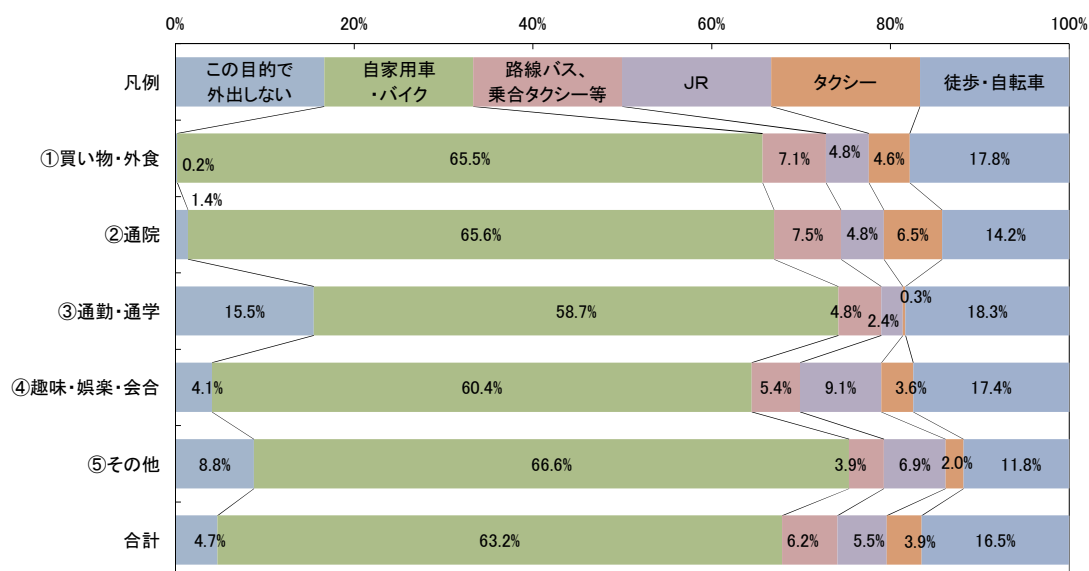


図 2-74 よく使う交通手段

問12 車の保有状況をお答えください。(一つに○)

【解説】

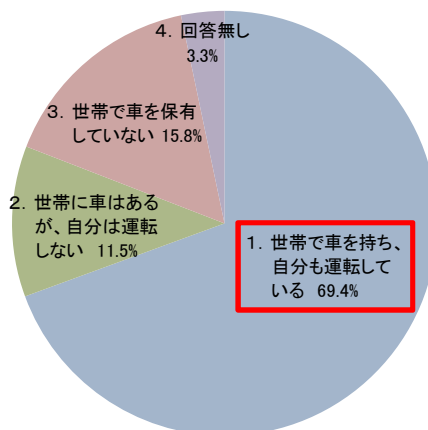
車の保有状況は、「1. 世帯で車を持ち、自分も運転している」が 7 割弱と最も多く、続いて「3. 世帯で車を保有していない」が 2 割弱、「2. 世帯に車はあるが、自分は運転しない」が 1 割強の順となっています。「2.」「3.」の車を運転しない方、車を保有していない方が全体の 3 割弱となっています。

【方向性】

- ・ 自ら車を運転しない方や車を保有していない方の生活交通を確保する公共交通が必要です。
- ・ 自動車の保有率が、現時点で約 7 割であるとの結果を基に、今後、立地適正化計画に基づいて、都市のコンパクト化を目指す過程で、運転免許返証納など自動車の保有率を減少させる取組みを進めます。

図 2-75・表 2-19 車の保有状況

項 目	回答数
1. 世帯で車を持ち、自分も運転している	254
2. 世帯に車はあるが、自分は運転しない	42
3. 世帯で車を保有していない	58
4. 回答無し	12
合 計	366



問13 自動車運転免許の返納を考えていますか。(一つに○)

【解説】

自動車運転免許証の返納については、「5. 検討していない・まだ返納を考える年齢ではない」が 5 割強と最も多く、続いて「1. 運転しない・運転免許を持っていない」と「4. 具体的ではないが検討している」が 2 割弱となっています。

なお、全体の 1 割弱の方が「3. 具体的に検討している」としており、検討している方が具体的に返納する年齢階級の内訳は「4. 80～84 歳」が 5 割強、「2. 70～74 歳」と「3. 75～79 歳」が 2 割弱となっています。

【方向性】

- ・運転免許証の返納については、70 歳以上での意向が高い結果となっています。郊外においては、これまでの設問から更なる公共交通の充実が必要との結論であるものの、こうした高齢者が中心部に移住してくる可能性も高いと判断されます。

図 2-76・表 2-20 自動車運転免許の返納予定

項 目	回答数
1. 運転しない・運転免許を持っていない	66
2. 返納した	6
3. 具体的に検討している (歳ごろに返納)	23
4. 具体的ではないが検討している	59
5. 検討していない・まだ返納を考える年齢ではない	194
6. 回答無し	18
合 計	366

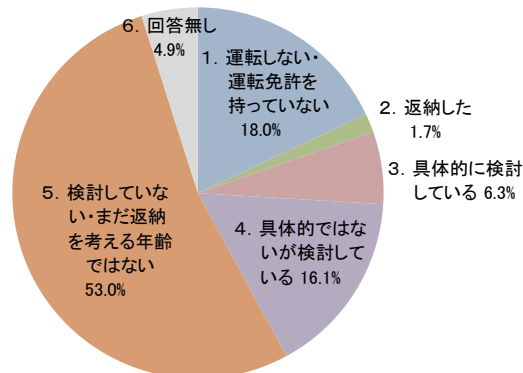
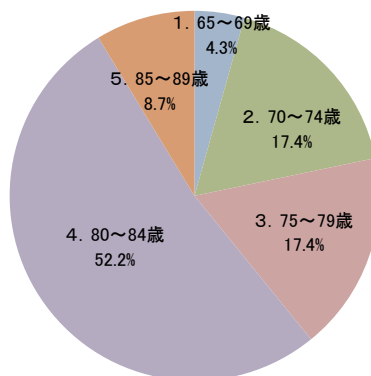


図 2-77・表 2-21 運転免許証返納年齢階級

項 目	回答数
1. 65～69 歳	1
2. 70～74 歳	4
3. 75～79 歳	4
4. 80～84 歳	12
5. 85～89 歳	2
合 計	23



問14 将来（10年後ぐらい）、外出に不安はありますか。また、不安を解消していくために最も充実すべき公共交通手段をお選びください。（それぞれ一つに○）

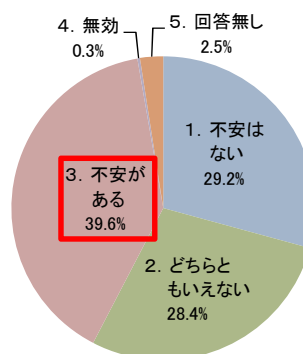
①将来、外出に不安はありますか

【解説】

将来の外出の不安は、「3. 不安がある」が4割と最も多く、「1. 不安はない」と「2. どちらともいえない」がともに3割弱となっています。

図 2-78・表 2-22 将来的な外出の不安

項 目	回答数
1. 不安はない	107
2. どちらともいえない	104
3. 不安がある	145
4. 無効	1
5. 回答無し	9
合 計	366



②最も充実すべき公共交通はどれですか

【解説】

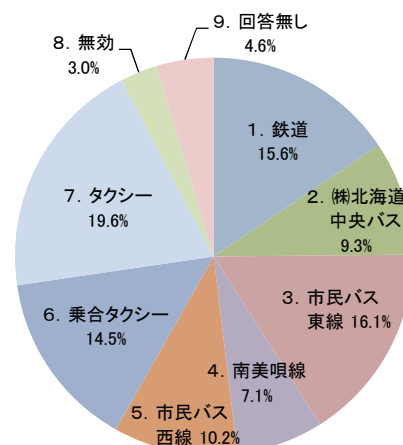
最も充実すべき公共交通は、「7. タクシー」が2割と最も多く、続いて「3. 市民バス東線」と「1. 鉄道」が2割弱となっていますが、突出した交通手段は特になく状況です。

【方向性】

・外出への不安について、4割との結果でした。これを受け、最も充実させるべき公共交通は、タクシー及び市民バス東線です。地区別で見ると、東北地区及び東南地区で、将来の外出に不安との回答が他の地区よりも多く、これと連動する結果となっています。

図 2-79・表 2-23 最も充実すべき公共交通

項 目	回答数
1. 鉄道	57
2. (株)北海道中央バス	34
3. 市民バス東線	59
4. 南美咲線	26
5. 市民バス西線 (スクールバス混乗を含む)	37
6. 乗合タクシー	53
7. タクシー	72
8. 無効	11
9. 回答無し	17
合 計	366



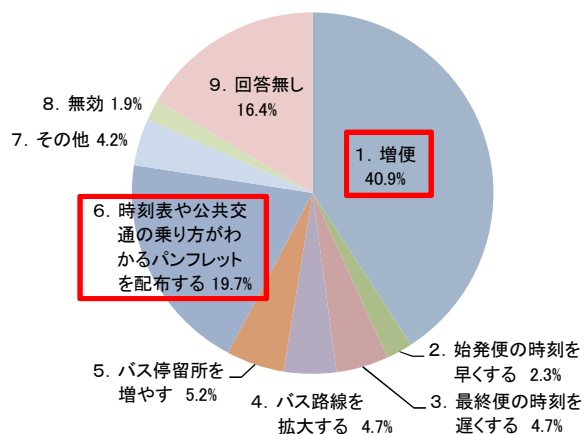
③「②」で「鉄道」と「バス」をお答えの方にお聞きします。最も充実すべき内容はどれですか

【解説】

「鉄道」と「バス」について最も充実すべき内容は、「1. 増便」が4割強と最も多く、続いて「6. 時刻表や公共交通の乗り方がわかるパンフレット等を配布する」が2割となっているものの、2割弱の方が「9. 回答無し」となっています。

図 2-80・表 2-24 最も充実すべき内容（鉄道・バス）

項 目	回答数
1. 増便	87
2. 始発便の時刻を早くする	5
3. 最終便の時刻を遅くする	10
4. バス路線を拡大する (具体的な地域の名称：自由記述)	10
5. バス停留所を増やす (住所・最寄りの施設等：自由記述)	11
6. 時刻表や公共交通の乗り方がわかるパンフレットを配布する	42
7. その他（自由記述）	9
8. 無効	4
9. 回答無し	35
合 計	213



4. 将来のまちづくりについてお尋ねします。

問15 今後、まちの中心部をより便利にして住みやすくしていくためには、どのような施設の集積や整備を行うべきかお答えください。(三つ以内に○)

【解説】

まちの中心部をより便利にして住みやすくしていくためには、「2. 医療施設」が 194 件（5 割強）と最も多く、続いて「9. 商業施設」が 150 件（4 割強）、「7. 高齢者住宅（サービス付き高齢者住宅）」が 101 件（3 割弱）、「6. 介護福祉施設（特別養護老人ホーム）」が 86 件（2 割強）の順となっています。

【方向性】

- ・まちの中心部の利便性の向上のための施設に医療、商業、高齢者住宅、介護福祉施設の整備が求められています。
- ・設問 8 と併せると医療施設については、双方で必要性が求められています。
- ・よって医療施設の適正な配置に努めていかなければならないとの結果でした。
- ・この他はスーパー、コンビニについても同様でした。

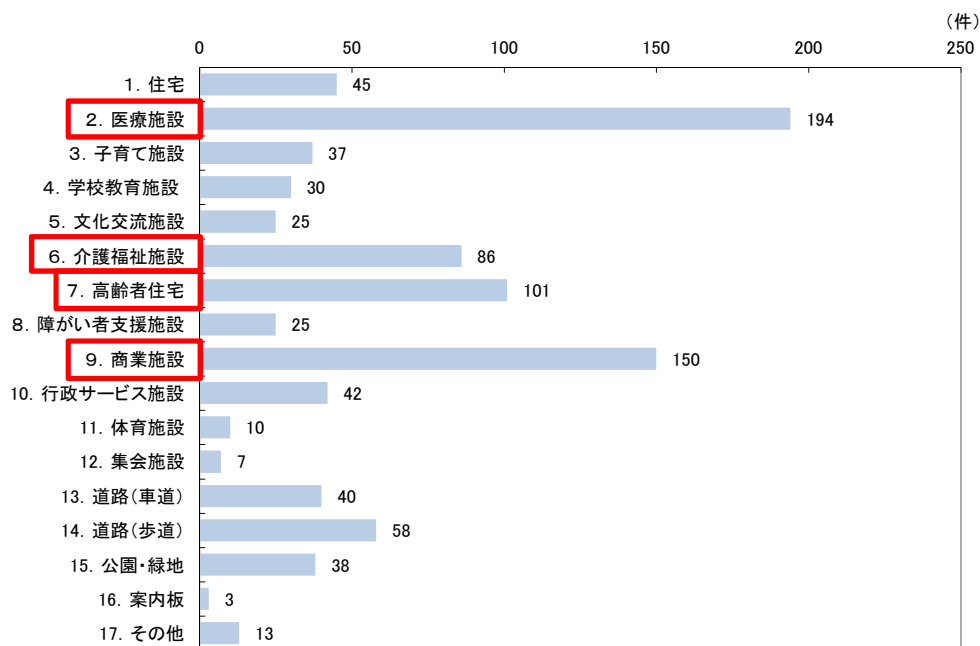


図 2-81 どのような施設の集積や整備を行うべきか

問16 中心部に施設を立地していく場合、その方法についてあなたの考え方に近いものをお選びください。(それぞれ一つに○)

【解説】

全ての方法について「積極的に実施すべき」と「どちらかといえば実施すべき」を合計すると8割前後となっています。

【方向性】

- ・ 中心部への施設立地にあたっては本構想に基づき、状況に応じて様々な手法により施設整備を実施していく必要があります。

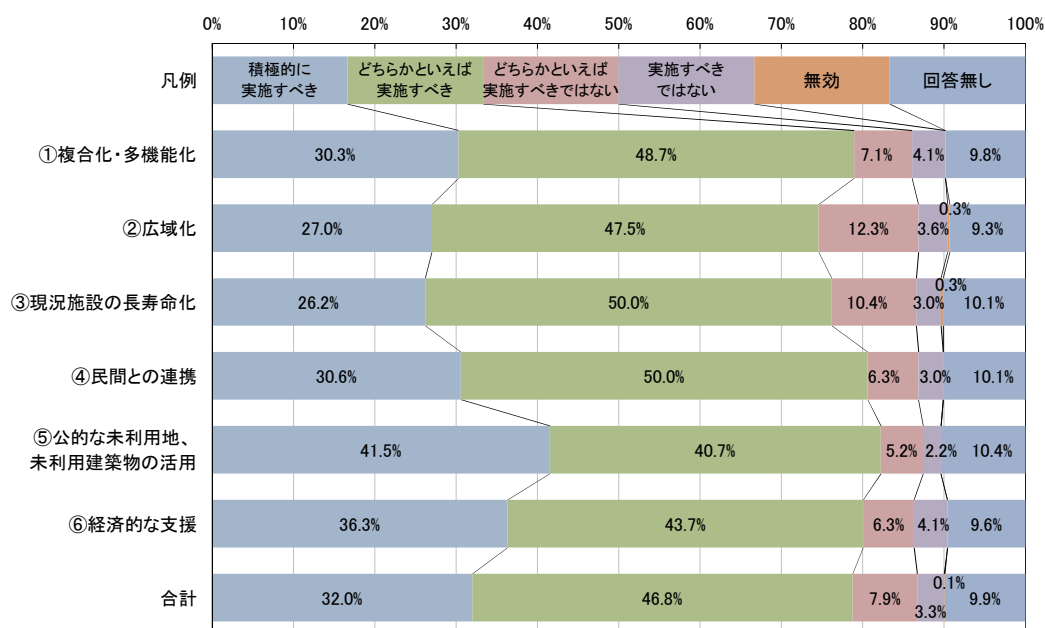


図 2-82 中心部に施設を立地していくための方法

問17 現在のまちの中心部イメージについて、どのように感じますか。(一つに○)

① 良い所を活かす

【解説】

現在のまちの中心部のイメージとして「感じる」「少し感じる」と回答された事項は、「④駅前が広く快適である」が最も多く、続いて「⑪公園や街路樹などにより、緑が充実している」、「③道路が整備されて自動車で行きやすい」の順となっています。

【方向性】

- ・ 広々とした駅前及び公園や街路樹などにより緑が充実しているなどを活かしたまちづくりが必要です。

② 悪い所を改善する

【解説】

現在のまちの中心部のイメージとして「感じない」「あまり感じない」事項は、「⑥多様な事務所や店舗が集積して働く場所がある」が最も多く、続いて「⑤未利用地が少なく土地が有効に活用されている」、「⑧大型店や商店街に賑わいがある」の順となっています。

【方向性】

- ・ 多様な事務所や店舗の集積や未利用地の活用、大型店、商店街の賑わいづくりが求められています。
- ・ 本構想に基づき、改正中心市街地活性化法に基づく基本計画の策定が必要です。

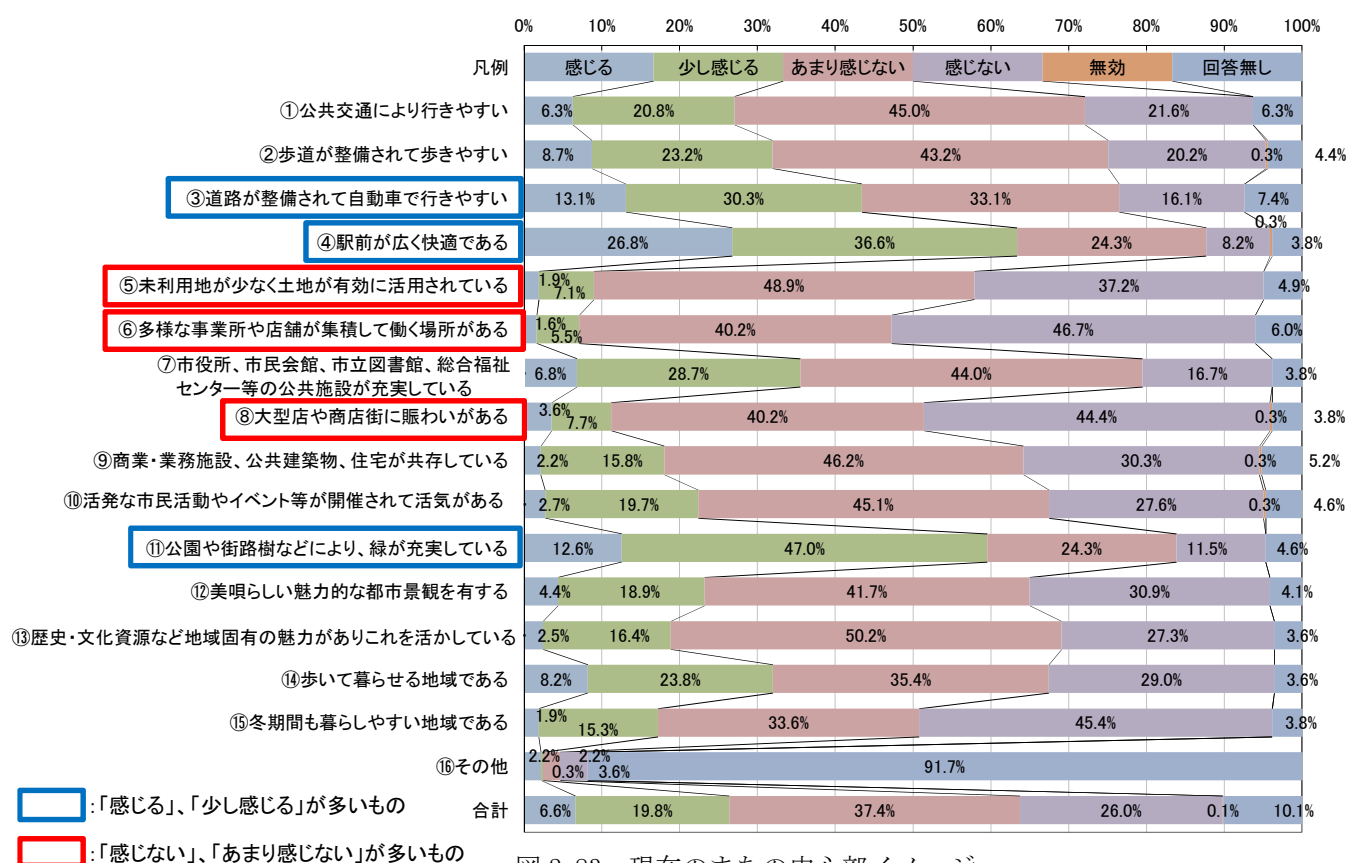


図 2-83 現在のまちの中心部イメージ

問18 今後、まちの中心部を整えていくにあたって、問17の①～⑬から重要なものを3つお選びください。（問17の①～⑬から3つ選んで番号を記入）

【解説】

今後、まちの中心部を整えていくために重要なものは、「⑮冬でも暮らしやすい地域である」が159件（4割強）と最も多く、続いて「⑧大型店や商店街に賑わいがある」が137件（4割弱）、「⑥多様な事務所や店舗が集積して働く場所がある」が104件（3割弱）、「⑦市役所、市民会館、市立図書館、総合福祉センター等の公共施設が充実している」が70件（2割弱）及び「①公共交通により行きやすい」が69件（2割弱）の順となっています。

【方向性】

- ・ 中心部を整えていくためには、多様な事務所や店舗が集積して働く場所があって、大型店や商店街に賑わいがあり、冬期間も暮らしやすい地域であること。また市役所、市民会館、市立図書館、総合福祉センター等の公共施設が充実していることを求める結果となっています。
- ・ ここでも、商店街の賑わいを求める意見などが多いため、改正中心市街地活性化法に基づく基本計画の策定が必要と判断されます。また、市役所などの充実を求める意見が多いことを踏まえ、公共施設の複合化による利便性の向上を検討していきます。

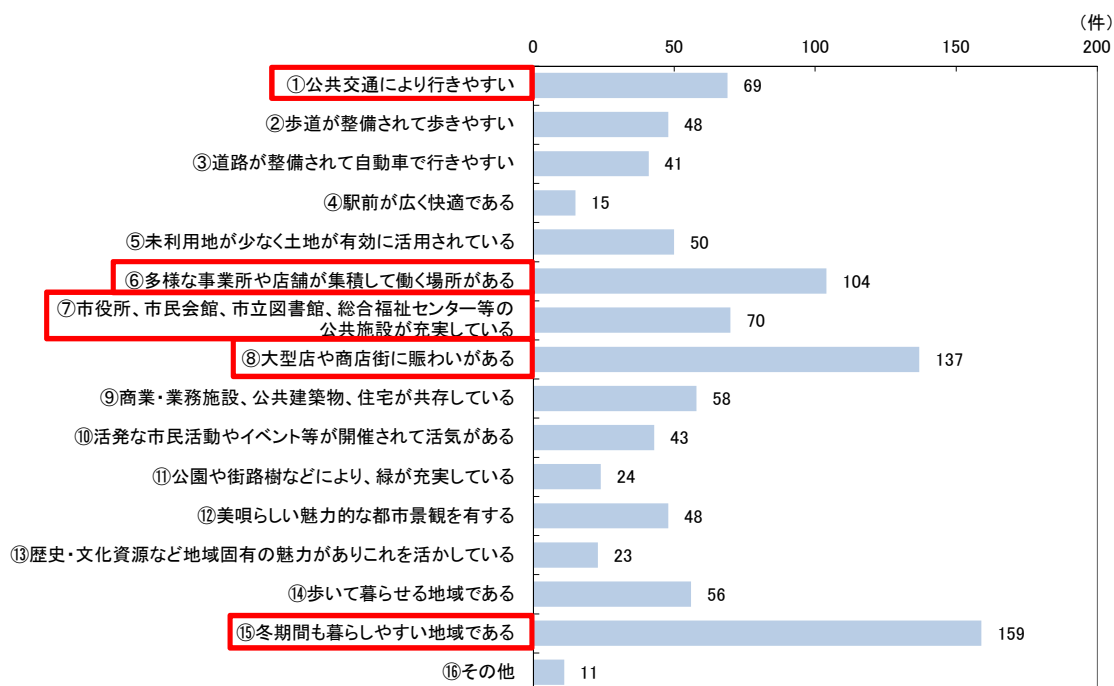


図 2-84 まちの中心部を整えていくにあたり重要なこと

問19 その他、「コンパクトなまちづくり」や「公共交通」などについて、ご意見がありましたら、ご記入ください。

○コンパクトなまちづくりが必要

- ・コンパクトシティは効率的だと思う。新居を買い求める人達にとっては有益な取組みだと思う。年を取って動けない時はコンパクトシティが便利だと思う。

○中心部への住み替え促進

- ・住みなれた土地を離れて、移住させることは非常に難しい問題であるが、移住者のメリットを説明して納得させることが必要。時間がかかるので、早期から説明を行い理解を得ること。
- ・まちの中心部に居住して、賑わいを創出する為、茶志内地区とか日東地区の住民を移住するような施策を考え、冬場の除雪の軽減など公共経費を減らしてみてもいいのではないか。
- ・今後は人口減少のため居住エリアの集約化は避けられないと思う。しかしながら居住の自由があるため強制はできない。住民サービスの限界を説明し誘導する事は必要。
- ・人口が減っているので中心部に集めるのは必要なことだと思う。

○中心部への高齢者住宅と医療・福祉施設の集積

- ・この先、年齢と共に現在生活している場所では通院、買い物などが難しくなる。街の中心部に高齢者が安心して住める施設の充実を希望する。医療施設と介護福祉施設や高齢者住宅などを集積したまち作りを望む。

○中心部へ住み替えることにより中心商店街の購買力を高める

- ・東明地区以東や、日東・茶志内・沼の内・開発・光珠内などの地域は、まちなかへ移動してもらうなど（移転費用を助成してでも）して、集積することにより、中心商店街に対する購買力アップが期待でき、かつ行政サービス等のコスト削減が見込まれ、これによって資源を他の需要へ振り向けられる。

○商業施設による賑わい創出

- ・駅直結のイオンモールのような商業施設があれば市外からも人が集まるかもしれません。
- ・商店街が賑わう事が一番ですね。イベントも沢山有ると良いです。

○公共施設の集約配置

- ・行政機関、福祉施設が散らばっていて行きづらい状況である。
- ・街の顔である中心市街地の活性化に向けて、全力で公的施設の移設も含めて取り組む必要があると感じています。
- ・コンパクトなまちづくりを目指されているのであれば、公共施設が点々とあるのを変えるべきではないかと思います。
- ・築年数が古い公共施設が多く、コンパクトなまちづくりを計画していく上で、施設の統廃合を進めていき、これから 40 年、50 年と使用出来る施設を建設した方が良いように思います。

○冬の生活に配慮した集合住宅の確保

- ・公営住宅、市営住宅の新設を希望しています。高齢化してからの除雪などを考えると不安です。独居の住宅が少ないので増やして欲しいと思います。

○高齢者住宅の集約配置による効率的な介護サービスの提供

- ・高齢者住宅を中心部に作り、サービスも効率的に。住宅はお金をかけず、低家賃で。民間のサ高住に誰でも入れるわけではないのだから。でないと高齢の人も美唄市を出ていかざるを得なくなります。できるだけ美唄に住み続けられるような街づくりをしてほしいです。

○医療施設の充実

- ・医療機関が充実していないので岩見沢によく行き、ついでに岩見沢のお店で買い物することが多い。
- ・一番大切なのは生命だと感じています。なので、医療施設が整っていてほしいと思います。
- ・夢、未来像ではあるが... 市立病院、建て替えるなら、一階は色々な商業エリア、二階、診療所、三、四階には老人介護、集合所エリアとか... 老人談話でよくでる意見です。

○空地の有効活用

- ・旧美工跡地の有効活用を進めるべきであり、体育センターなど様々な賑わいを創出できる取組みを進めるべきである。
- ・立地適正化にあたって放置された空き家をなんとかしてもらいたいと思います。
- ・(元) 美唄工業校あとに集合団地を集約して空団地を減らす。

○市民バス・美唄自動車学校バス等の増便

- ・市民バスの利用をしやすくする為に、1 時間に平均 2 本ぐらいに増便して欲しい。
- ・(株) 北海道中央バス、南美唄線の増便。
- ・ゆたかニュータウンには市民バスはなく、買い物・病院へ行く時は美自工バスしかありません。1 時間に 1 本でとても不便。こんな大きな団地なのに市民バスが利用できないのは不思議です。
- ・南美唄はとにかくバスの本数が少ない。せめて 30 分に 1 本と朝早めの時間で 1 本走って欲しい。

○バス路線の拡大

- ・バス路線について、市民会館、図書館、総合体育館方面経由のバスもあればいつも思っています。
- ・図書館、プール、体育館にはバス停留所を考慮して欲しい。

(10) 課題の取りまとめ

現況及びアンケート調査結果等の整理から主要な課題の抽出・整理を行います。

①人口

1) 拡散している人口分布

●住宅施策により人口を誘導することが必要

市街地においては、人口が減少し、将来人口もまた更に減少していく見込みとなっています。アンケート調査においては、まちの中心部への住み替えに対して、これまで住んでいた家の処分費、転居費、住宅の購入費、取得した中古住宅の増改築費、賃貸住宅への家賃補助といった支援が求められています。

現状の市街地を維持していくためには、一定の人口を確保するエリアを定め、そのエリアへの居住誘導が必要となります。居住を誘導していくにあたっては、転居に伴う支援、住宅購入に伴う支援、リフォームや増改築に伴う支援などについて検討し、人口の流失防止とまちの中心部への住み替えを促進していく必要があります。

2) 郊外部における人口減少と高齢化

●地域コミュニティを維持するために、中心部と各地域が連携するまちづくりが必要

郊外部においては、中央生活圏以外での人口減少や高齢化が著しく進行しているなど、地域コミュニティの存続が危ぶまれています。

各地域の人口が減少しながらも持続可能なまちづくりを進めていくためには、各地域のこれまで培ってきた伝統的な行事等を将来に渡って活かしながら、なおかつ、市街地中心部の魅力あるまちづくりと各地域との連携を重視するまちづくりが必要となります。

3) 増加する市外からの通勤者率

●市外からの通勤者の住み替えを促進することが必要

本市周辺からの通勤者の割合が上昇しており、市外からの通勤者に対して市内での居住可能な受け入れ体制を整える必要があります。

②土地利用

1) 空き家・空き地の増加

●空き家の解消に向けた対策が急務で、かつ駅周辺の空き地などの有効活用が必要

用途地域内においては、建物用地が大きく増加したことに対して人口が減少していることが、空き家・空き地の増加の要因となっています。

特に郊外部においては、空き家が密集し、一部の建物で倒壊等の危険なものも見受けられます。このため、空き家の解消に向けた対策が急務といえます。

また、J R美唄駅に近接する区画整理事業により整備された住宅地などの空き地となっている宅地の適正な有効活用を図っていく必要があります。

2) 未利用地の拡大

●適切な土地利用規制の検討と分散する開発の抑制が必要

未利用地については、市街地縁辺部等に多く見られ、なおかつ、人口減少の影響により、未利用地が更に拡大し、市街地においては、土地の低利用化が進行している現状です。また、開発行為については、郊外部においても実施されています。

このため、開発が進まない未利用地については、適切な土地利用規制の検討と開発行為においては、郊外部における開発抑制を行い、市街地開発へと誘導する必要があります。

3) 災害対策

●近年の豪雨暴風雪に対応したまちづくりが必要

災害危険区域内に居住している市民が確認できるほか、近年の豪雨暴風雪害に対応したまちづくりが求められます。

③都市機能

1) 市街地中心部における求心力の低下

●公共施設の集約化と商業業務施設の集積を図ることでまちの求心力を高めることが必要

本市の市街地中心部には、行政、金融、医療、商業、子育て、歴史文化の各施設が既に集積しており、一定の生活サービスが提供されているものの、今後の更なる人口減少により市街地中心部の空洞化が進行し、現在の生活水準を維持していくことが難しくなると予想されます。

またアンケート調査においては、市街地中心部の利便性と居住性の向上を図るため、医療、商業等の充実や更なる公共施設の集約等が求められています。

以上のことから、まちの求心力を高めるため、公共施設や商業施設の集約化をより一層図りながら、居住誘導や賑わいづくりを進めていく必要があります。

④都市交通

1) 公共交通利用者の減少

●市内路線バスと幹線路線バスの適切な連携と市内路線バスの利便性向上が必要

幹線路線バスについては、利用者数が大きく減少しています。また、市内公共交通の市民バス東線及び南美線線の輸送人数は、ほぼ横ばい傾向にありますが、その一方で、アンケート調査においては、バス停留所の自宅近くへの近接を望む意見や、将来、自身が高齢者となり自家用車を運転できなくなった際の外出には、不安を感じるとの回答が多い結果となっています。

以上のことから、市内路線バスと幹線路線バスとの適切な連携を図るとともに、市内路線バスの効率的な運行や運行情報をわかりやすく周知するなどの取り組みを進める必要があります。

2) 円滑な道路網の不足

●冬の暮らしやすさに配慮した効果的で適正な道路整備が必要

都市計画道路の整備率が全体の6割程度と低いため、都市機能が向上しない要因となっています。特に、バス路線となっている都市計画道路の整備を優先的に進めるなど、円滑な公共交通道路網を形成する必要があります。

一方、アンケート調査では、まちの中心部を整えるには、「冬でも暮らしやすい地域である」ことを求める意見が多く、今後においても道路の除雪を充実させるとともに、移動しやすいコンパクトな市街地形成が必要となります。

3) 高い自家用車の利用率

●徒歩・自転車交通を促す道路空間の整備等が必要

自家用車・バイクの利用が様々な移動目的で大半を占めていることにより、CO₂排出量が多く、環境対策上まち歩きを促す道路空間整備等の取り組みが必要です。

⑤経済活動

1) 中心市街地の活力の低下

●中心部の賑わいづくりによる経済活動の活性化が必要

産業人口の減少や製造品出荷額及び商業販売額の減少が続いており、さらには、これらと連動するかのようには商業地の地価が大きく下落しています。市街地中心部の賑わいづくりにより、経済活動を活性化し商業地の地価下落を抑制していく必要があります。

⑥財政

1) 人口減による歳入の減少と高齢化等による歳出の増加

●市街地規模の抑制や公共施設の集約化による都市運営コストの縮減が必要

人口減少に伴い、今後、都市計画税・固定資産税等の自主財源や地方交付税といった依存財源の減少が予想されます。さらには、高齢化の進展による社会保障費の増加や分散・老朽化した公共施設への更新費用の増加による財政状況の悪化も予想されます。

このため、市街地規模の抑制や公共施設の集約化等、都市運営コストを縮減していく必要があります。

3 まちづくり方針

現状及びアンケート調査からの課題を踏まえ、更には、上位・関連計画と整合性を図りながら、「まちづくりの基本方針（ターゲット）」「都市の骨格構造と目指すべき都市像」「課題解決のために必要な施策・誘導方針（ストーリー）」を設定します。

（１）まちづくりの目標

本市では、ＪＲ美唄駅から市立美唄病院及び美唄市役所までの区域を中心とした市街地が形成されているものの、「現状と課題」で述べたとおり、今後更なる人口減少の進行や空き家・空き地の増加と未利用地の拡大により、市街地の低密度な土地利用の進行が予想されます。

また、人口減少による財政収入が減少傾向にある中、今後の高齢化の進展による社会保障費の増加や老朽化した公共施設への更新費用の増加等による更なる財政支出の増大もまた予想されます。

このような諸問題を踏まえつつ、将来、人口が減少したとしても、持続可能なまちづくりを行っていくためには、市街地中心部において、本市の主要な公共施設の集約化により都市運営コストを抑制し、なおかつ利便性に優れた誰もが魅力を感じるまちづくりを進めることで、市街地中心部への居住を促し、賑わいの創出による経済活動を活発化させたまちづくりを目指すことが求められます。

また、中央部生活圏以外の各地域との連携を重視した公共交通網の充実を図るとともに、市街地中心部においては、道路のバリアフリー化等によって、まち歩きを促し家用車を過度に使用しないことで、ＣＯ₂削減による低炭素なまちづくりを進めていくことが必要といえます。

以上のことから、まちづくりの基本目標を『全ての市民が健康で快適に暮らせる持続可能なまちづくり』と定め、子供から高齢者に至る全ての市民が安心していきいきと暮らせるまちづくりを目指します。

まちづくりの目標

「全ての市民が健康で快適に暮らせる持続可能なまちづくり」

(2) 上位及び関連計画の方針

【第2期美唄市都市計画マスタープラン】(令和3(2021)年12月：美唄市)

① コンパクトなまちづくりによる市街地の形成

集約化に向けた土地利用の基本的な考え方を以下のとおりとします。

- 1) まちなか居住を図る先駆的な取組みとして、市内各地に点在する老朽化した公営住宅については、市街地中心部への集約化を進めていきます。
- 2) 市役所及び市立美唄病院を基本とする区域については、これらの他にも必要とされる各種の公共施設を集約し一体化することで、コンパクトシティ化を推進し、利便性の向上した中心拠点区域の形成に努めていきます。このために必要な用途地域変更の検討を進めていきます。
- 3) J R 美唄駅から西側の区域については、日常に必要な商業施設の立地誘導を進めていきます。このことにより、東西の住居系商業施設の配置上の均衡性を確保していきます。
- 4) 用途地域の縁辺部については、1 点目に、現況が農地であり、将来宅地化となる見込みがなく農業の維持と発展を図ることが可能な区域について、用途地域の縮小を必要に応じて進めて参ります。

又、現況が農地以外の未利用地や農地でありながらも農業の維持と発展を図ることが困難である区域に関しては、用途地域を縮小するとともに、建築形態制限や特定用途制限地域の適正な運用を図り、土地利用をコントロールしていきます。

- ・用途地域の指定のない区域については、アルテピアッツァ周辺地区、田園地域、既存集落地のそれぞれの地域・地区にふさわしい特定用途制限地域の運用を今後も継続していくとともに各地域・地区に適合した建築形態制限の指定の検討を進め適正な土地利用をコントロールしていきます。

② まちづくりの基本方針

1) 用途地域の縮小による適正化

- ・茶志内町の国道12号沿道地区などについても同様に、長期間農地であり、都市的な土地利用が図れない区域に関して、農林業との調整を図り、土地利用規制の適正化を図ります。
- ・市街地縁辺部の西南地区の未利用地で、将来宅地になることが見込めず更には、農業的な土地利用を図ることが困難な地区については、用途地域を縮小し、建築形態制限及び特定用途制限の指定の検討を行い、適正な土地利用をコントロールしていきます。

2) 未利用地の有効活用

- ・空知団地に関連する東光団地周辺地区については、土地利用の有効活用により地域の活性化を図るため、6次産業化への取組みの他、様々な視点での検討を慎重に進め、未利用地の有効活用を図ります。

3) まちの中心となる拠点づくり

- ・まちの中心となる拠点づくりを進めていくためには、市役所や市立美唄病院を核とするとともに、これらに関連する各種の公共施設が一体的に集約されていることが重要であり、そのために必要な用途地域の見直しを検討していきます。

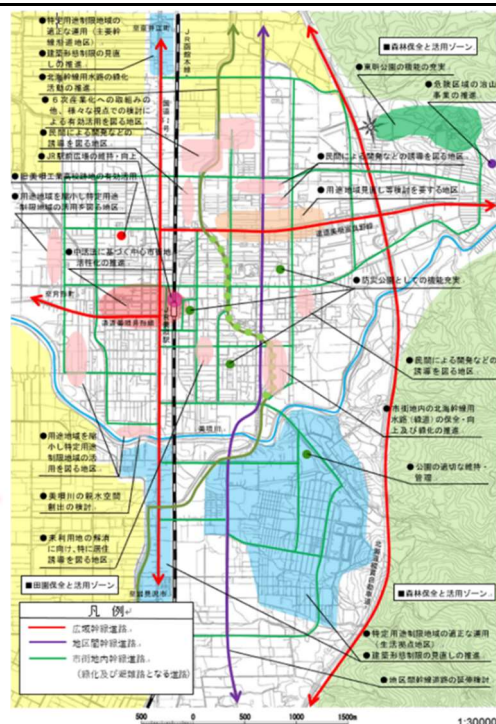
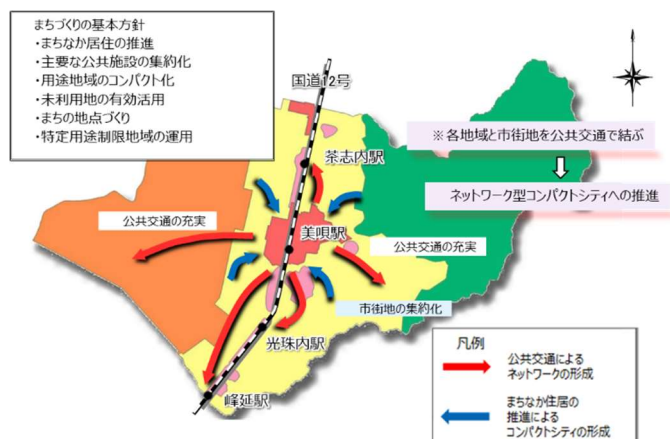
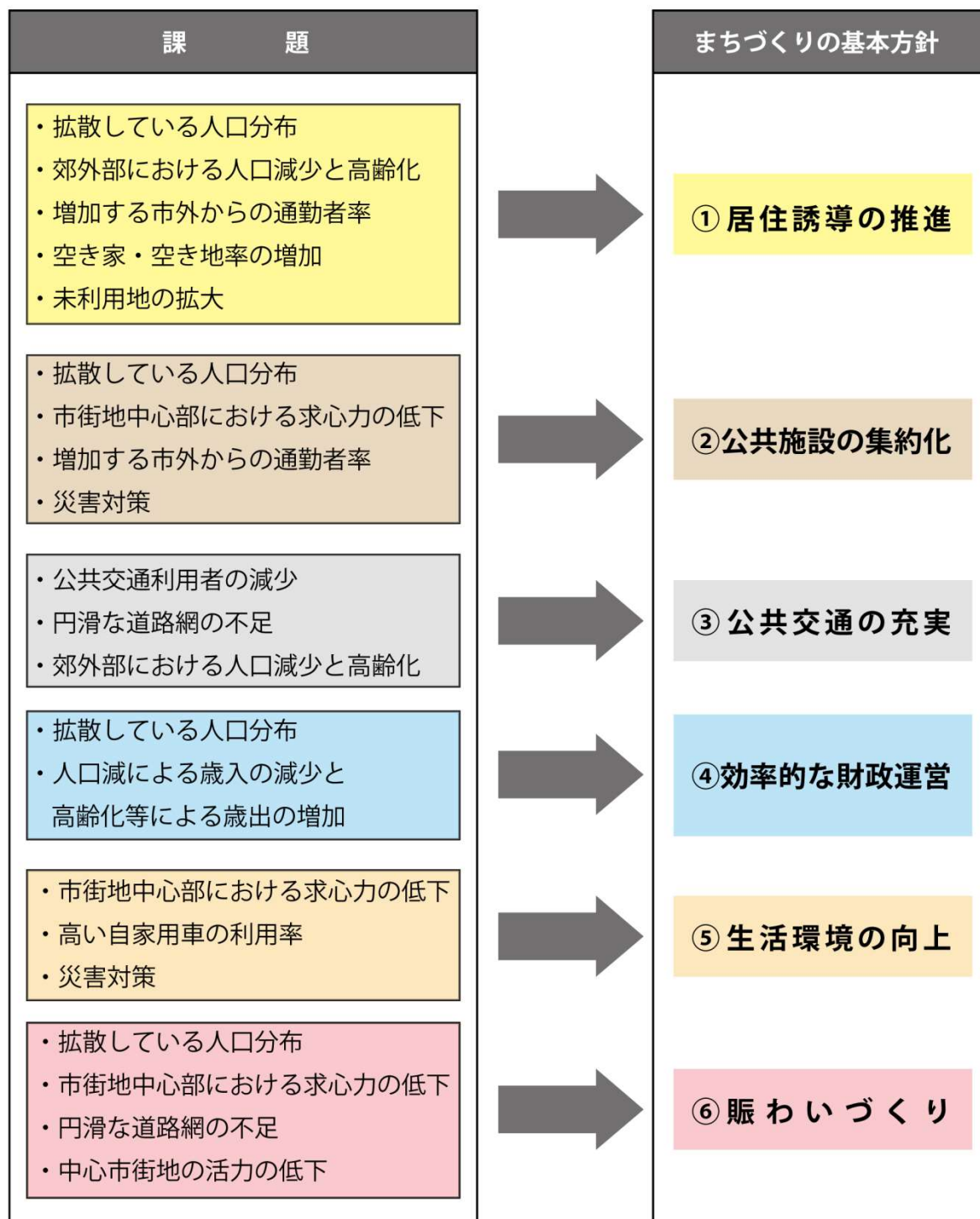


図 3-1 まちづくり基本方針図（集約型のまちづくり・中央地域）

(出典：第2期美唄市都市計画マスタープラン)

(3) まちづくりの基本方針（ターゲット）

まちづくりの基本目標である『全ての市民が健康で快適に暮らせる持続可能なまちづくり』を実現していくために、まちづくりの基本方針（ターゲット）を以下のとおり設定します。



①居住誘導の推進

将来の人口減少を見据え、本市の市街地に一定の人口を維持していくために必要な支援策の検討や拡充を進めていきます。

また、市街地の空き家及び区画整理事業で整備した住宅地等の有効活用を図っていく取り組みを進めていきます。

市街地に見られる未利用地については、適正な土地利用を進め居住水準の向上に努めていきます。

②公共施設の集約化

医療、福祉、商業等の都市機能が市街地の中心部に集約し、市民にとって利便性の向上した生活サービスを提供できるようにすることで、郊外部に居住する市民のみならず市外から通勤する市内従業者等の本市中心部への居住を促していきます。

③公共交通の充実

市街地周辺の各生活拠点地区から市街地中心部へのアクセス及び市街地内のアクセスを確保するため、公共交通の充実化を図り、市街地中心部での生活サービスの利用率向上に努め、自家用車に頼らない公共交通体系を目指します。

④効率的な財政運営

一定の区域内において人口を確保し、市民の生活サービスやコミュニティを持続的に確保できるようにするため、市街地中心部への居住を誘導するとともに、人口規模に見合った適正な規模での本市の主要な公共施設を集約配置し、将来的な財政負担軽減に繋がるまちづくりに努めます。

⑤生活環境の向上

市街地中心部に医療、福祉、商業等の施設の集積化を進める一方で、これらの各施設へ快適にアクセスするため、冬の暮らしに対応した除排雪の充実や道路のバリアフリー化などを推進し、まち歩きが容易になるような道路空間形成を目指していきます。

また、防災機能を有した施設づくりを進めるとともに、倒壊するおそれのある空き家への対策を早急に進め、市民生活の安心・安全性の向上に努めていきます。

⑥賑わいづくり

中心市街地に商業施設の立地・集積を進めることで賑わいを創出し、本市の経済活動を活発化させ、市民の居住を促していきます。

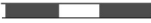
また、分かりやすい施設案内をするため、情報案内板の設置を進めていきます。

(4) 都市の骨格構造と目指すべき都市像

上記の内容を踏まえた、効率性に優れた都市の実現を図るためには、本市が目指す都市像を「地域ネットワーク・プラス・コンパクトシティ」とし、本市の特性を踏まえた、まちづくりの方針を実現するための施策を明確にしていきます。

具体的には、交通結節点であるＪＲ美唄駅を本市の公共交通の拠点とし、さらには、国道１２号を主軸とする市街地と郊外部を有機的に結ぶことによる都市の骨格形成に取り組んでいくとともに、市内路線バスを主体とする市街地と郊外部の各生活拠点地区とを結ぶことによる骨格軸を構築した都市の骨格構造を次のとおり設定します。

表 3-1 都市の骨格構造

地 域	拠点名・軸名	内 容	次頁図面 表示凡例
市街地	中心拠点地区	・ＪＲ美唄駅から市立美唄病院及び市役所までを基本とするまちの求心力を高めるエリア	
	市街地	・中心拠点地区外周の中心部の利便性を享受する居住エリア (用途地域内の工業地域や未利用地等を除く)	
	基幹的な公共交通軸	・ＪＲ美唄駅を交通結節点とし、市街地等を循環運行する路線バス（市民バス東線、南美唄線）	
郊外部	生活拠点地区	・中心部と連携を図る郊外部の地域（南美唄、落合、日東、茶志内、光珠内、峰延）	
	広域的な公共交通軸	・市街地と市内各地の生活拠点地区を連絡するＪＲ函館本線と(株)北海道中央バスによる公共交通軸	 
	補助的な公共交通軸	・スクールバスの混乗及び乗合タクシー輸送の交通軸	

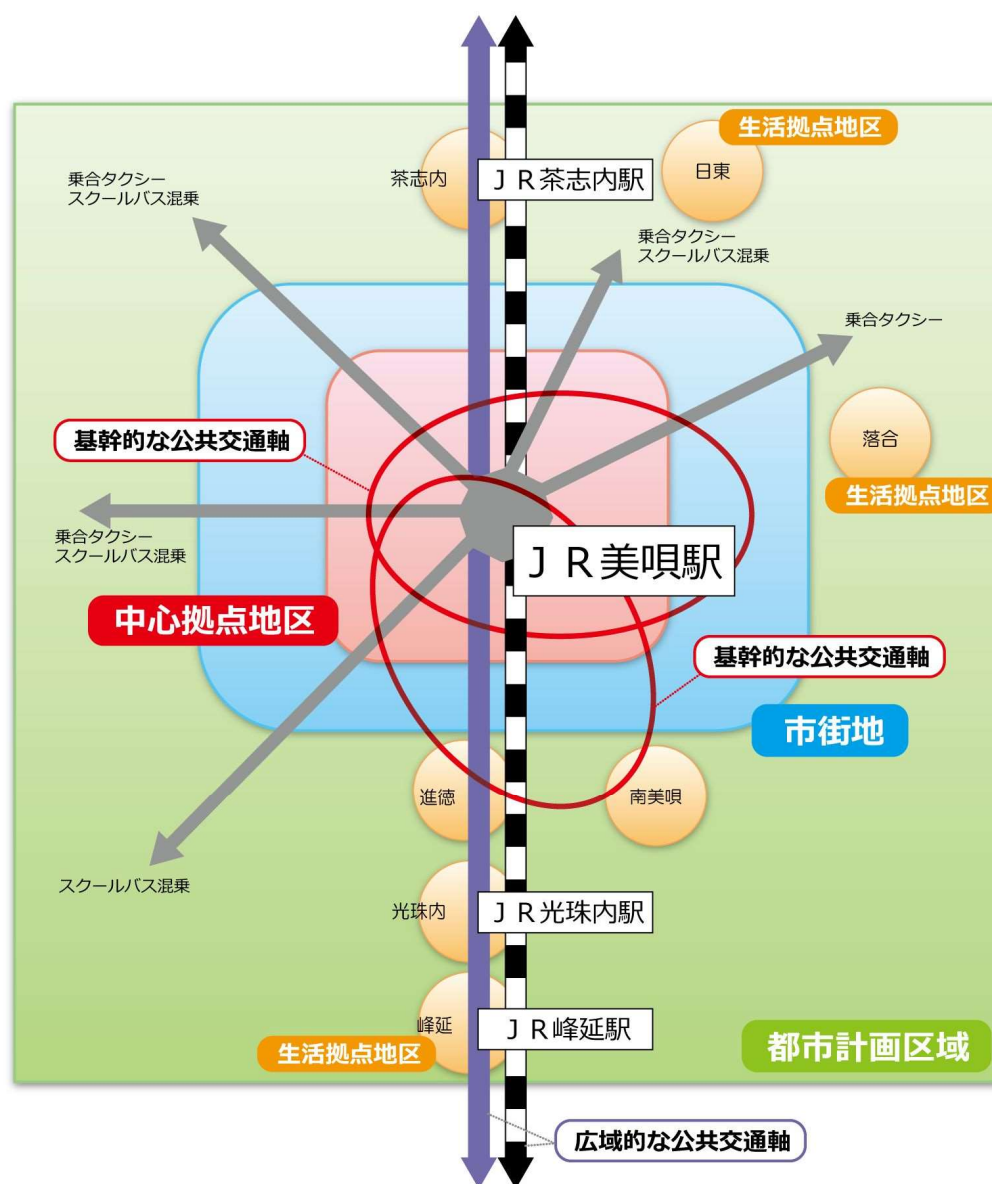


図 3-2 都市の骨格構造

(5) 課題解決のために必要な施策・誘導方針（ストーリー）

まちづくりの基本方針（ターゲット）を実現するために、都市の骨格構造を踏まえ、まちづくりの課題解決のための施策・誘導の方針（ストーリー）を以下のとおり設定します。

① まちなか居住の推進

コンパクトな都市の実現に向けた居住誘導を推進する施策を以下のとおり示します。

- ・ まちなかでの居住率向上のため、各種住宅助成施策の充実化と新たな取組みの検討
- ・ 区画整理事業及び民間事業者の開発行為により整備された住宅地などの空き地を有効活用する取組みの検討
- ・ 良好な住居の環境を確保するための用途地域の変更
- ・ 魅力ある住宅団地造成のための地区計画制度の活用検討
- ・ 将来においても一定の人口を維持していくための、居住誘導及び都市機能誘導区域の設定
- ・ 安全で安心なまちづくりのための特定空き家解消に向けた取組みの推進

② 魅力ある市街地中心部形成への取組み

まちの求心力を高める拠点づくりとともに、既に集積立地している既存の商業施設との相乗効果によって、日常生活の向上を目指す施策を以下のとおり示します。

- ・ 市立美唄病院と市役所を核とする公共施設の集約配置
 - （i）医療と福祉機能を充実させた市立美唄病院の建替え推進
 - （ii）市役所を中心とした各種の公共施設の集約配置
- ・ 市内各地に点在している公営住宅の集約化
- ・ 地震や豪雨暴風雪害に対応した災害対策拠点づくりの推進
- ・ 低迷している市内経済の活性化と賑わい創出のための商店街の魅力づくりを目的とした中心市街地活性化に向けた取組みの推進

③ 快適で安全な道路空間の形成

まち歩きを促し市民交流による憩いと安らぎを提供すると共に、安全でわかりやすい道路空間形成に向けた施策を以下のとおり示します。

- ・ 市街地中心部における歩行者と自転車の通行に重点をおいた「ゆとり」づくりとバリアフリー化に向けた道路整備の推進
- ・ 冬期間の除排雪の充実化
- ・ まち歩きを促すための道路の回遊性向上への推進
- ・ スムーズな交通の確保

④ネットワーク形成の充実化

CO₂排出削減等環境に配慮した自家用車に頼らないまちづくりを目指すため、公共交通の充実化を図る施策を以下に示します。

- ・ J R 美唄駅を交通結節点とした市街地における循環運行の充実化
- ・ 幹線交通（(株)北海道中央バス）利用者数を増やすための市内路線バスとの連携体系の充実化
- ・ 郊外部におけるスクールバスへの混乗や乗合いタクシーによる交通体系の確保
- ・ 市内公共交通の P R と運行内容の情報発信による利用促進

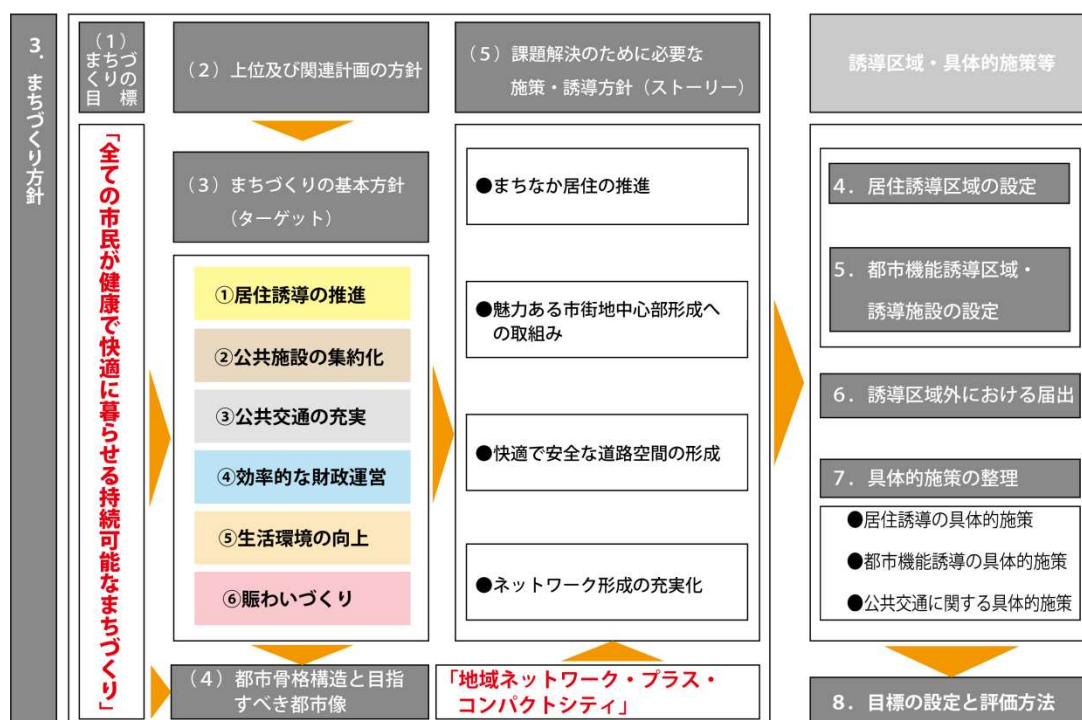


図 3-3 計画の全体像

4 居住誘導区域の設定

(1) 居住誘導区域設定の考え方

居住誘導区域は、人口減少の中にあっても、一定のエリアにおいて人口を維持することにより、生活サービスやコミュニティが持続的に確保されるよう居住を誘導すべき区域であり、以下に基づき区域設定を行うものとします。

- ・都市機能が集積している都市の中心拠点及びその周辺の市街地の内、既存住宅等により連続して形成されている区域。
- ・公共交通により、アクセスしやすい区域。
- ・土砂災害警戒区域等の災害に配慮すべき地区や農業を振興すべき地区を除く区域。
- ・住居系・商業系用途地域。（原則として、準工業地域及び工業地域を含まない。）
- ・原則としてＪＲ函館本線及び主要な幹線道路の中心並びに用途地域界で囲まれた区域。

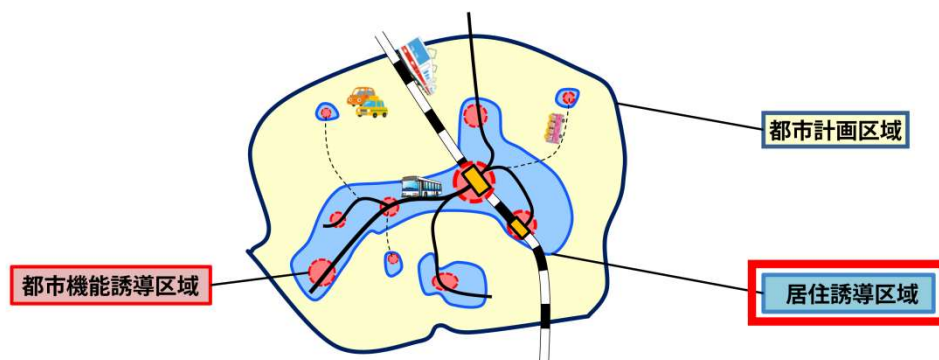


図 4-1 居住誘導区域のイメージ（出典：国土交通省ホームページ）

(2) 居住誘導区域の設定

① ＪＲ函館本線より東側

- ・北側の区域界は、主要道道美唄富良野線と既存市街地の外縁及び連続した市街地形成に配慮し設定します。なお、大規模な未利用地は、農業的な土地利用を視野に入れた多面的な利用方法を検討していくため、居住誘導区域には含めないこととします。
- ・東側の区域界は、連続した市街地形成に配慮しながら、用途地域の外縁の比較的規模が大きい未利用地を除いた区域により設定します。なお、水路敷地（北海幹線用水路）は、親水空間として整備済みであり、快適な居住環境が確保されているため区域に含めることとします。

② ＪＲ函館本線より西側

- ・南側の区域界は、主要な道路及び住宅地の外縁により設定します。
- ・西側の区域界は、住宅地の外縁及び用途地域の外縁により設定します。
- ・北側の区域界は、主要な道路のすずかけ通（都市計画道路）により設定します。

③居住誘導区域の人口

- ・上記により設定した居住誘導区域（530.2ha）内の人口は、2010 年が 14,882 人、2015 年が 13,719 人となり、これを 2018 年まで推移させると 13,021 人となります。

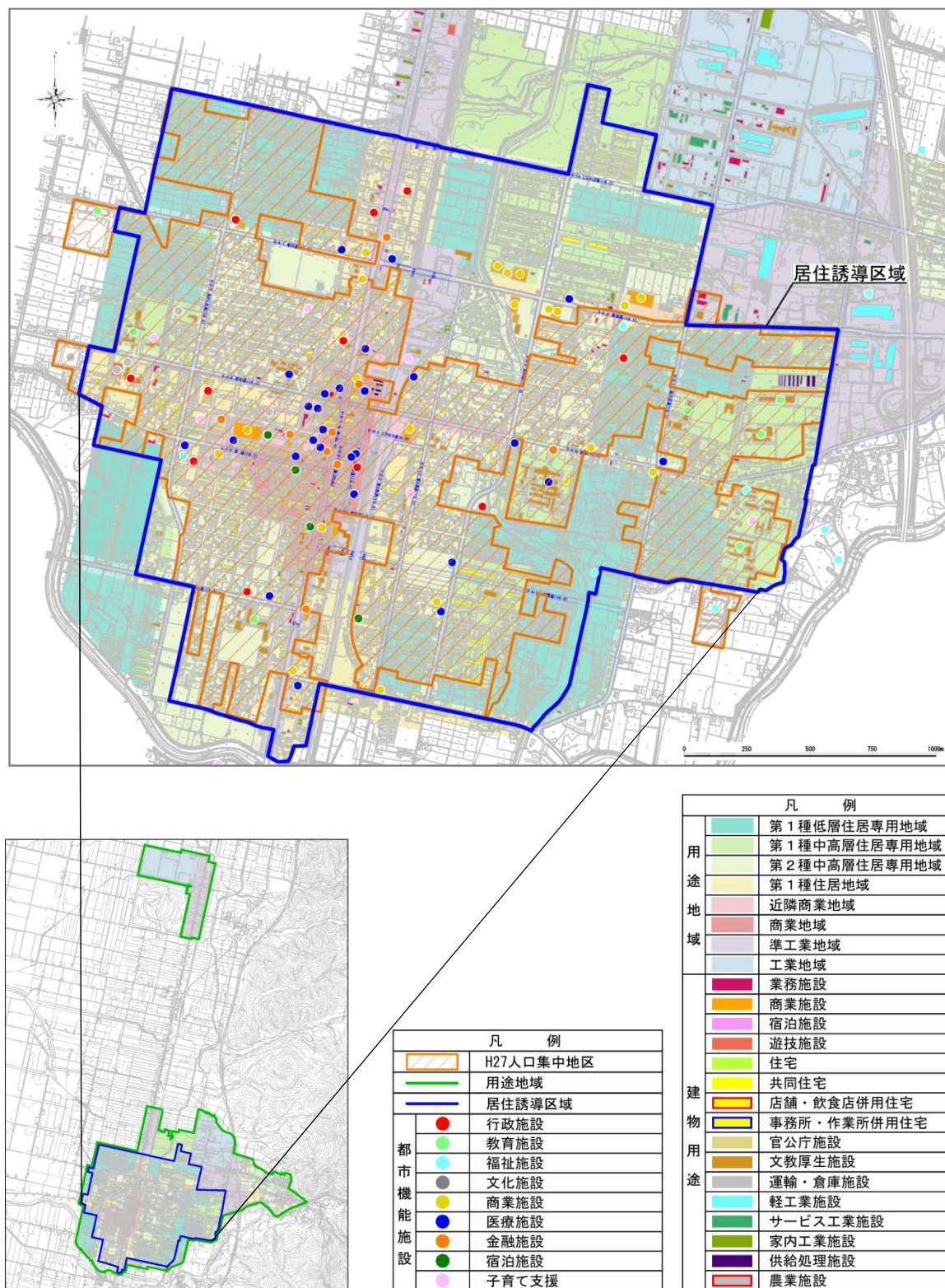


図 4-2 居住誘導区域

5 都市機能誘導区域・誘導施設の設定

(1) 都市機能誘導区域設定の考え方

都市機能誘導区域は、居住誘導区域内において設定されるもので、医療、福祉、商業等の都市機能を都市の中心部に誘導・集約し各種サービスの効率的な提供を図るべき区域であり、以下に基づき区域設定を行うものとします。

- ・ J R 駅に近く商業などが集積する都市機能が一定程度充実している区域で、周辺からの公共交通によるアクセスの利便性が高い都市の拠点となるべき区域。
- ・ 徒歩や自転車等により容易に移動できる区域。
- ・ 原則として J R 函館本線及び主要な幹線道路の中心並びに用途地域界で囲まれる区域。

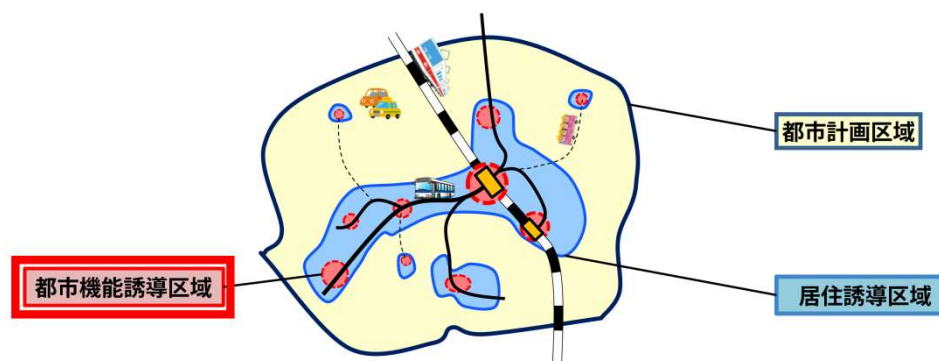


図 5-1 都市機能誘導区域のイメージ（出典：国土交通省ホームページ）

(2) 都市機能誘導区域の設定

① J R 函館本線より東側

- ・ 区域界は、商業施設、子育て支援施設及び旭公園（都市計画公園）の立地を考慮し、J R 函館本線、近隣商業地域界及び主要な道路の東 3 条通（都市計画道路）により設定します。

② J R 函館本線より西側

- ・ 南側の区域界は、主要な道路及び商業施設等の集積状況から商業・近隣商業地域界を基本に設定します。
- ・ 北側の区域界は、地域の魅力向上のために計画的な都市機能の配置が可能な旧美唄工業高校敷地を活用することを考慮し、主要な道路の新川通（都市計画道路）により設定します。
- ・ 西側の区域界は、総合福祉センターや市役所周辺と旧美唄工業高校周辺との連続性に配慮し主要な道路のあかしあ通（都市計画道路）により設定します。

③用途地域内の都市機能誘導区域が占める面積割合

本市の用途地域面積の 987ha に対して、都市機能誘導区域面積は 9.5%にあたる 93.7ha となります。

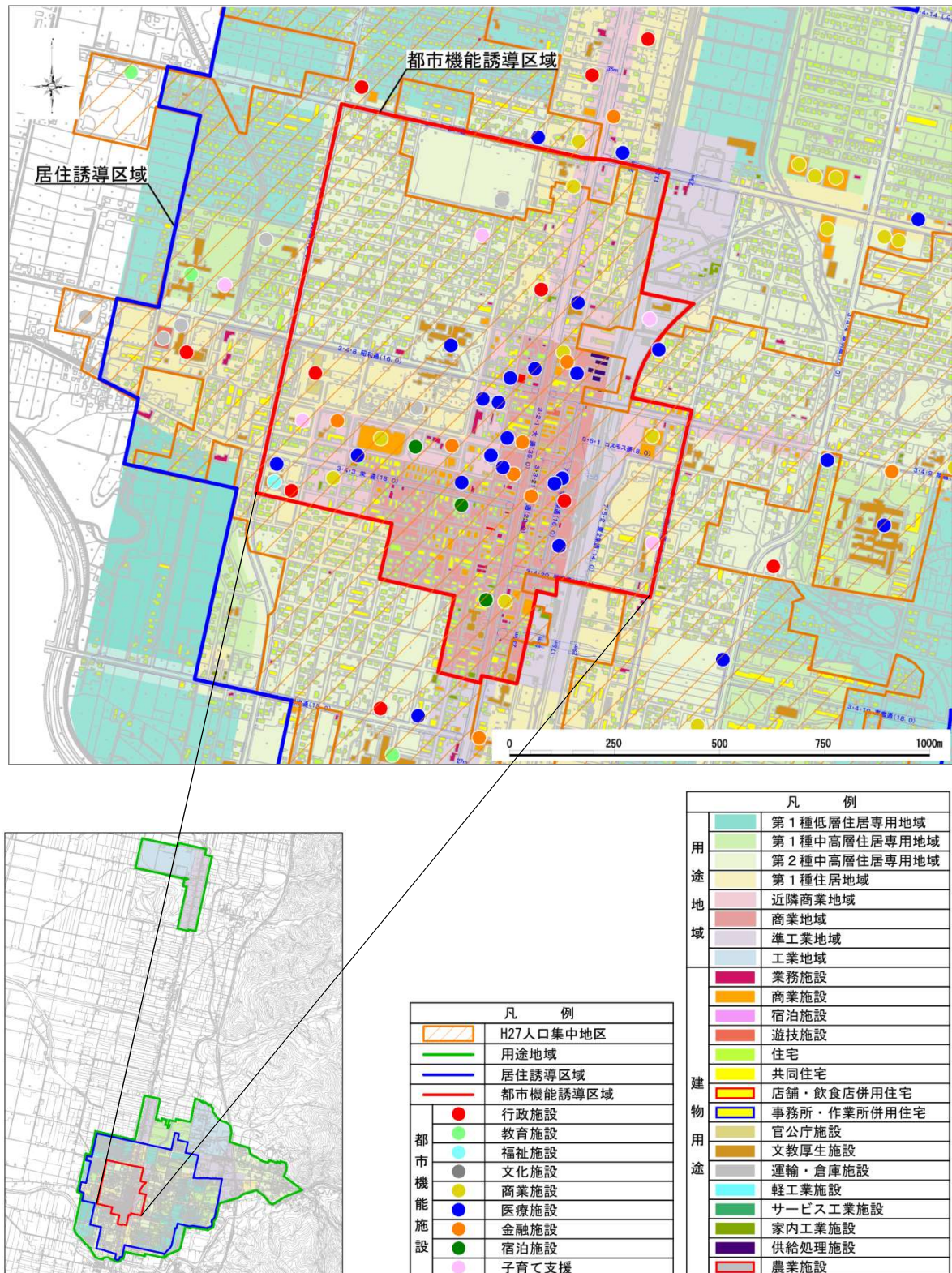


図 5-2 都市機能誘導区域

(3) 誘導施設の設定

誘導施設とは都市機能の増進を目的に、すべての市民が健康で快適に暮らしていくために必要な施設です。都市機能誘導区域内に立地を誘導すべき施設については、以下のとおり設定します。

表 5-1 誘導施設

機能区分	誘導施設
行政機能	・市役所（中枢的な行政機能） ・美唄市保健センター設置条例（昭和 56 年 3 月 25 日条例第 7 号）に規定する保健センター
介護福祉機能	・美唄市総合福祉センター条例（平成 24 年 3 月 21 日条例第 15 号）に規定する総合福祉センター （本市全域の市民を対象とした介護福祉の指導、相談の窓口や活動の拠点となる機能）
子育て機能	・美唄市子育て支援センター条例（平成 13 年 10 月 1 日条例第 22 号）に規定する子育て支援センター （本市全域を対象とした児童福祉に関する指導・相談の窓口や活動の拠点となる機能） ・統合した保育園、幼稚園
商業機能	・生鮮食料品など日常生活に必要な買い物ができる一定規模の集客力のある商業施設 （延べ床面積 500 m²以上）
医療機能	・医療法第 1 条の 5 第 1 項に規定する病院で、同法第 7 条第 2 項に規定する療養病床または一般病床を 50 床以上有するもの
金融機能	・銀行、拠点となる郵便局、信用組合、信用金庫、農協 （決済や融資等の金融機能を提供する機能）
教育・文化機能	・美唄市民会館設置条例（昭和 44 年 7 月 10 日条例第 24 号）に規定する市民会館 ・美唄市立公民館条例（昭和 44 年 9 月 30 日条例第 32 号）に規定する公民館 ・美唄市立図書館条例（昭和 44 年 9 月 30 日条例第 33 号）に規定する図書館 ・美唄市郷土史料館設置条例（昭和 56 年 3 月 25 日条例第 3 号）に規定する郷土史料館 ・美唄市体育センター条例（平成 19 年 10 月 1 日条例第 32 号）に規定する体育センター （市民全体を対象とした教育文化サービスの拠点となる機能）

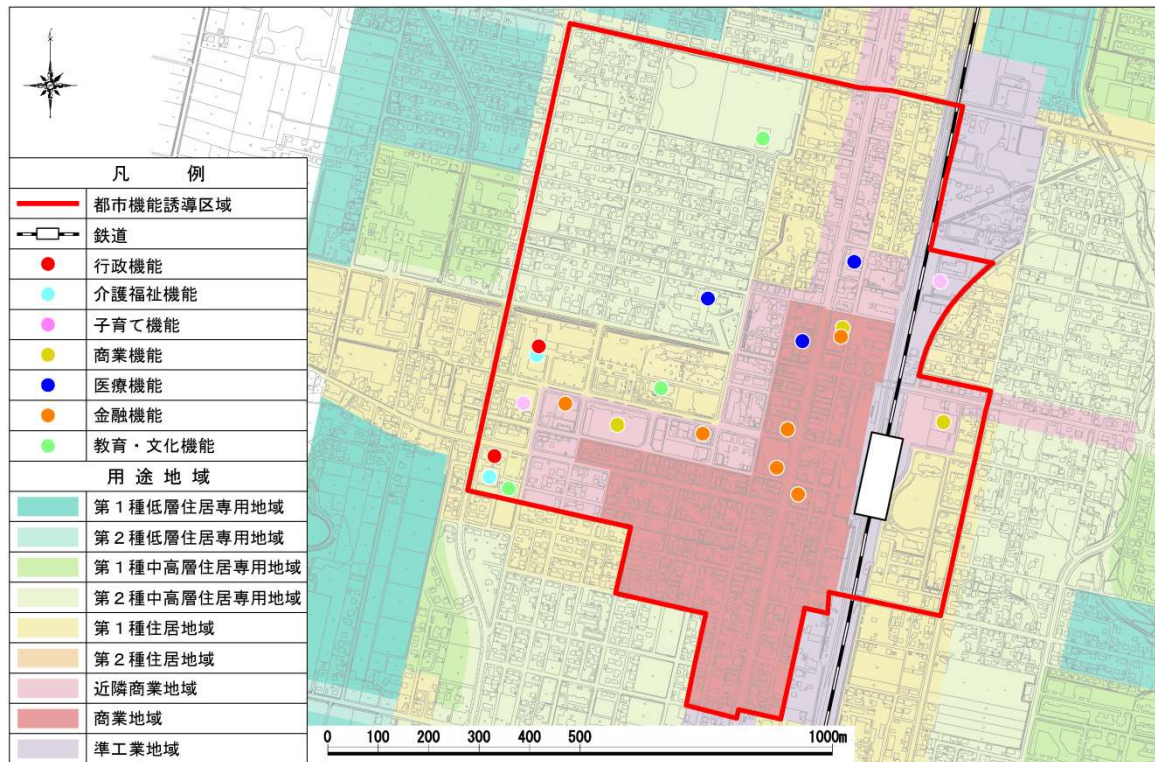


図 5-3 誘導施設の分布状況

6 届出制度

(1) 居住誘導区域外における届出・勧告制度

居住誘導区域外における住宅開発等の動向を把握するため、居住誘導区域外において以下の建築等を行う場合には、その行為に着手する日の 30 日前までに市長への届出が義務づけられています。なお、この届出に係る行為が居住誘導区域内における住宅の立地の誘導を図る上で支障があると認められるときは、届出者と協議・調整し、必要に応じて勧告等を行うことがあります（都市再生特別措置法第 88 条）。

①開発行為に関する届出

- ・ 3 戸以上の住宅の建築目的の開発行為

例) 戸建住宅 3 戸の開発行為
長屋（3 戸）の開発行為



いずれも 3 戸なので

⇒

届

- ・ 1 戸または 2 戸の住宅の建築目的の開発行為で、その規模が 1,000 m²以上のもの

例) 1 戸の開発行為で、開発面積 1,300 m²
2 戸の開発行為で、開発面積 800 m²



1,300 m²なので

⇒

届

800 m²だと

⇒

不要

②建築等に関する届出

- ・ 3 戸以上の住宅を新築しようとする場合

例) 3 戸の建築行為



3 戸なので

⇒

届

例) 1 戸の建築行為



1 戸だと

⇒

不要

- ・ 建築物を改築し、または建築物の用途を変更して 3 戸以上の住宅とする場合

(2) 都市機能誘導区域外における届出・勧告制度

都市機能誘導区域外における誘導施設の立地動向を把握するため、都市機能誘導区域外において以下の建築等を行う場合には、その行為に着手する日の 30 日前までに市長への届出が義務づけられています（都市再生特別措置法第 108 条①）。

なお、この届出に係る行為が都市機能誘導区域内における誘導施設の立地の誘導を図る上で支障があると認められるときは、届出者と協議・調整し、必要に応じて勧告等を行うことがあります（都市再生特別措置法第 108 条③）。

1) 開発行為に関する届出

- ・誘導施設を有する建築物の建築目的の開発行為を行おうとする場合

2) 建築等に関する届出

- ・誘導施設を有する建築物を建築しようとする場合
- ・建築物を改築し、誘導施設を有する建築物とする場合
- ・建築物の用途を変更し、誘導施設を有する建築物とする場合

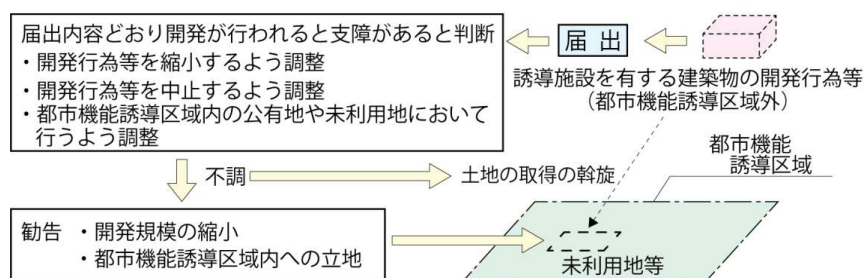


図 6-1 都市機能誘導区域外における届出・勧告制度のイメージ

(3) 都市機能誘導区域内における届出・勧告制度

都市機能誘導区域内における誘導施設の休廃止の動きを事前に把握し、既存建物・設備の有効活用など機能維持に関する機会を確保するため、誘導施設を休止または廃止しようとする場合には、休止または廃止しようとする日の 30 日前までに市長への届出が義務づけられています（都市再生特別措置法第 108 条の 2 ①）。

なお、新たな誘導施設の立地または立地の誘導を図るため、休止または廃止しようとする誘導施設を有する建築物を有効に活用する必要があると認められる場合は、必要に応じ届出者に対して、建築物の存置等について助言・勧告を行うことがあります（都市再生特別措置法第 108 条の 2 ②）。

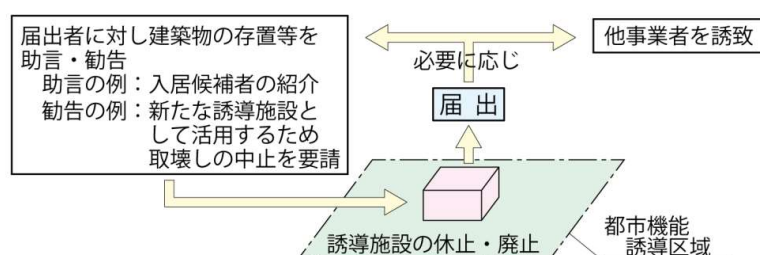


図 6-2 誘導施設の休廃止における届出・勧告制度のイメージ

7 具体的施策の整理

地域ネットワーク・プラス・コンパクトシティの推進に向け、居住誘導区域及び都市機能誘導区域に関する具体的な施策を以下のとおり整理します。

(1) 居住誘導の具体的施策

①空き地・空き家の活用による居住誘導

居住誘導区域内に空き地・空き家が多数分布し、今後、更に増加してくることが想定されます。

空き地の解消に向けては、都市再生特別措置法による建築等の届出制度によって、居住誘導区域外における宅地開発等の動きを把握するとともに、必要な場合は居住誘導区域内の土地の取得について斡旋等を行います。

一方、空き家については、管理不全の状態で放置すると倒壊する等周囲に危険を及ぼす恐れがあり、安全上好ましくないことから、活用可能な空き家については、空き家バンク制度の活用を推進していきます。

②美唄市空き家等対策計画の策定

居住誘導区域内に分布している特定空き家については、市民の安全、衛生、景観、生活環境の面から、空き家等対策計画の策定による対応が大変重要となります。

また、このことは、郊外部に密集している特定空き家対策においても有効に機能するものであります。

本市における空き家問題は、大変深刻な課題であるため、老朽化した住宅等の解体助成事業の創設や本計画に基づいた対策等、様々な取組みを検討していきます。

③定住促進のための住宅施策

市内従業者をはじめ、多くの市民に対して、居住誘導区域内への移住を促していくため、以下の事業の充実化を推進していきます。

- ・住宅改修助成事業
- ・移住・定住促進事業
- ・「ちょっと暮らし」事業

④都市計画道路整備事業

安全で円滑な道路網を形成し、快適に生活できる都市環境の実現ために、市街地バス路線の内、都市計画道路未着手路線については、整備の検討を進めていきます。特に、居住誘導区域内においては、下図に示す箇所を優先的に推進する必要があります。

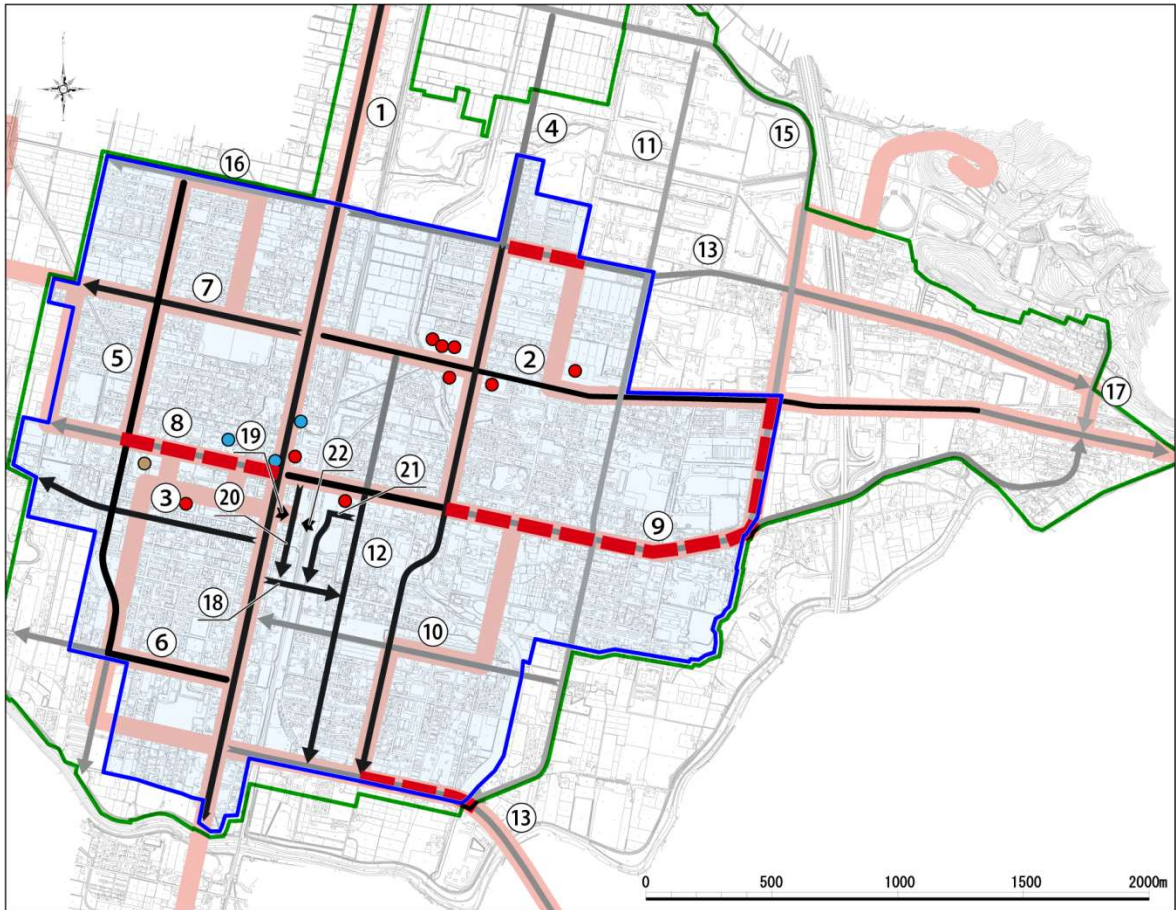


図 7-1 都市計画道路の整備を優先的に推進する箇所

凡 例	
	都市計画道路の整備を優先的に推進する箇所
凡 例	
	居住誘導区域
	用途地域
	バス路線
	都市計画道路（整備済）
	都市計画道路（未整備）
	行政施設
	医療施設
	大型商業施設

都市計画道路名称		
①	3・2・1	大通
②	3・4・2	東明通
③	3・4・3	栄通
④	3・4・4	翠明通
⑤	3・4・5	あかしあ通
⑥	3・4・6	明治通
⑦	3・4・7	新川通
⑧	3・4・8	昭和通
⑨	3・4・9	旭通
⑩	3・4・10	東雲通
⑪	3・4・11	菜の花通
⑫	3・4・12	東3条通
⑬	3・4・13	三井通
⑭	3・4・14	しらかば通
⑮	3・4・15	かえで通
⑯	3・4・18	すずかけ通
⑰	3・4・19	東明公園通
⑱	3・4・20	銀河通
⑲	3・4・21	中央通
⑳	7・4・1	末広東通
㉑	7・5・2	東2条通
㉒	8・6・1	コスモス通

⑤用途地域の見直し及び地区計画制度の活用

居住誘導区域内への住み替え誘導を促すため、以下の３点についての取り組みを進めます。

1 点目に本区域内の開発が進まない未利用地については、低層住居地域への用途地域変更を検討し、閑静で良好な住環境の確保に努めていきます。

２点目に北海道せき損センターの東側に隣接している未利用地（市有地）については、地区計画制度の活用を検討していきます。医療施設のほか、東雲公園（都市計画公園）が隣接しているなど、本地区も含め周辺地域については、第１種低層住居専用地域に指定され、既に良好な住環境が形成されている諸条件を活かした魅力ある地区づくりを提案していきます。

３点目に公営住宅集約後のいなほ団地の跡地については、田園住居地域の指定を検討し、農村風景と調和した良好な住宅地の形成を促進していきます。

（２）都市機能誘導の具体的施策

まちの求心力向上を目指す拠点づくりのため、都市機能誘導区域においては、下図に示すとおり、公共施設の併設、複合化及び集約化を推進していきます。

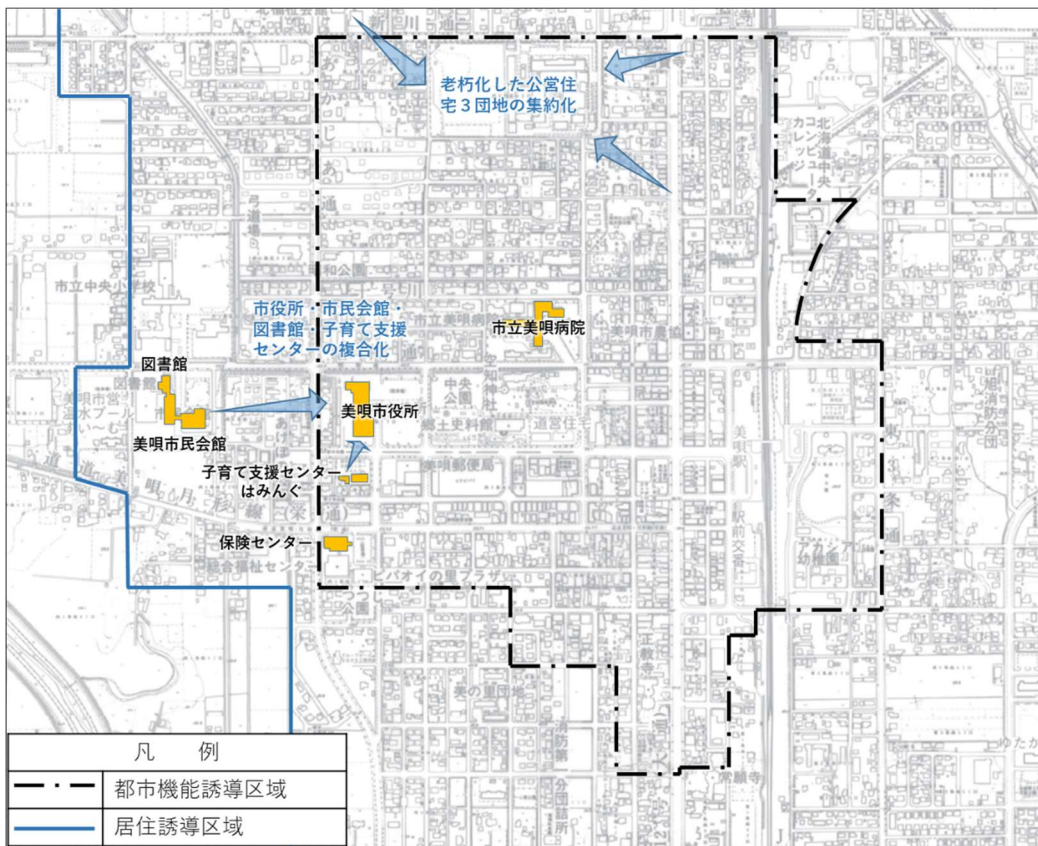


図 7-2 公共施設の併設、複合化及び集約化のイメージ

①市立美唄病院建替え事業

拠点づくりの1点目として、保健福祉の機能を取り込んだ市立美唄病院の建替えを推進します。

現在の市立美唄病院は、市民が安心して生活できる持続可能な医療構築を図る必要があるにもかかわらず、建物は築50年が経過し、施設の老朽化が著しく、耐震基準を下回っていることなど、早急な施設整備が求められています。

また、今後も進行する超高齢社会や人口減少による人口構造の変化に対応する新たな医療提供体制も同時に求められており、医療、介護、予防、住まい、生活支援を一体的に提供する地域包括ケアの推進が一層必要となります。

よって新たな医療施設では、医療と連携した健康相談や保健指導の他、認知症施策や貯筋体操、小中学生をはじめとする一般市民を対象とした医療、介護体験講座による健康交流活動を推進していきます。

このような医療施設は、市街地の中心部にあり、更には、次頁で述べている本市の主要な公共施設が集約される市役所の敷地に隣接する現在の病院敷地で整備していきます。

このことは、多くの市民が寄り合う、まちの求心力向上に繋がる取り組みとして大変重要と考えられ、都市機能誘導区域内に包括される当該計画地において、市民の医療拠点を構築し地域の再生を目指すことを目標とします。

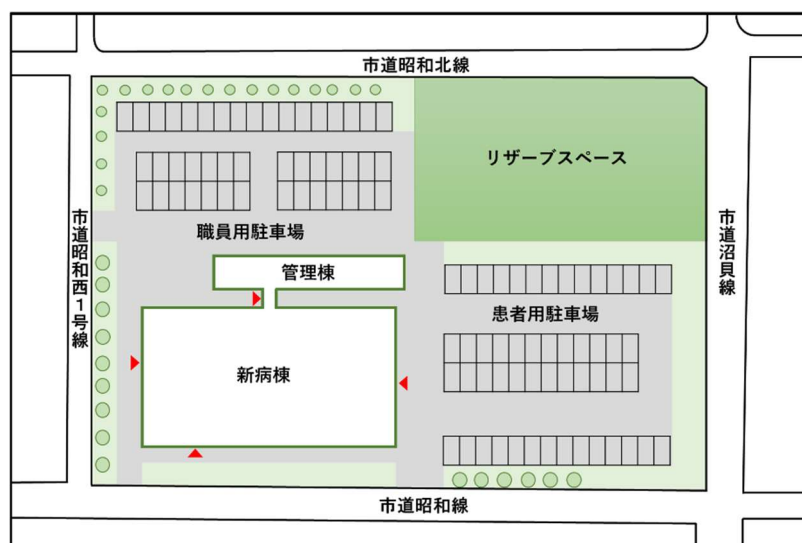


図 7-3 市立病院建替えのイメージ

②市役所、市民会館及び図書館等複合施設の整備事業

拠点づくりの2点目として、市役所、市民会館、公民館、図書館及び子育て支援センターが連続した施設整備を検討していきます。

これらの施設についても、老朽化が著しく分散して配置している点を考慮し、施設整備にあたってはJR美唄駅から利用しやすい現在の市役所庁舎の敷地に集約します。また、市立美唄病院及び都市計画公園である中央公園と隣接している立地関係を今後も活かし、市民の日常生活の利便性向上とまち歩きを促します。さらに、本市の公共施設総合管理計画に基づき、人口減少に見合った適正な規模での施設配置を進めていきます。

施設整備の詳細については、以下に示す点を重視し進めていくこととします。

- ・自動車により直接送迎しやすい施設配置や市街地を眺めることができる空間やカフェ・レストラン及び市民の憩いや交流の場となる空間づくりに努めること。
- ・子育て支援センターについては、少子化対策として、市役所庁舎敷地内に移転し行政の様々な部局との連携を密にしながら子育て支援を充実させていくこと。
- ・近年の豪雨暴風雪害や大規模な地震による防災対策機能を市役所庁舎内に取込むとともに、日常の防災及び災害発生時の情報発信機能の充実化を図ること。



図 7-4 市役所など複合施設のイメージ

③旧美唄工業高校跡地整備事業

市役所及び市立美唄病院をまちの核とし、これに近接する旧美唄工業高校跡地に老朽化した公営住宅のいなほ団地、進徳東団地及び南美唄団地の3団地を集約配置することで、まとまりのあるコンパクトシティを目指していきます。

住生活基本計画に基づいた人口規模に見合った適正な管理戸数による集約化を推進し、本市の人口流出防止に努めていきます。

施設整備にあたっては、自動車により直接送迎しやすい施設配置とするとともに、冬期間の堆雪スペースにも活用できる都市計画公園を配置します。また、この公園を含め既に当該敷地に立地している体育センターとの連携による様々な賑わいを創出していきます。

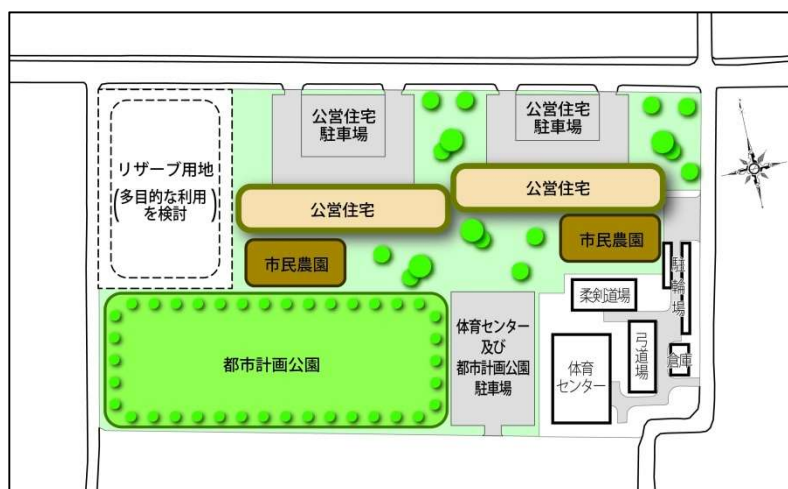


図 7-5 旧美唄工業高校跡地整備のイメージ

④中心市街地の賑わいづくり

都市機能誘導区域内の中心市街地については、商業施設等の多くのサービスを集積することが重要であり、このことによって、より歩いて暮らせるまちづくりの実現を目指していきます。本市の中心市街地の活性化に関しては、基本計画が法改正以前のものであるため、法改正に伴う新たな基本計画の策定が必要であると考えられます。その際の中心市街地対象区域内では、中心市街地活性化基本計画に基づき、適正な用途地域の変更や特別用途地区の指定など必要に応じた都市計画決定を実施していきます。

また、併せて、現在商工会議所で進めている地域商店街活性化法に基づく新たな取組みを充実させることにより、中心市街地の賑わいづくりを努めていきます。

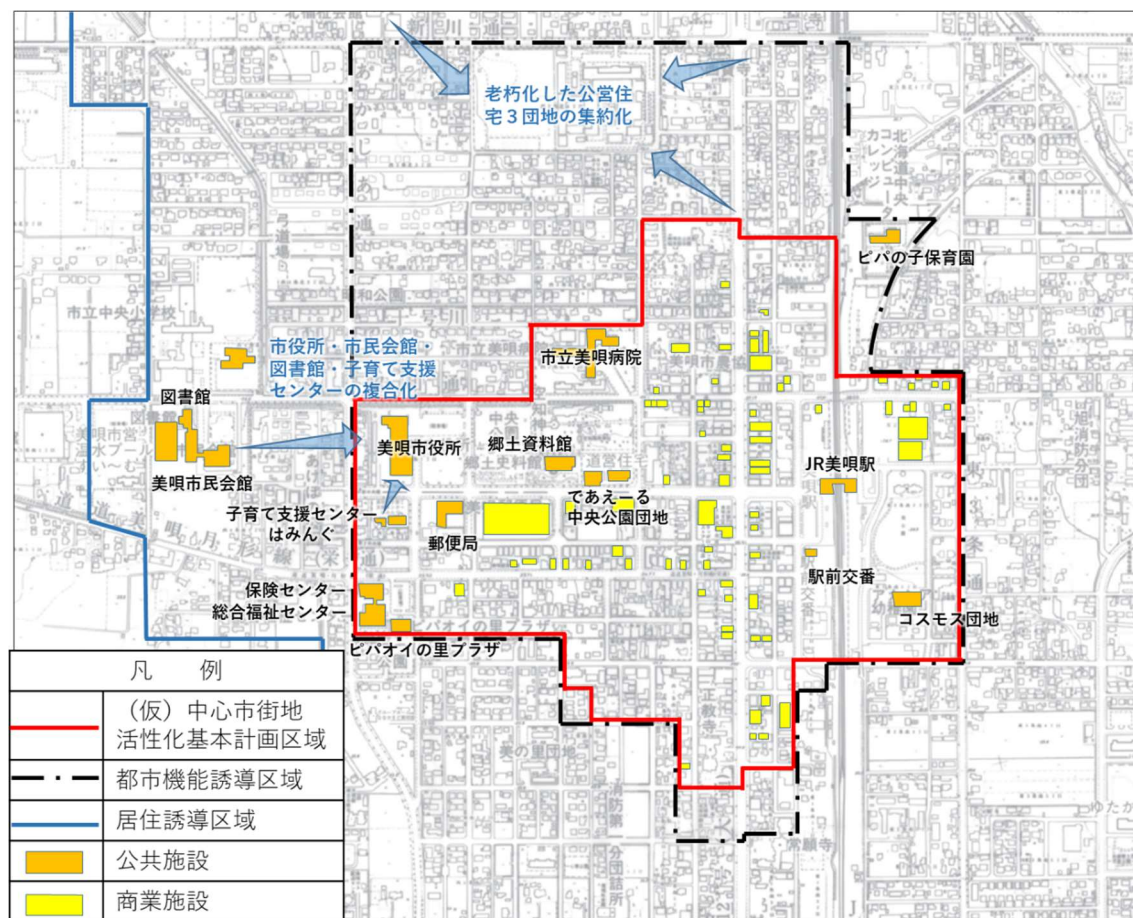


図 7-6 中心市街地活性化基本計画対象区域のイメージ

⑤快適な道路空間の形成

歩いて暮らせるまちづくりを実現するためには、医療施設や行政施設など各種の都市機能を徒歩・自転車で回遊できるような「ゆとりと潤い」のある歩道空間を配置するとともに、道路の段差解消等によるバリアフリー化を推進します。

また、徒歩・自転車の回遊性を高め、市民交流を充実させるために既存の広場などを活用し休憩施設の設置を進めていきます。さらには、本市の主な公共施設への案内を明確にするために情報案内板を都市機能誘導施設内の主要な箇所に設定し、市外からの来訪者に対してもスムーズなアクセスが可能な情報を提供していきます。

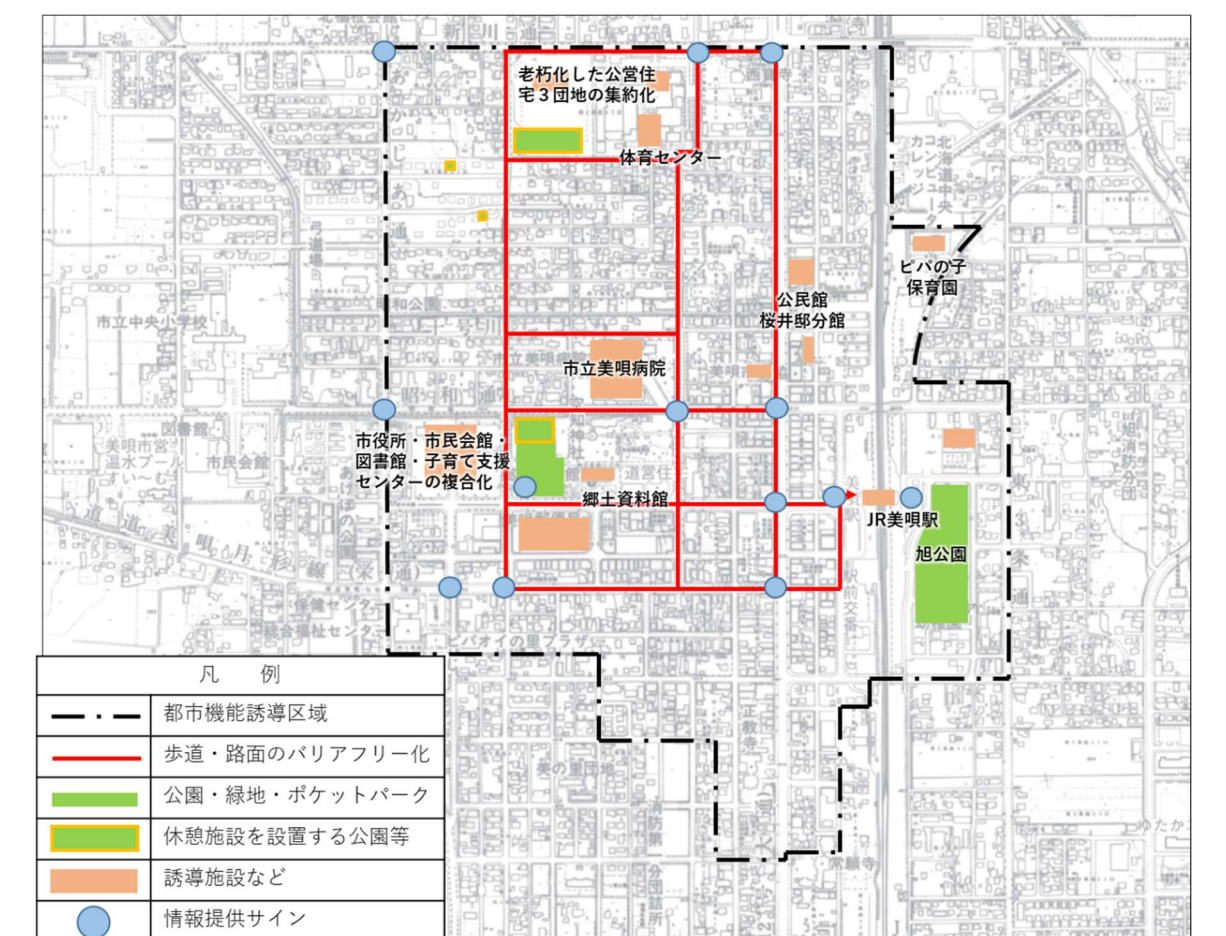


図 7-7 歩行者空間ネットワークのイメージ



図 7-8 案内板 (サンプル)



図 7-9 休憩施設 (サンプル)

(3) 低未利用土地に関する具体的施策

①低未利用土地の有効活用と適正管理のための指針等

1) 低未利用土地利用等指針

空き地・空き家等の低未利用土地が時間的・空間的にランダムに発生する都市のスポンジ化問題に対応するため、低未利用土地に対しては、適切な管理を促すだけでなく、有効利用を促すことが必要です。また、複数の土地の利用権等の交換・集約、区画再編等を通じて、低未利用土地を一体敷地とすることにより活用促進につながる場合、低未利用土地の地権者等と利用希望者とを行政がコーディネートすることなども検討していきます。

(ア) 利用指針

都市機能誘導区域内	オープンカフェや広場など、商業施設、医療施設等の利用者の利便を高める施設としての利用を推奨すること
居住誘導区域内	リノベーションによる既存住宅の再生及び良好な居住環境整備のための敷地統合等による利用を推奨すること

(イ) 管理指針

空き家	定期的な空気の入換え等の適切な清掃をおこなうこと
空き地等	雑草の繁茂及び害虫の発生を予防するための定期的な除草や、不法投棄等を予防するための適切な措置を講じ、適切な管理を行うこと

2) 低未利用土地権利設定等促進事業区域

(ア) 低未利用土地権利設定等促進事業区域の設定

居住誘導区域

(イ) 低未利用土地権利設定等促進事業に関する事項

促進すべき権利設定等の種類：地上権、賃借権、所有権等

立地を誘導すべき誘導施設等：都市機能誘導区域における誘導施設

居住誘導区域における住宅 等

②立地誘導促進施設協定に関する事項

1) 立地誘導促進施設の一体的な整備または管理が必要となると認められる区域

居住誘導区域

2) 立地誘導促進施設の一体的な整備または管理に関する事項

居住者等の利便を増進し、良好な市街地環境を確保するために、区域内の一団の土地の所有者及び借地権等を有する者は、以下の施設の一体的な整備または管理を適切に行うこととします。

種類：広場、広告塔、並木など、居住者、来訪者または滞在者の利便の増進に寄与する施設等であって住宅の促進に資するもの。

(4) 公共交通に関する具体的施策

市街地周辺の各生活拠点地区と市街地中心部とのアクセス並びに市街地内のアクセスを確保するための公共交通に関する施策は、美唄市地域公共交通網形成計画と連携しつつ、下記の施策を進めるものとします。

①市街地

J R 美唄駅を交通結節点とした市民バス東線及び南美唄線による循環運行については、幹線路線バスとの連携を図りながら、試験運行などを適宜実施し市民ニーズに対応した充実化を図っていきます。

②郊外部

児童生徒の登下校と一般市民の生活交通を確保する観点からスクールバスの混乗を今後も継続していきます。

乗合いタクシーについても利用者ニーズに対応した取組みを推進していきます。

③利用率向上に向けた利用促進

公共交通の時刻表や利用方法がわかるパンフレットを作成する等、利用率の向上に努めていきます。

8 目標の設定と評価方法

本計画による効果を客観的及び定量的に把握し、検証するための評価指標と目標値を以下のとおり定めます。

(1) 居住誘導区域の目標

居住誘導区域の設定により区域内の利便性と効率性を向上させ、人口減少を抑制します。この施策による数値目標として、目標年における居住誘導区域内人口の総人口に対する割合を以下のとおり定めます。

表 8-1 居住誘導区域に関する目標値

評価指標	現状（2018 年）	目標値（2040 年）
居住誘導区域内人口の総人口に対する割合	61%	79% ^{※1}

※1：2040 年居住誘導区域内人口は、国土技術政策総合研究所「将来人口・世帯予測ツール V2（H27 国調対応版）」を用いた計算結果等を加工して算定

(2) 都市機能誘導区域の目標

都市機能誘導区域内に集約配置する公共施設の箇所数やその効果を、以下のとおり定めます。

表 8-2 都市機能誘導区域に関する目標値

評価指標	現状（2021 年）	目標値（2040 年）
医療機関の徒歩圏人口カバー率 ^{※2}	57%	60%
集約配置を計画する公共施設の延床面積	22,397 m ²	15,257 m ²

表 8-3 集約配置を計画する公共施設数の内訳

評価指標	現状（2021 年）	目標値 （2040 年）
市立美唄病院建替え事業	・ 市立美唄病院：1 箇所（1 棟）	1 箇所（1 棟）
市役所、市民会館及び 図書館等複合施設の整備事業	・ 市役所：1 箇所（1 棟） ・ 市民会館及び公民館：1 箇所（1 棟） ・ 図書館：1 箇所（1 棟） ・ 子育て支援センター：1 箇所（1 棟）	1 箇所（4 棟）
旧美唄工業高校跡地整備事業	・ 南美唄団地：1 箇所（11 棟） ・ いなほ団地：1 箇所（37 棟） ・ 進徳東団地：1 箇所（30 棟）	1 箇所（2 棟）
合計	8 箇所（83 棟）	3 箇所（7 棟）

表 8-4 集約配置を計画する公共施設面積の内訳

評価指標	現状（2021 年） 建物延床面積（㎡）	目標値（2040 年） 建物延床面積（㎡）	備 考
市立美唄病院	10,154	6,415	
市役所	6,943	4,860	削減目標 30%
防災センター	—	304	
市民会館・公民館	3,383	2,368	削減目標 30%
図書館	1,109	998	削減目標 10%
子育て支援センター	808	727	削減目標 10%
主要な公共施設 延床面積の合計	22,397	15,672	およそ 6,725 ㎡を削減

(3) 施策の評価方法

本計画は、平成 31（2019）年度から平成 52（2040）年度までの 22 年間を計画期間としていますが、これまでに形づくられてきたまちの形状を、市街地の中心部及びその周辺に人口を集積するまちの形状に徐々に移行していくものであります。このため、人口分布やまちの形状などに関する現状と課題について 5 年毎に検証するとともに、本市を取り巻く社会情勢の変化等を勘案し、総合計画や都市計画マスタープランとの整合性を図りながら、必要に応じて見直しを図ることとします。

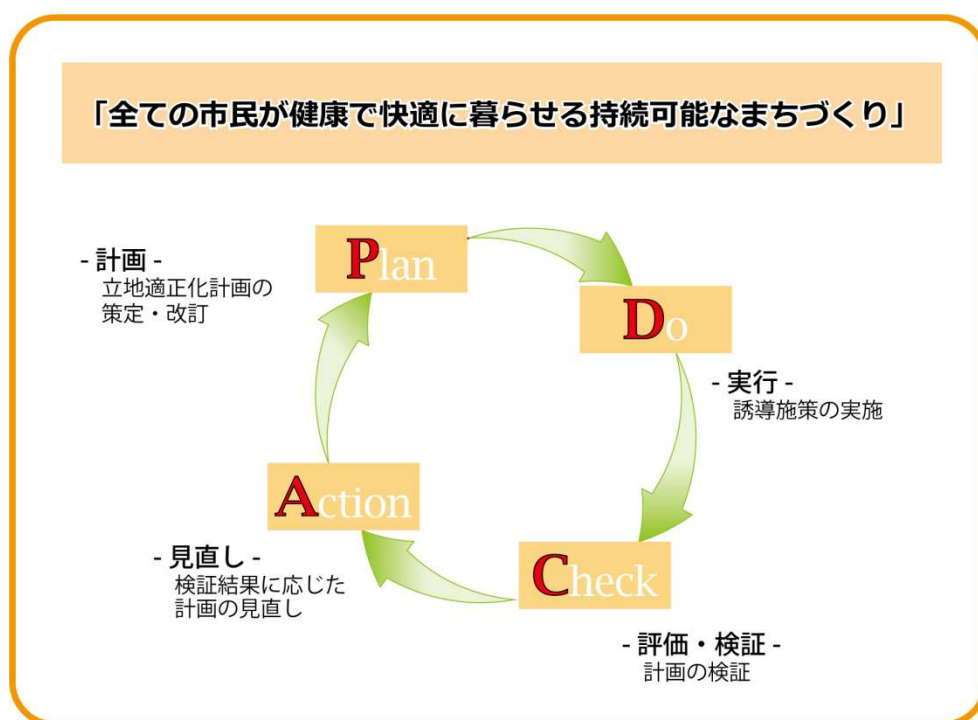


図 8-1 施策の達成状況の評価方法

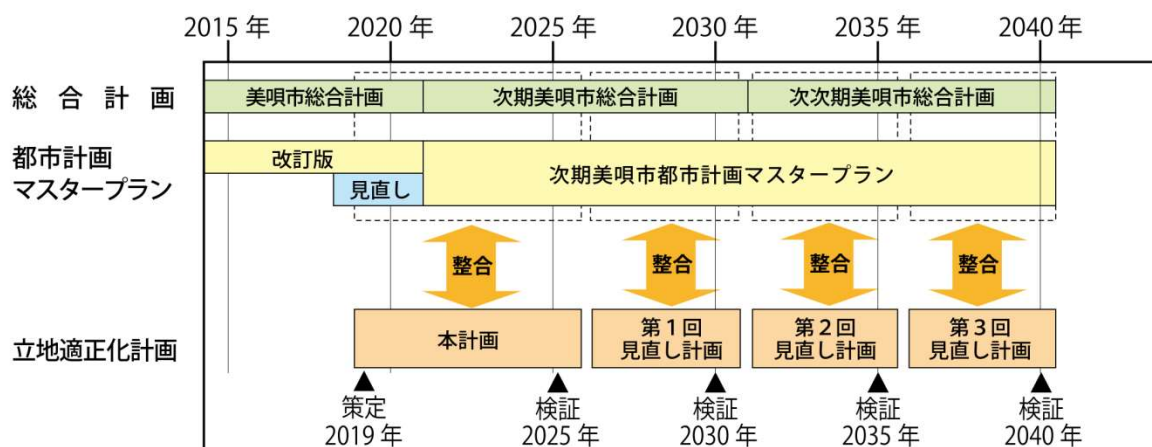


図 8-2 立地適正化計画の検証時期

(1) 策定組織

①平成 28 年度 美唄市コンパクトシティ構想庁内検討委員会

番号	役 職
1	総合政策課長
2	財政課長
3	危機管理対策室長
4	生活環境課長
5	地域福祉課長
6	こども未来課長
7	高齢福祉課長
8	医療等拠点づくり推進室次長
9	商工観光課長
10	産業振興課長
11	農政課長
12	都市整備課長
13	建築住宅課長
14	下水道課長
15	学務課長
16	生涯学習課長

②平成 29 年度 美唄市コンパクトシティ構想策定市民委員会
一般公募による 14 名。

③平成 30 年度 美唄市立地適正化計画策定委員会

番号	役 職
1	一般公募による 10 名（美唄市民）
2	総合政策課長（市役所職員）
3	財政課長（市役所職員）
4	危機管理対策室長（市役所職員）
5	生活環境課長（市役所職員）
6	医療等拠点づくり推進室次長（市役所職員）
7	生涯学習課長（市役所職員）

(2) 策定の流れ

①平成28年度 美唄市コンパクトシティ構想庁内検討委員会

回 数	日 付	備 考
第1回	平成28年6月7日	目的、計画の位置づけ、今後進める内容について
第2回	平成28年9月2日	本市の現状・関連計画について、コンパクトシティの他市の取組み事例
第3回	平成28年12月2日	基本方針等について
第4回	平成29年2月8日	美唄市コンパクトシティ構想素案について

②平成29年度 美唄市コンパクトシティ構想策定市民委員会

回 数	日 付	備 考
第1回	平成29年6月9日	美唄市コンパクトシティ構想素案について、策定スケジュールについて
第2回	平成29年8月4日	基本方針について①
第3回	平成29年9月1日	基本方針について②
第4回	平成29年10月2日	基本方針について③
第5回	平成29年10月23日	意見集約(市長への提言内容について)①
第6回	平成29年11月13日	意見集約(市長への提言内容について)②

パブリックコメントの実施：平成30年1月15日～平成30年2月14日

市民説明会：平成30年1月26日開催（市役所大会議室）

美唄市都市計画審議会への報告：平成30年3月2日

美唄市コンパクトシティ構想の策定完了（公表）：平成30年3月27日

③平成30年度 市民説明会等（美唄市コンパクトシティ構想）

自治組織代表者会議：平成30年7月6日

まちづくり地区懇談会：

日 付	場 所	日 付	場 所
平成30年7月11日	日東福祉会館	平成30年7月18日	峰延福祉会館
平成30年7月11日	光珠内福祉会館	平成30年7月19日	東明西福祉会館
平成30年7月13日	西美唄福祉会館	平成30年7月19日	市民会館
平成30年7月17日	東4条福祉会館	平成30年7月20日	東明生活館
平成30年7月17日	東福祉会館	平成30年7月20日	有為東親和会館
平成30年7月18日	南美唄福祉会館	平成30年7月30日	落合生活館

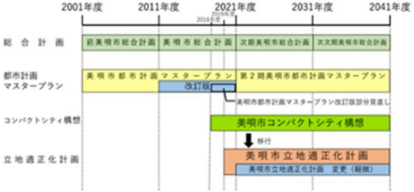
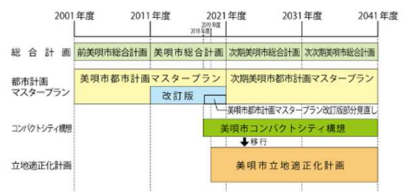
④平成30年度 美唄市立地適正化計画策定検討委員会

回 数	日 付	備 考
第1回	平成30年6月4日	美唄市コンパクトシティ構想について、アンケート調査について
第2回	平成30年6月14日	アンケート調査の実施について
第3回	平成30年8月2日	アンケート調査の集計について
第4回	平成30年8月9日	アンケート調査の評価、解析について、誘導区域の設定について
第5回	平成30年8月24日	公共施設の再配置について
第6回	平成30年10月4日	意見集約について

パブリックコメントの実施：平成31年1月15日～平成31年2月14日

美唄市都市計画審議会への報告：平成31年2月27日

(3) 新旧対照表

新	旧	変更理由
1. 立地適正化計画の概要 (2) 計画策定の目的 関連計画等（市策定） 市立美唄病院建替え基本構想・基本計画 (3) 計画期間 本計画は、平成 31（2019）年度を基準年とし、令和 22（2040）年度までの 22 年間の計画期間として策定したものです。 また、令和 3（2021）年度に策定した本計画の上位計画である第 2 期都市計画マスタープランに基づき、本市の理想とするコンパクトなまちづくりの基本方針を示すものとします。  図 1-3 計画期間の基本的な考え方 3. まちづくり方針 (2) 上位及び関連計画の方針 【第 2 期美唄市都市計画マスタープラン】（令和 3（2021）年 12 月：美唄市） ①コンパクトなまちづくりによる市街地の形成 集約化に向けた土地利用の基本的な考え方を以下のとおりとします。 1) まちなか居住を図る先駆的な取組みとして、市内各地に点在する老朽化した公営住宅については、市街地中心部への集約化を進めていきます。 2) 市役所及び市立美唄病院を基本とする区域については、これらの他にも必要とされる各種の公共施設を集約し一体化することで、コンパクトシティ化を推進し、利便性の向上した中心拠点区域の形成に努めていきます。 このために必要な用途地域変更の検討を進めていきます。 3) JR 美唄駅から西側の区域については、日常に必要な商業施設の立地誘導を進めていきます。このことにより、東西の住居系商業施設の配置上の均衡性を確保していきます。	1. 立地適正化計画の概要 (2) 計画策定の目的 関連計画等（市策定） 市立美唄病院・<u>保健福祉総合施設基本構想</u>・基本計画 (3) 計画期間 本計画は、平成 31（2019）年度を基準年とし、平成 52（2040）年度までの 22 年間の計画期間として策定したものです。 また、平成 32（2020）年度までには、本計画の上位計画である都市計画マスタープランの次期計画を策定する予定であることを考慮し、これよりも先に予め、本市の理想とするコンパクトなまちづくりの基本方針を示すものとします。  図 1-3 計画期間の基本的な考え方 3. まちづくり方針 (2) 上位及び関連計画の方針 【美唄市都市計画マスタープラン 部分見直し版】（平成 30（2018）年 9 月：美唄市） ①コンパクトなまちづくりに向けた計画的な土地利用の推進 土地利用の適正化に向けた基本的な考え方については、以下のとおりとします。 1) 市役所及び市立美唄病院を基本とする区域については、これらの他にも必要とされる各種の公共施設を集約し一体化することで、コンパクトシティ化を推進し、利便性の向上した中心拠点区域の形成に努めていきます。 2) JR 美唄駅から西側の区域については、多くの都市機能を集約するまちづくりを進めながら、その外周部に多くの市民の居住を誘導するために有効な手法を検討して参ります。	※P2 市立病院・保健福祉総合施設併設計画中止のため 下線部削除 ※P3 第 2 期都市計画マスタープラン策定のため 下線部修正 ※P3 立地適正化計画見直しのため計画期間の変更・追記 第 2 期都市計画マスタープラン策定完了のため語句の修正 ※P81 第 2 期都市計画マスタープラン策定完了のため、P104～P105 に基づいて下線部修正及び追加 ※語句の修正 ※追加 ※追加 ※見直しによる修正

4) 用途地域の縁辺部については、1点目に、現況が農地であり、将来宅地化となる見込みがなく農業の維持と発展を図ることが可能な区域について、用途地域の縮小を必要に応じて進めて参ります。

又、現況が農地以外の未利用地や農地でありながらも農業の維持と発展を図ることが困難である区域に関しては、用途地域を縮小するとともに、建築形態制限や特定用途制限地域の適正な運用を図り、土地利用をコントロールしていきます。

・用途地域の指定のない区域については、アルテピアッツァ周辺地区、田園地域、既存集落地のそれぞれの地域・地区にふさわしい特定用途制限地域の運用を今後も継続していくとともに各地域・地区に適合した建築形態制限の指定の検討を進め適正な土地利用をコントロールしていきます。

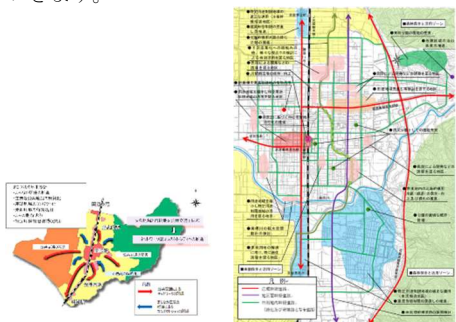


図 3-1 まちづくりの基本方針図（集約型のまちづくり・中央地域）

(5) 課題解決のために必要な施策・誘導方針（ストーリー）

②魅力ある市街地中心部形成への取組み

・市立病院と市役所を核とする公共施設の集約配置

(i)医療と福祉機能を充実させた市立美唄病院の建替え推進

7. 具体的施策の整理

(2) 都市機能誘導の具体的施策

まちの求心力向上を目指す拠点づくりのため、都市機能誘導区域においては、下図に示すとおり、公共施設の併設、複合化及び集約化を推進していきます。

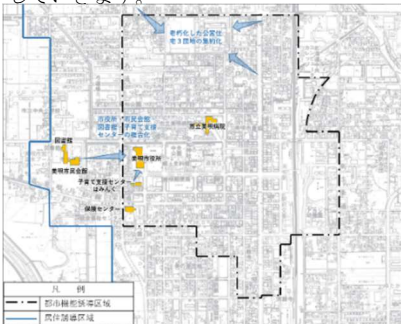


図 7-2 公共施設の併設、複合化及び集約化のイメージ

3) 用途地域の縁辺部について

・現況が農地であり、将来宅地化となる見込みのない区域については、農業の維持と発展を図ることが可能な区域について、用途地域の縮小を必要に応じて進めて参ります。

・現況が農地以外の未利用地となっている区域や農地でありながらも農業の維持と発展を図ることが困難である区域については、用途地域を縮小し、建築形態制限及び特定用途制限地域の指定を検討し、適正な土地利用をコントロールしていきます。

・用途地域の指定のない区域については、森林地帯、田園地域及び既存集落地のそれぞれの地域・地区にふさわしい、建築形態制限などの指定を検討し適正な土地利用をコントロールしていきます。



図 3-1 まちづくり基本方針図（中央地域・北部地域）

(5) 課題解決のために必要な施策・誘導方針（ストーリー）

②魅力ある市街地中心部形成への取組み

・市立病院と市役所を核とする公共施設の集約配置

(i)市立美唄病院と、保険・福祉・介護との連携を図るための保健福祉総合施設の併設による建替え推進

7. 具体的施策の整理

(2) 都市機能誘導の具体的施策

まちの求心力向上を目指す拠点づくりのため、都市機能誘導区域においては、下図に示すとおり、公共施設の併設、複合化及び集約化を推進していきます。

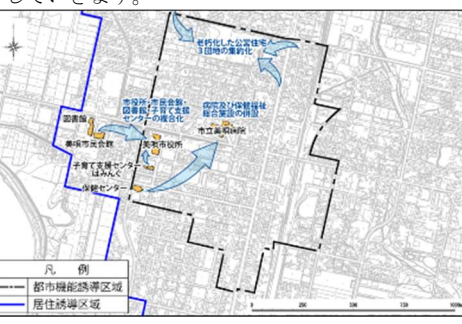


図 7-2 公共施設の併設、複合化及び集約化のイメージ

※語句の修正

※図の変更

美唄市都市計画マスタープラン

P113 図 6-8 集約型のまちづくり

P140 図 7-2 中央地域まちづくり基本方針図

※P86

保健福祉総合施設併設中止のため文章変更

※P98 保健福祉総合施設併設中止による配置変更のため図面の修正

① 市立美唄病院建替え事業

拠点づくりの1点目として、保健福祉の機能を取り込んだ市立美唄病院の建替えを推進します。

現在の市立美唄病院は、市民が安心して生活できる持続可能な医療構築を図る必要があるにもかかわらず、建物は築50年が経過し、施設の老朽化が著しく、耐震基準を下回っていることなど、早急な施設整備が求められています。また、今後も進行する超高齢社会や人口減少による人口構造の変化に対応する新たな医療提供体制も同時に求められており、医療、介護、予防、住まい、生活支援を一体的に提供する地域包括ケアの推進が一層必要となります。よって新たな医療施設では、医療と連携した健康相談や保健指導の他、認知症施策や貯筋体操、小中学生をはじめとする一般市民を対象とした医療、介護体験講座による健康交流活動を推進していきます。

このような医療施設は、市街地の中心部にあり、更には、次頁で述べている本市の主要な公共施設が集約される市役所の敷地に隣接する現在の病院敷地で整備していきます。

このことは、多くの市民が寄り合う、まちの求心力向上に繋がる取り組みとして大変重要と考えられ、都市機能誘導区域内に包括される当該計画地において、市民の医療拠点を構築し地域の再生を目指すことを目標とします。

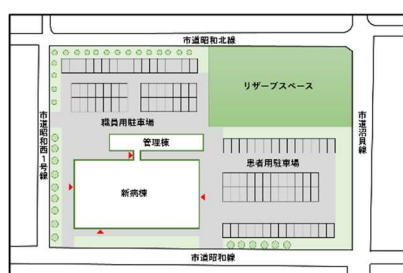


図 7-3 市立病院建替えのイメージ

④ 中心市街地の賑わいづくり

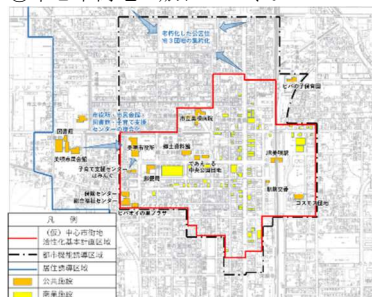


図 7-6 中心市街地活性化基本計画対象区域のイメージ

① 市立美唄病院及び保健福祉総合施設建替え事業

拠点づくりの1点目として、保健福祉総合施設と併設した市立美唄病院の建替えを推進します。

現在の市立美唄病院は、市民が安心して生活できる持続可能な医療構築を図る必要があるにもかかわらず、建物は築50年が経過し、施設の老朽化が著しく、耐震基準を下回っていることなど、早急な施設整備が求められています。また、本市においては、市立美唄病院、保健センター、地域包括支援センター等、医療と保健福祉の機能がそれぞれ点在して配置しており、今後、市民が安心して暮らせる地域を目指すためには、保健、医療、福祉及び介護の一体的な連携が図れるよう、総合的な保健福祉施設を市立美唄病院に併設して整備する必要があります。

これらの一連の施設については、市民の利便性や公共施設としての市街地中心部での役割を踏まえ、建築場所を現在の敷地で進めていきます。このことにより、多くの市民の都市機能誘導区域とその周辺への居住を促すとともに、健康福祉の充実を図ります。

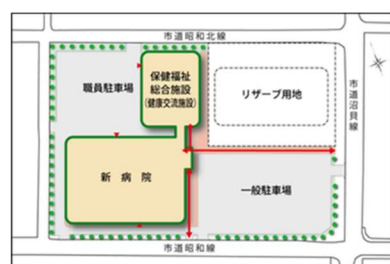


図 7-3 市立病院など建替えのイメージ

④ 中心市街地の賑わいづくり



図 7-6 中心市街地活性化基本計画対象区域のイメージ

※P99 保健福祉総合施設の併設中止のため、新たに、下線部変更

※P99 保健福祉総合施設併設中止による配置図変更のため

※名称変更

※P102
※保健福祉総合施設併設中止のため
・『病院及び保健福祉総合施設の併設』
・矢印
削除

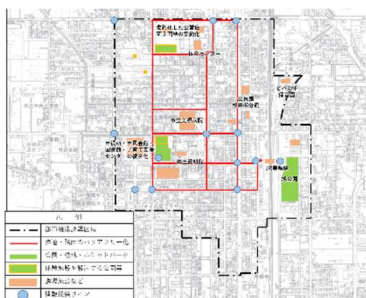


図 7-7 歩行者空間ネットワークの

8. 目標の設定と評価方法

(2) 都市機能誘導区域の目標

表 8-2 都市機能誘導区域に関する目標値

評価指標	現状 (2021 年)	目標値 (2040 年)
医療機関の徒歩圏 人口カバー率	57%	60%
集約配置を計画する 公共施設の延床面積	22,397 m ²	15,257 m ²



図 7-7 歩行者空間ネットワークの

8. 目標の設定と評価方法

(2) 都市機能誘導区域の目標

表 8-2 都市機能誘導区域に関する目標値

評価指標	現状 (2018 年)	目標値 (2040 年)
医療機関の徒歩圏 人口カバー率	56%	60%
交流人口の総人口 に対する割合※5 (健康福祉関連)	6%	25%※6
集約配置を計画する 公共施設の延床 面積	23,259 m ²	17,857 m ²

※5：健康等交流活動参加者数を交流人口（健康福祉関連）としたときの、現在の全市人口に対する割合

※6：市立美唄病院及び保健福祉総合施設建替え事業により健康等交流活動参加者数（交流人口）が倍増し、2040 年においてもその参加者数を維持することを目標として設定

表 8-3 集約配置を計画する公共施設数の内訳

評価指標	現状 (2021 年)	目標値 (2040 年)
市立美唄病院建替 え事業	・市立美唄病院：1 箇所 (1 棟)	1 箇所 (1 棟)
市役所、市民会館 及び 図書館等複合施設 の整備事業	・市役所：1 箇所 (1 棟) ・市民会館及び公民館：1 箇所 (1 棟) ・図書館：1 箇所 (1 棟) ・子育て支援センター：1 箇所 (1 棟)	1 箇所 (4 棟)
旧美唄工業高校跡 地整備事業	・南美唄団地：1 箇所 (11 棟) ・いなほ団地：1 箇所 (37 棟) ・進徳東団地：1 箇所 (30 棟)	1 箇所 (2 棟)
合計	8 箇所 (83 棟)	3 箇所 (7 棟)

表 8-3 集約配置を計画する公共施設数の内訳

評価指標	現状 (2018 年)	目標値 (2040 年)
市立美唄病院及び 保健福祉総合施設 建替え事業	・市立美唄病院：1 箇所 (1 棟) ・保健センター：1 箇所 (1 棟)	1 箇所 (2 棟)
市役所、市民会館 及び 図書館等複合施設 の整備事業	・市役所：1 箇所 (1 棟) ・市民会館及び公民館：1 箇所 (1 棟) ・図書館：1 箇所 (1 棟) ・子育て支援センター：1 箇所 (1 棟)	1 箇所 (4 棟)
旧美唄工業高校跡 地整備事業	・南美唄団地：1 箇所 (11 棟) ・いなほ団地：1 箇所 (37 棟) ・進徳東団地：1 箇所 (30 棟)	1 箇所 (2 棟)
合計	9 箇所 (84 棟)	3 箇所 (8 棟)

※P103

保健福祉総合施設併設
中止のため
『病院及び保健福祉総
合施設の併設』
削除

※P106

保健福祉総合施設併設
中止に伴う評価指標の
削除及び面積修正

※P107

保健福祉総合施設併設
中止による内訳変更

※集約箇所数・棟数の変更

表 8-4 集約配置を計画する公共施設面積の内訳

評価指標	現状（2021年） 建物延床面積 (㎡)	目標値（2040年） 建物延床面積 (㎡)	備 考
市立美唄病院	10,154	<u>6,415</u>	
市役所	6,943	4,860	削減目標 30%
防災センター	-	304	
市民会館・公民館	3,383	2,368	削減目標 30%
図書館	1,109	998	削減目標 10%
子育て支援センター	808	727	削減目標 10%
主要な公共施設 延床面積の合計	<u>22,397</u>	<u>15,672</u>	およそ 6,725 ㎡を 削減

表 8-4 集約配置を計画する公共施設面積の内訳

評価指標	現状（2018年） 建物延床面積 (㎡)	目標値（2040年） 建物延床面積 (㎡)	備 考
市立美唄病院	10,154	<u>7,260</u>	
保健センター	<u>862</u>	<u>1,340</u>	
市役所	6,943	4,860	削減目 標 30%
防災センター	-	304	
市民会館・公民館	3,383	2,368	削減目 標 30%
図書館	1,109	998	削減目 標 10%
子育て支援センター	808	727	削減目 標 10%
主要な公共施設 延床面積の合計	<u>23,259</u>	<u>17,857</u>	およそ 5,400 ㎡ を削減

※集約延べ床面積の変更

美唄市立地適正化計画

発行 美唄市 都市整備部 都市建築住宅課

〒072-8660 北海道美唄市西3条南1丁目1番1号

e-mail kenchiku@city.bibai.lg.jp

TEL 0126-62-3131 FAX 0126-62-1088